

第2次さくら市総合計画

〈後期基本計画〉

令和3年3月
栃木県さくら市



さくら市長 花塚 隆志

さくら市は誕生以来、移り住んでいただける人流が顕著で年少人口比率が高い（子どもが多い）自治体として発展しています。近い将来を具体的に描く基本的な計画として、さくら市では10年間を見据えた基本構想と5年を期間とする基本計画からなる「第2次さくら市総合計画」を平成28年3月に策定しています。

様々な行政課題は日々変化するものも多く、柔軟かつ的確に対応する必要があることから、この度、これまでの取組を継承しながら新しい視点を取りこんで、基本構想の変更を行うとともに、「第2次さくら市総合計画後期基本計画」を策定いたしました。

近年においては、進行する少子高齢化・人口減少社会に対応するため、「さくら市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を推進してきたほか、私は就任にあたって、第2次さくら市総合計画の理念を実現するため、具体的かつ意欲的な“旗印”として「さくら市進化プラン」を掲げて市政運営にあたってまいりました。

この間においても、全国的な自然災害の多発化・激甚化、価値観の多様化や地域社会の変貌に伴う困難な諸課題をはじめ、直近では新型コロナウイルス感染症をめぐる市民の健康・市域の経済活動における諸課題のほか、デジタル技術の発展を活かす諸施策の必要性などの新たな重要課題が顕在化しており、国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」に代表される世界共通の価値観の下、これらの課題ひとつひとつに取り組んでいかなければなりません。

今般これらを受けて、基本構想の変更に伴い、基本構想に掲げる将来都市像も微修正して、「安心して暮らせ、地域・ひと・ものを結ぶ、魅力いっぱい
のまち -健康・里山・桜の小都市-」と位置づけ、新たな政策課題にも取り組むことを旨として、後期基本計画を策定いたしました。

あらゆる市民活動にも最適な「ちよどいい！さくら市」として、生活基盤・生活環境の整備を図り、さくら市での「暮らしを楽しめる」まちづくりに取り組んでまいりますが、この将来都市像の実現のためには、行政の全力投球と共に、市民の皆様や事業者の方々のお力を結集することが必要です。皆様のご協力とご尽力を賜りますよう心からお願い申し上げまして計画上梓のご挨拶といたします。

令和3年3月

目次

序論

1	計画策定の趣旨・目的	2
2	計画の構成と期間	3
3	行政評価を活用した総合計画	5
4	総合計画と各種計画との連動	7
5	さくら市の姿	12
6	さくら市をとりまく時代動向・潮流	13
7	人口・世帯	15
8	産業	21
9	財政動向	24
10	市民意識	26

基本構想

1	まちづくりの体系・全体像	32
2	まちづくりの基本理念・将来都市像	33
3	まちづくりの方向性	34
4	計画推進の基本姿勢	36
5	将来の人口展望	38
6	財政の見通し	39
7	土地利用の方向性	40

基本計画

1	後期基本計画の構成	42
2	後期基本計画の重点分野と各種全庁的計画との連携	43
3	後期基本計画の各ページの読み方	46

政策Ⅰ ～市民とともに築く自立した行財政～

I-1	市民ネットワークあふれるまちづくりの推進	48
I-2	適正な事務執行とサービス提供	50
I-3	効果的・効率的な行政経営の推進	52
I-4	透明で健全な財政の確立	54

施策Ⅱ ～福祉の充実と安心の社会保障～

Ⅱ-1	助け合いと支え合いの地域福祉	56
Ⅱ-2	生きがいをもたらす高齢者福祉	58
Ⅱ-3	自立・支援・社会参加の障がい者（児）福祉	60
Ⅱ-4	健康・予防・医療体制の充実と健康づくり	62
Ⅱ-5	安心で安全な子育て環境づくり	64
Ⅱ-6	生活を支援する社会保障と社会福祉	66

施策Ⅲ ～文化薫る心豊かな人材の育成～

Ⅲ-1	健やかに人を育み生涯にわたる学習活動の推進	68
Ⅲ-2	芸術・文化・歴史があふれる市民文化の継承	70
Ⅲ-3	確かな学力と健やかな心や体を育む学校教育	72
Ⅲ-4	充実した生涯スポーツ社会の実現	74
Ⅲ-5	市民1人ひとりの人権尊重	76

施策Ⅳ	～くらしを支える強固な経済基盤～	
IV-1	時代とニーズに合致した農林水産業の確立	78
IV-2	安定と発展の商工業基盤の充実と強化	80
IV-3	地域資源を活かした観光の振興	82
施策Ⅴ	～機能的で住みやすい安全な都市機能～	
V-1	安全で快適な交通環境の充実	84
V-2	魅力ある良好な市域の形成	86
V-3	暮らしの安全・安心な社会の構築	88
V-4	いのちとくらしを守る災害に強いまちづくり	90
V-5	安全でおいしい水道水の安定供給	92
V-6	良好な水資源を保全する汚水処理の推進	94
施策Ⅵ	～次代に引き継ぐ豊かな自然と環境～	
VI-1	次世代に継承する自然環境の保全	96
VI-1	5R※1による循環型社会の実現	98
VI-1	ルールとモラルにもとづく生活衛生環境の向上	100

第2期さくら市まち・ひと・しごと創生総合戦略

I	まち・ひと・しごと創生総合戦略の概要	104
II	人口展望と基本目標	108

さくら市国土強靱化地域計画

第1章	計画の概要	116
1-1	策定の背景と目的	116
1-2	計画の位置づけ	117
1-3	計画の構成	118
1-4	計画期間	118
1-5	計画策定の進め方	119
第2章	本計画の基本的考え方	120
2-1	基本目標	120
2-2	事前に備えるべき目標	120
2-3	想定する自然災害	120
2-4	リスクマネジメントによるアプローチ	121
2-5	総合計画との連携を踏まえた記載方法	121
第3章	脆弱性評価と推進方針	122
3-1	脆弱性評価と推進方針検討のプロセス	122
3-2	リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)の一覧	123
3-3	リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)と 総合計画の相関図	125
3-4	リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)別の 脆弱性評価と推進方針	128
第4章	計画の推進及び進捗管理	145
4-1	計画の推進及び進捗管理	145
4-2	計画の見直し	145

参考資料

.....	148
-------	-----



序論

SAKURA CITY

1 計画策定の趣旨・目的

第2次さくら市総合計画は、今後のまちづくりの方向性を示すため、市政運営の最上位計画としてとりまとめるものです。

総合計画の策定については、地方自治法の一部を改正する法律（平成23年法律第35号）の公布・施行により、基本構想の法的な策定義務（旧第2条第4項）がなくなったため「計画を策定するか」「策定する場合は、議会の議決を経るか」については、市の判断に委ねられることになりました。

さくら市では「計画的な行政経営の推進」「市民への説明責任を果たす」といった必要性から、次の目的のため、第2次さくら市総合計画を策定します。

【第2次さくら市総合計画策定の目的】

- 未来を見据え、中長期的な視野に立ち、計画的な行政経営を推進するためのまちづくりの指針とするため。
- 経営環境、市政方針等を踏まえたPlan（計画）・Do（実施）・Check（評価）・Action（改善）に基づくマネジメントの推進基点となる政策・施策展開のPlan（計画）を設定するため。
- まちづくりのめざすべき姿及びその達成度について「市民にわかりやすい計画」を設定するとともに、市民への説明責任を果たすため、その達成度を定期的に報告し、まちづくりの状況を市民と共有するため。

【根拠法令】

さくら市総合計画条例（平成27年さくら市条例第15号）

2 計画の構成と期間

第2次さくら市総合計画は「基本構想」「基本計画」「実施計画」により構成します。

(1) 基本構想

【計画期間：10年間】

市民と行政がともに進めていくまちづくりの基本理念・方向性を示すものです。

さくら市がめざす将来の都市像・まちづくりの目標を掲げます。

なお、まちづくりの基本理念・方向性は中長期的な方針であり、明確な計画期間を設定しないものとし、ただし、環境変化等の必要に応じて適宜見直しを行う目安として10年間の計画期間とします。

内容については、合併時に策定した新市建設計画の理念を踏まえたさくら市第1次振興計画の内容を更に踏まえつつ、時代環境を反映させるための見直しを行います。

(2) 基本計画

【計画期間：5年間】

基本構想で定めたまちづくりの目標等を具体的に実現するための『中期経営計画』として位置づけ、施策分野ごとにめざす姿、方向性等を示します。

また、施策分野ごとに成果指標を設定し、施策のめざす姿、方向性等をよりわかりやすく示すとともに、効果検証に活用します。

社会経済情勢の変化等に的確に対応するため、5年間の計画期間とします。

なお、後期基本計画からは、基本計画以外の全庁的計画との連動性を図り、統合的管理を行うため、成果指標単位でその関係性を示しています。

■今後5年間で集中的・重点的に取り組むべき事項……………重点

■さくら市行政改革大綱に関連する事項……………行政改革

■さくら市まち・ひと・しごと創生総合戦略のKPI ……地方創生

■さくら市国土強靱化地域計画のKPI ……強靱化

また、地球温暖化、格差拡大等の全世界共通の課題の解決のため、国連ではSDGs（持続可能な開発目標）を掲げており、日本でも企業・個人・行政において、その取組が活発化しています。さくら市でも、後期基本計画の各施策がSDGsの17のゴールとどのような関係があるかを示します。

※ K P I = Key Performance Indicator(重要業績指標)



(3) 実施計画

基本計画に掲げるめざす姿の実現のための具体的な取組（事務事業）を示したものです。

事務事業についても、その成果の効果検証のために成果指標を設定し、管理します（事務事業評価）。

実施計画は、5年間の事業概要を確定するものではなく、事業の成果等の結果を踏まえ、毎年度、見直しを行います。

◆ 計画の構成と期間のイメージ ◆

基本構想（基本理念と方向性）

【計画期間：平成28年度から10年間】

基本計画（施策分野ごとのめざす姿）

【計画期間：令和3年度から5年間】 ※後期基本計画として

実施計画（具体的な取組：事務事業）

【計画期間：令和3年度から5年間】 ※毎年度見直し

年度	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
基本構想 手段 ↓	基本構想（10年）									
基本計画 手段 ↓	基本計画									
						後期基本計画				
実施計画	実施計画 ※									
						実施計画 ※				

※ 実施計画は、事務事業評価の結果等を踏まえ、毎年度見直し（追加、廃止、増額、減額等）

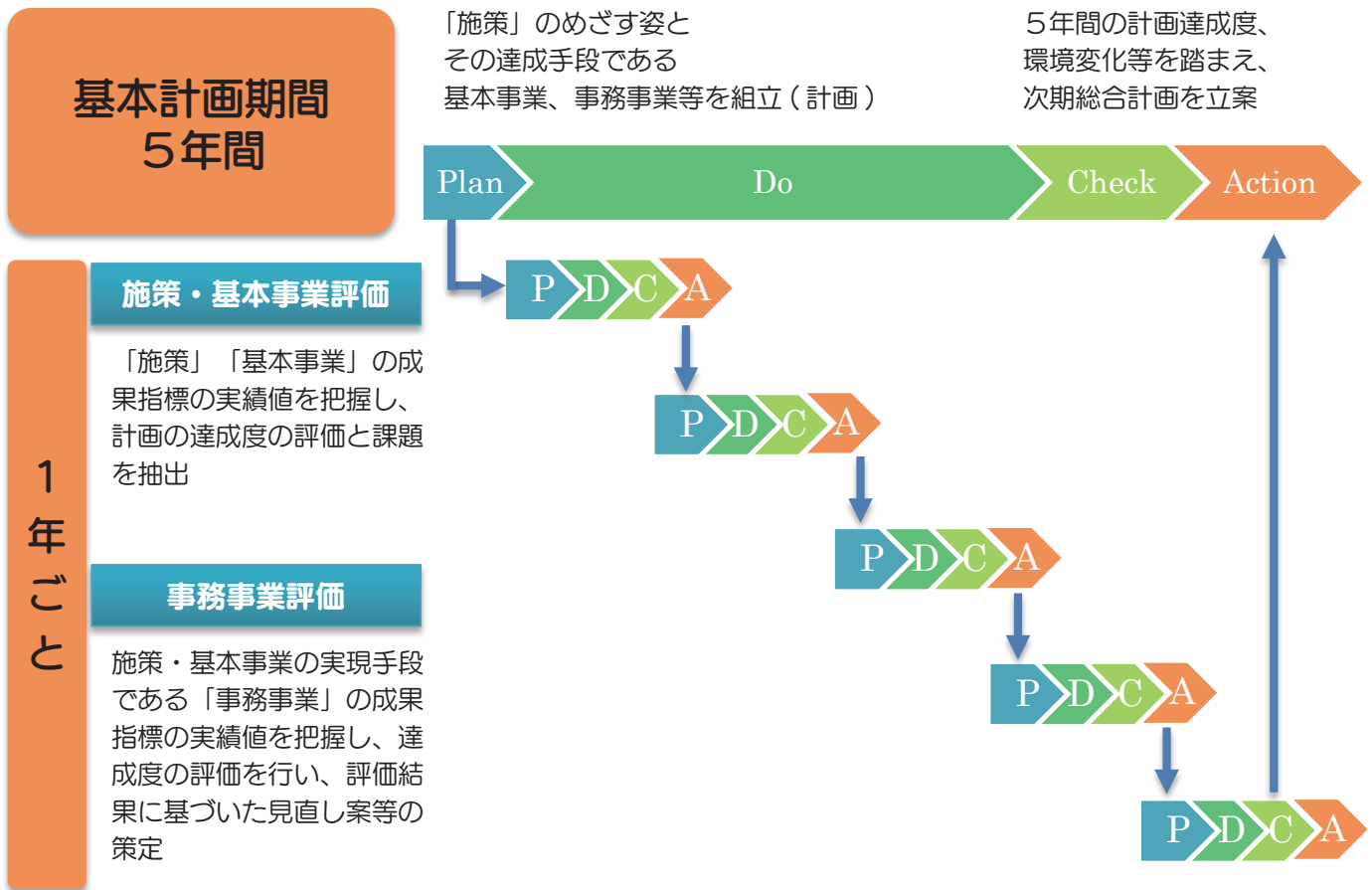
3 行政評価を活用した総合計画

(1) 行政評価の基本構造

基本構想を実現する手段として、基本計画で政策・施策体系を設定（Plan）しています。その内容に基づいて予算が配分され、事業を実行（Do）します。そして事業の実施によって、施策のめざす姿が計画どおりに達成できているかを、成果指標というモノサシを活用して評価（Check）し、その評価を検証することにより、改善策、より昇華した施策等を講じ（Action）ていく一連の行政評価の流れを「PDCAサイクル」といいます。

この行政評価は、階層的に実施されます。総合計画（基本計画）の進行管理（達成度管理）は、計画期間の5年間でひとつのPDCA期間として実施します。また、5年間の計画達成に向けて1年度ごとのPDCA期間を設定し、「施策・基本事業評価」「事務事業評価」を通して、成果指標値の進捗、計画達成への貢献度、新たな課題等の把握を行い、次年度への見直し、予算配分等を行います。この1年度ごとの行政評価を、5年間の計画期間において連続的に実施します。また1年度ごとの計画を実現するため、各事務事業の執行においても4半期、月間、週間単位等で行政評価を実施していきます。

さくら市では、さくら市第1次振興計画後期基本計画より、行政評価の考え方を取り入れた計画策定・進行管理に取り組んでおり、第2次さくら市総合計画でも継承していきます。



(2) 行政評価（PDCAサイクル）による進行管理・評価

行政評価を活用したマネジメントの特徴は、成果指標というモノサシを設定し、施策・事務事業の達成度を市民にわかりやすく「見える化」することにあります。

第2次さくら市総合計画においても「施策」「基本事業」「事務事業」の施策体系の各階層の達成度を示す成果指標を設定します。

基本計画の構成要素である「施策」「基本事業」には、基本計画の計画期間満了年度の目標値を設定し、経営計画としての機能を果たします。

第2次さくら市総合計画の策定後は、1年度ごとに「施策」「基本事業」「事務事業」におけるそれぞれの成果指標について実績値の把握を行い、それに基づく達成度の評価を行います。

評価結果から、施策の成果達成に向けた課題を抽出し、事務事業の見直し、スクラップアンドビルド※等の対策を講じます。

※ 役割を終えた事業、費用対効果の低い事業等を廃止（スクラップ）し、今の時代に必要な事業、費用対効果の高い事業等を実施（ビルド）すること。

【行政評価を活用したマネジメントの例】



4 総合計画と各種計画との連動

(1) 経営計画としての総合計画

第2次さくら市総合計画は、各行政分野を総合的に網羅した最上位計画として位置づけるとともに、さくら市の「経営計画」として、政策推進・行政改革（行政経営）・健全財政の3側面を包含した計画として策定します。

【重点分野を明示した総合計画】

限られた資源で「あれもこれも」を行うことは、健全財政を損ねることになります。第2次さくら市総合計画では、後期基本計画期間で重点的に取り組むべき分野を計画内に明示し、市民との共有化を図ります。

【行政改革大綱を包含する総合計画】

さくら市では「行政改革大綱」は策定せず、第2次さくら市総合計画に包含するものとします。行政改革の観点から取り組むべき分野を計画内に明示し、市民との共有化を図ります。

【地方創生・国土強靱化を包含する総合計画】

人口減少と地域経済縮小の克服を図るため、まち・ひと・しごとの創生及びその好循環の確立をめざす「まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「地方創生総合戦略」という。）」及び災害による人的・物的被害の未然防止、減災等をめざす「国土強靱化地域計画」は、全市町村での策定を国から求められています。この2つの計画は、総合計画と担う範囲が重複するとともに、全庁的な政策推進、事業計画等にも大きく影響するものです。

そこで、個々の計画をバラバラに策定するのではなく、一体的な策定・推進により限られた資源の有効活用を図ります。また、各計画の進捗管理、市民への説明責任を果たすことについても、行政評価の成果指標を活用し、わかりやすく報告することで関係業務の整流化を図ります。

地方創生総合戦略・国土強靱化地域計画のめざす姿、方向性等は、総合計画の基本計画内の基本事業に包含するものとします。

総合計画（基本計画）の施策体系一覧		他計画の該当項目			
施策名	基本事業名	重点分野	行政改革	地方創生	国土強靱化
1 市民ネットワークあふれるまちづくりの推進	1 市民活動の活性化		●		
	2 地域コミュニティ活動の活性化			●	
	- 施策の総合推進				
2 適正な事務執行とサービス提供	1 快適な窓口サービスの推進		●		
	2 開かれた議会運営				
	3 外国人向けのサービス提供				
	4 適正な個人情報の管理				
	5 ICTによる情報の適切な管理と利活用		●		
	- 施策の総合推進				
3 効果的・効率的な行政経営の推進	1 成果を重視した行政経営の確立		●		
	2 職員能力と組織力の向上		●		
	3 適正な人事管理の推進		●		
	4 広域行政・交流の取組みの促進	●			
	5 広報・広聴の充実		●		●
	- 施策の総合推進				

(2) 総合計画と各個別計画との連動

第2次さくら市総合計画は、さくら市の各行政分野を総合的に網羅した最上位計画ですが、さくら市では、それ以外に部門別の個別計画を策定しています。個別計画は、第2次さくら市総合計画と同じ方向性を踏まえ、策定・進行管理が行われます。

ただし、個別計画は、第2次さくら市総合計画と計画期間が異なるため、一時的に方向性等が異なっている場合がありますが、個別計画の改定時に整合性を図るものとします。

《市の最上位計画》

◆第2次さくら市総合計画

個別計画 ※基本計画掲載順

- ▼ さくら市公共施設等総合管理計画（平成29年度～令和38年度）
- ▼ 第2次さくら市地域福祉計画（平成29年度～令和3年度）
- ▼ 第8期さくら市高齢者総合保健福祉計画（令和3年度～令和5年度）
- ▼ さくら市再犯防止推進計画（令和3年度～）
- ▼ さくら市第4期障がい者計画（令和3年度～令和7年度）
- ▼ さくら市第6期障がい福祉計画（令和3年度～令和5年度）
- ▼ さくら市第2期障がい児福祉計画（令和3年度～令和5年度）
- ▼ 健康21さくらプラン（第2期）計画（平成30年度～令和4年度）
- ▼ さくら市自殺対策計画（令和2年度～令和4年度）
- ▼ 第2期さくら市子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）
- ▼ さくら市公営住宅長寿命化計画（令和3年度～令和12年度）
- ▼ 第2次さくら市生涯学習推進計画（平成29年度～令和8年度）
- ▼ さくら市学校施設長寿命化計画（平成30年度～令和9年度）
- ▼ 第4次さくら市男女共同参画計画（平成31年度～令和5年度）
- ▼ さくら市企業誘致推進計画（令和3年度～令和7年度）
- ▼ さくら市シティプロモーション戦略（平成31年度～令和4年度）
- ▼ さくら市地域公共交通網形成計画（令和2年度～令和6年度）
- ▼ さくら市道路整備基本計画（平成31年度～令和10年度）
- ▼ さくら市舗装長寿命化修繕計画（平成29年度～令和3年度）
- ▼ さくら市橋梁長寿命化修繕計画（平成30年度～令和9年度）
- ▼ さくら市都市計画マスタープラン（令和3年度～令和22年度）
- ▼ 第2次さくら市国土利用計画さくら市計画（平成29年度～令和8年度）
- ▼ 第3次さくら市土地利用調整基本計画（平成29年度～令和3年度）
- ▼ 桜の郷づくり計画（平成18年度～）
- ▼ さくら市空家等対策計画（令和2年度～）
- ▼ さくら市都市公園施設長寿命化計画（平成28年度～令和7年度）
- ▼ さくら市地域防災計画（2年度ごとに見直し）
- ▼ 第2次さくら市環境基本計画（平成30年度～令和9年度）
- ▼ 一般廃棄物処理基本計画（平成30年度～令和24年度）

(3) 総合計画とSDGsとの関連性

SDGsとは「Sustainable Development Goals」の略称であり、平成17年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標」をいいます。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない (leave no one behind)」ことを誓っています。

このSDGsのゴール・ターゲットは、行政がめざすべき姿と重なる部分が多くあります。第2次さくら市総合計画後期基本計画では、各施策がSDGsの17のゴールのどれに該当するかを計画内で示しています。

なお、SDGsのターゲットには、発展途上国を対象としているものも多くあり、日本を含む先進国では、既に達成状態に近いものも含まれています。





■SDGsの17ゴールと第2次総合計画後期基本計画の27施策との関係性

SDGs		政策1				政策2							
		まちづくりの推進	市民ネットワークあふれるサービス提供	適正な事務執行と	効果的・効率的な行政経営の推進	透明で健全な財政の確立	地域福祉	助け合いと支え合いの高齢者福祉	生きがいをもたらし障がい者(児)福祉	自立・支援・社会参加の充実と健康づくり	健康・予防・医療体制の	子育て環境づくり	安心で安全な
1	貧困をなくそう							●	●	●	●	●	●
2	飢餓をゼロに					●	●	●	●	●	●	●	●
3	すべての人に健康と福祉を					●	●	●	●	●	●	●	●
4	質の高い教育をみんなに												
5	ジェンダー平等を実現しよう												
6	安全な水とトイレを世界中に												
7	エネルギーをみんなにそしてクリーンに												
8	働きがいも経済成長も							●	●				
9	産業と技術革新の基盤をつくろう												
10	人や国の不平等をなくそう												
11	住み続けられるまちづくりを	●	●	●	●	●							
12	つくる責任つかう責任												
13	気候変動に具体的な対策を												
14	海の豊かさを守ろう												
15	陸の豊かさを守ろう												
16	平和と公正をすべての人に		●	●									
17	パートナリシップで目標を達成しよう	●					●						

政策3				政策4				政策5					政策6				該当施策数
生涯にわたる学習活動の推進	健康に人を育み あふれる市民文化の継承	芸術・文化・歴史が 学校教育	確かな学力と 健康な心や体を育む	充実した 生涯スポーツ社会の実現	市民一人ひとりの 人権尊重	農林水産業の確立 時代とニーズに合致した	安定と発展の 商工業基盤の充実と強化	地域資源を活かした 観光の振興	安全で快適な 交通環境の充実	魅力ある良好な 地域の形成	暮らしの 安全・安心な社会の構築	いのちとくらしを守る 災害に強いまちづくり	安全でおいしい水道水の 安定供給	良好な水資源を保全する 汚水処理の推進	自然環境の保全 次世代に継承する	循環型社会の実現 5Rによる	
		●				●	●	●			●	●					11
						●	●					●					9
			●	●													8
●	●	●			●												4
				●													1
											●	●	●				3
														●			1
						●	●	●									5
						●	●	●	●	●	●	●	●				8
				●													1
							●		●	●	●	●	●		●	●	14
						●	●								●		3
														●	●		2
												●	●	●	●	●	5
									●					●	●	●	4
				●						●							4
●											●						4

5 さくら市の姿

さくら市は、栃木県中央部のやや北東寄りにあります。県都宇都宮市に隣接し、首都東京からは直線距離で110km～125km圏内に位置しており、新幹線と在来線の鉄道利用であれば1時間30分で、高速道路利用であれば2時間で移動できます。東京、京浜地区等と東北地方を結ぶ東北自動車道、国道4号、JR宇都宮線等の主要な国土連携軸上にあります。

氏家地区は、関東平野の最北部に位置し、鬼怒川沿いのほぼ平坦な水田地帯内にあります。喜連川地区は、関東平野と那須野ヶ原台地との間の喜連川丘陵と水田地帯からなり、清流と緑の自然に恵まれた地域です。

さくら市は南北が17.8km・東西が15.6kmで、総面積は125.63km²で、県土の1.96%を占めます。市土のうち農地が44.2%を、山林が20.8%を占めます。

平成17年3月に栃木県で13番目に発足した市で、人口規模では12番目の大きさです。

市役所の位置	緯度北緯 36 度 41 分 07 秒
	経度東経 139 度 57 分 59 秒

◆さくら市の位置



6 さくら市をとりまく時代動向・潮流

人口減少社会への移行と少子高齢化の進行

日本の総人口は、平成20年をピークに減少に転じており、令和42年の総人口は約9,300万人まで減少すると国の推計では予測されています。また、総人口に占める高齢者の割合も高く、世界的に見ても空前の速度と規模で高齢化が進行しています。

未婚化・晩婚化、女性の社会進出、ライフスタイル・価値観の多様化等を背景とした少子化と健康志向、医療技術の進歩等による高齢化の進行が、労働力の減少、経済活力の低下等をもたらす一方で、年金、医療、介護等の社会保障費が増加し、社会経済構造へ深刻な影響を与えています。

このため、安心して子どもを産み育てられる環境の充実、安定した雇用環境の確保、健康寿命の延伸に向けた取組、地域で支え合う仕組みの構築等、人口減少、少子高齢化等の進行を可能な限り緩やかにしていくための対応が求められます。

安心・安全に対する意識の高まりと生活での実践

東日本大震災その他の相次ぐ自然災害（台風、豪雨等）、新型コロナウイルス感染症の世界的流行等により、安心・安全に対する意識が更に高まっています。

また、自然災害、感染症等以外にも、食の安全、防犯、消費者問題、子どもを取り巻く環境等、社会生活全般に対して安心・安全を確保する対策が求められています。

地域の安心・安全を支える住民同士のつながり・共助の取組に加え、新しい生活様式の実践必要性等も高まっています。

一億総活躍社会と多様性を認める社会へ

国は、少子高齢化による人生100年時代を見据え、高齢者から若者まで、全ての国民に活躍の場があり、全ての人々が元気に活躍し続けられ、安心して暮らすことのできる「一億総活躍社会」の構築を進めています。その実現に向け、雇用ルールの変更、長時間労働の是正、子育て・介護を行いながらの就労環境の整備等をめざす「働き方改革」の促進が図られています。

また、性差別、性同一性障害等の性的マイノリティへの対応、職場・家庭でのハラスメント防止等、多様性、人権等を認める価値観での暮らし方・接し方を整える必要があります。日本人だけでなく、留学、技能実習等の資格で在留する外国人、訪日観光客等が地域社会において支障なく生活できる多文化共生のまちづくりも求められています。

社会資本のあり方の見直し

高度経済成長期に整備された多くの公共建築物、道路、橋梁、公園、下水道等の社会資本（インフラを含む公共施設等）が一斉にその更新時期を迎えつつあります。

今後、厳しい財政状況が続く状況で多額の費用負担に対処するため、地方公共団体には人口減少等により予想される将来需要の変化を考慮し、長期的な視点で計画的な維持管理を行うことが必要とされています。そのため、国は、地方自治体に「公共施設等総合管理計画」の策定を求めています。

情報技術による生活革新～Society5.0～

パソコン、携帯電話、スマートフォン、AI（人工知能）、GPS（位置情報システム）等の情報通信技術が飛躍的に発達し、人々の生活に浸透したことにより、コミュニケーション及び情報発信・取得において利便性が向上しています。

それらを単に個人として利用するのではなく、仕事、学校教育等、社会全体での利用促進を本格化させ、経済発展・社会的課題の解決を両立していく人間中心の豊かな社会（Society）の実現への取組が進められています。そのためには、ビッグデータとして、公共情報の提供、民間情報との連携等を進めることも必要です。

一方、人と人のつながりの変化、犯罪形態の変化、子どもの生活・発達への影響、年齢・環境により取得できる情報量の格差等、新たな問題も生じており、行政としての対応の必要性が増加しています。

環境問題の深刻化と持続可能社会への取組

温暖化をはじめとして、地球規模での環境問題が深刻化しており、国レベルでの対策が求められるとともに、各地域・個人でも、環境問題への意識を高め、地球環境に配慮した取組を進めることが求められています。

更に、環境問題を包含した地球全体の持続可能性を保つため、国際連合ではSDGsを設定し、多くの国、企業、公共団体等が取組を開始しています。

経済再生に向けた取組の模索

日本は、経済指標的には景気が良い状態が緩やかに、長く持続していましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、多くの国と同様に100年に1度といわれる経済危機を迎えるに至りました。

緊急事態宣言等の影響で、休業を余儀なくされた事業者の事業の継続、再生等への取組が国を中心に模索されていますが、不透明感が否めない状況です。

なお、これらの経済危機に伴う世帯収入による教育格差の是正、収入減世帯への生活確保・自立に向けた支援等の対応も重要です。

地方行政の役割の変化

地方行政は、戦後の高度成長を背景として基盤整備を中心としていた時期から、心の豊かさを求める時代となり、「人づくり」を含めたまちづくりへ、その役割が変化してきました。

住民ニーズが高度化・多様化し、行政サービスへの期待はより高くなっています。また、これまで地方分権、行政改革等が進められてきましたが、今後は、人口減少の克服のため、結婚・出産の希望の実現、地域での雇用拡大等、地方創生に向けた取組が更に求められています。

市民の参画・市民と行政の協働により、地域性を活かしたまちづくりが必要です。

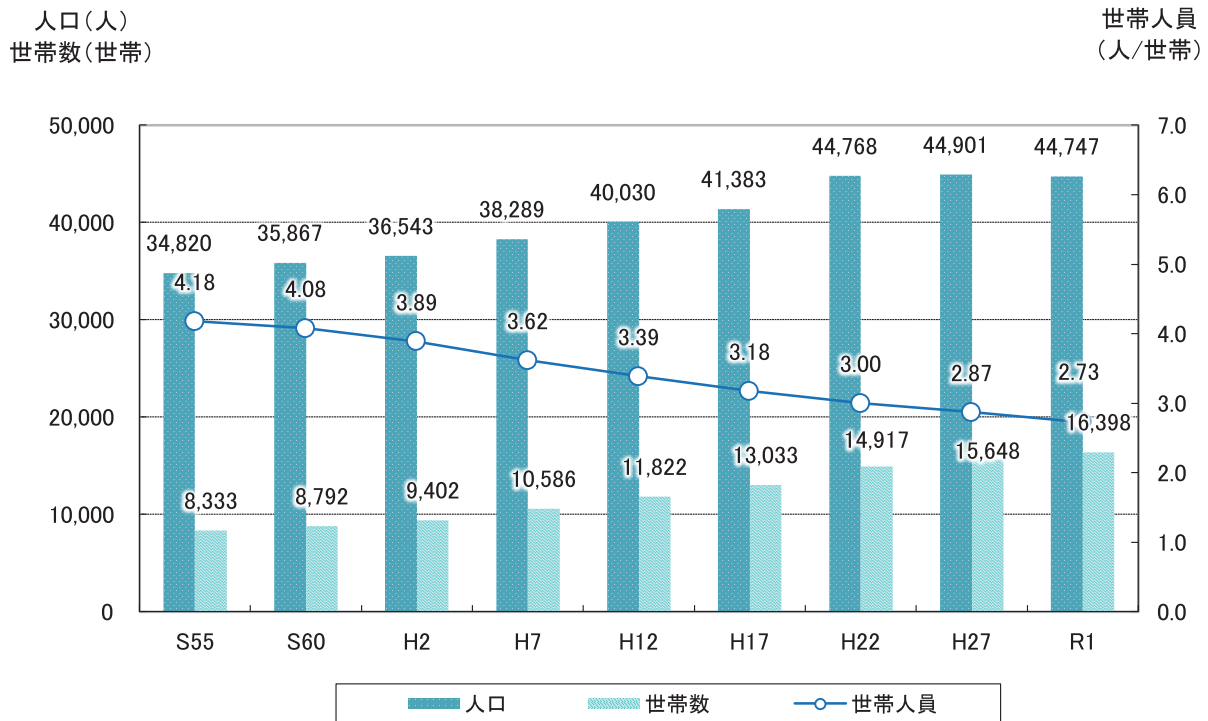
7 人口・世帯

(1)人口・世帯の推移

令和元年10月1日現在のさくら市の人口は44,747人です。さくら市の人口は、市の発足以降、増加傾向にあります。特に、平成17年から令和元年までは、約3,000人が増加しています。

一方、世帯では核家族化、少子化等が進み、1世帯あたりの人数は、昭和55年は4.18人でしたが、令和元年は2.73人に減少しています。

◆さくら市の人口・世帯数の推移



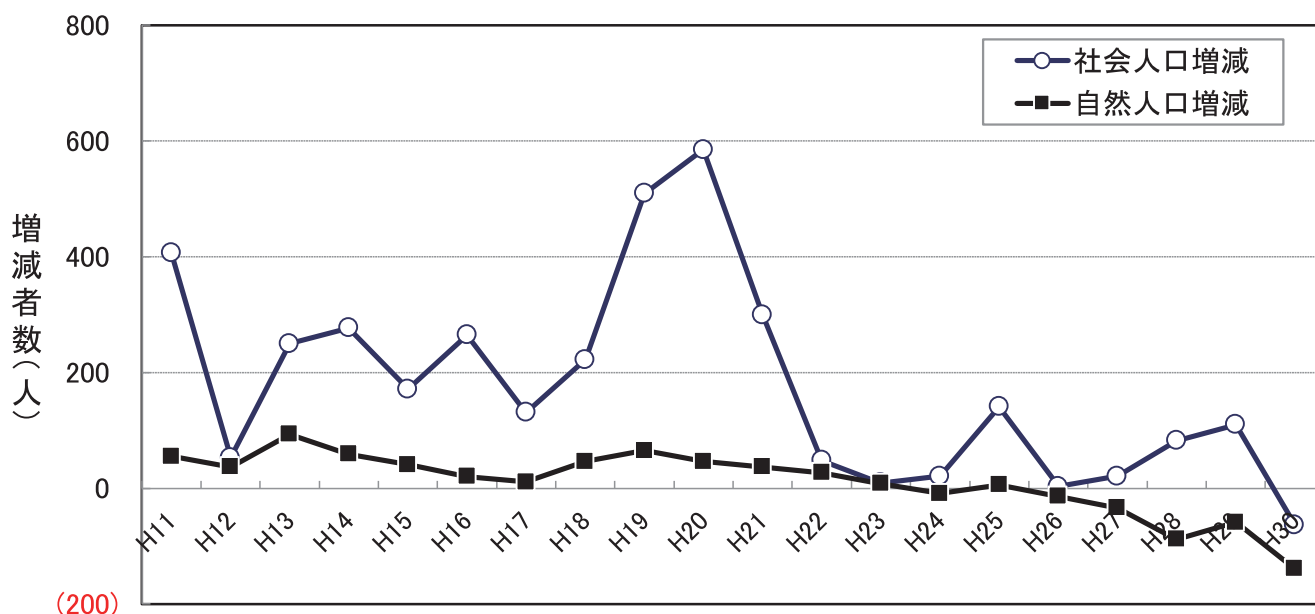
出典：国勢調査（S55～H27）
 栃木県毎月人口調査（令和元年10月1日現在）

(2)人口増減推移

さくら市の人口の社会増減（転入数と転出数の差）は、増加基調で推移してきました。特に平成19年10月の喜連川社会復帰促進センターの開所、平成21年7月の大手企業の社員寮の建設は、近年の社会人口増加の大きな要因です。しかし、平成22年以降は増加基調が急激に鈍化しており、今後の住宅開発、企業進出等が効果的に行われない場合は、鈍化傾向が続く可能性があります。

人口の自然増減（出生数と死亡数の差）は、全国的な減少基調を受け、減少基調が続いています。平成30年には社会増減・自然増減ともにマイナスになりました。社会増減は、その後、回復の兆しも見せましたが、自然増減はマイナスのままで推移しています。

◆さくら市の社会人口・自然人口増減の推移（過去20年）



出典：栃木県保健統計年報
栃木県毎月人口調査

◆さくら市の社会人口・自然人口増減の推移（過去10年）

		単位(人)									
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
社会人口	転入	1,956	1,857	1,805	1,754	1,877	1,736	1,739	1,707	1,659	1,545
	転出	1,657	1,809	1,796	1,733	1,736	1,733	1,718	1,625	1,549	1,608
	増減	299	48	9	21	141	3	21	82	110	-63
自然人口	出生	426	421	416	425	397	416	387	329	381	346
	死亡	389	394	408	434	391	430	421	417	440	485
	増減	37	27	8	-9	6	-14	-34	-88	-59	-139

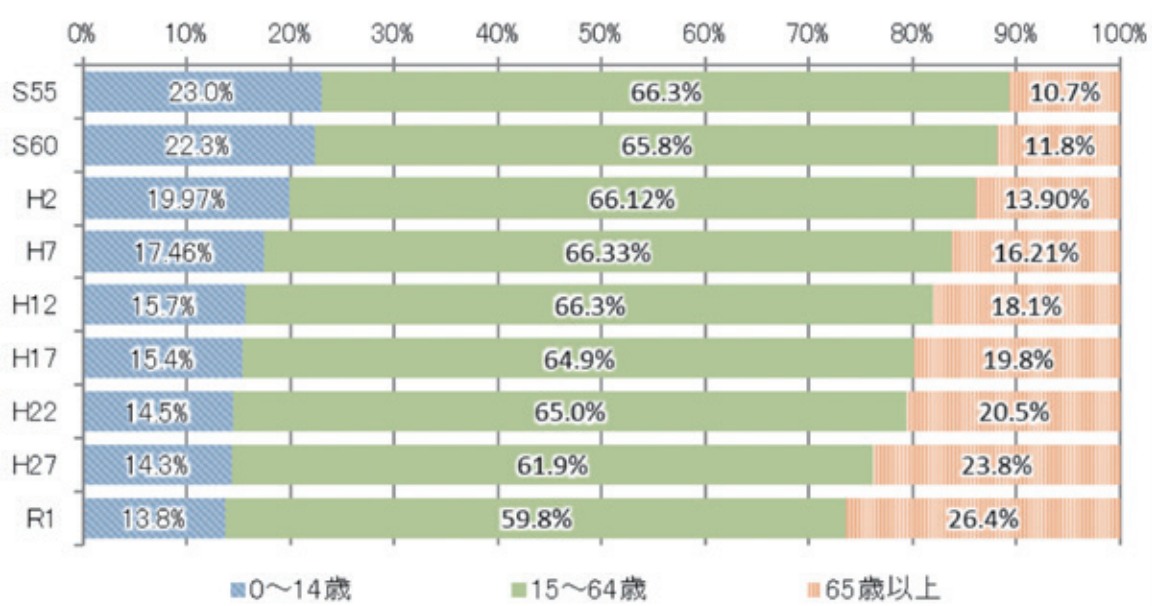
出典：栃木県保健統計年報
栃木県毎月人口調査

(3) 年齢階層別人口の推移

さくら市の年齢3区分の人口構成比は、高齢化率（65歳以上の人口の割合）が平成22年以降、20%を超え、令和元年度には25%を超えています。0～14歳人口の割合も令和元年度には13%台に減少しています。さくら市においても、少子高齢化が進んでいる状況です。

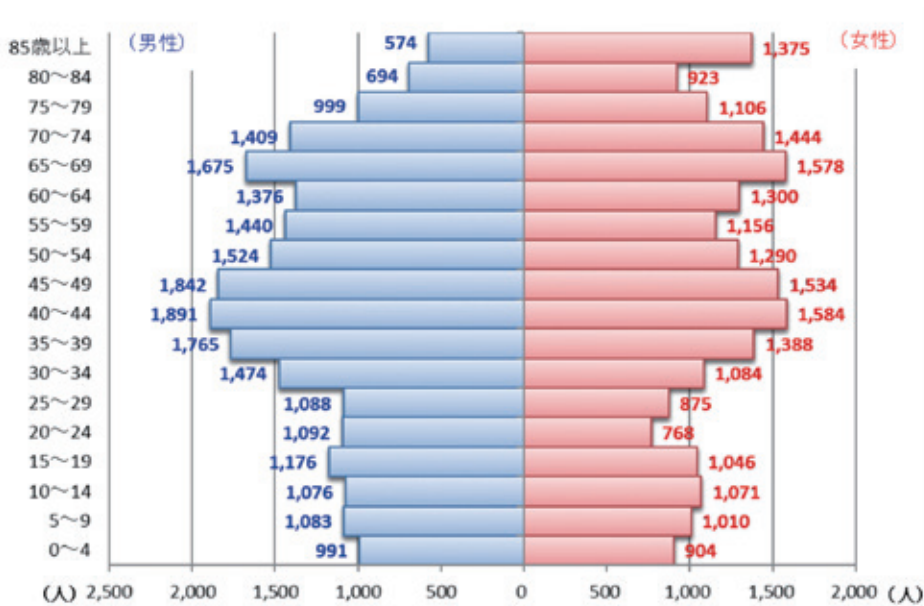
年齢階層別の特徴では、人口ピラミッドにあるように、ベビーブーム世代（又はそれに近い世代）である40～44歳人口と65～69歳人口の割合が大きくなっています。

◆さくら市の年齢3区分人口構成の推移



出典：国勢調査（S55～H27）
 栃木県毎月人口調査（令和元年10月1日現在）

◆さくら市の人口ピラミッド（R1年）

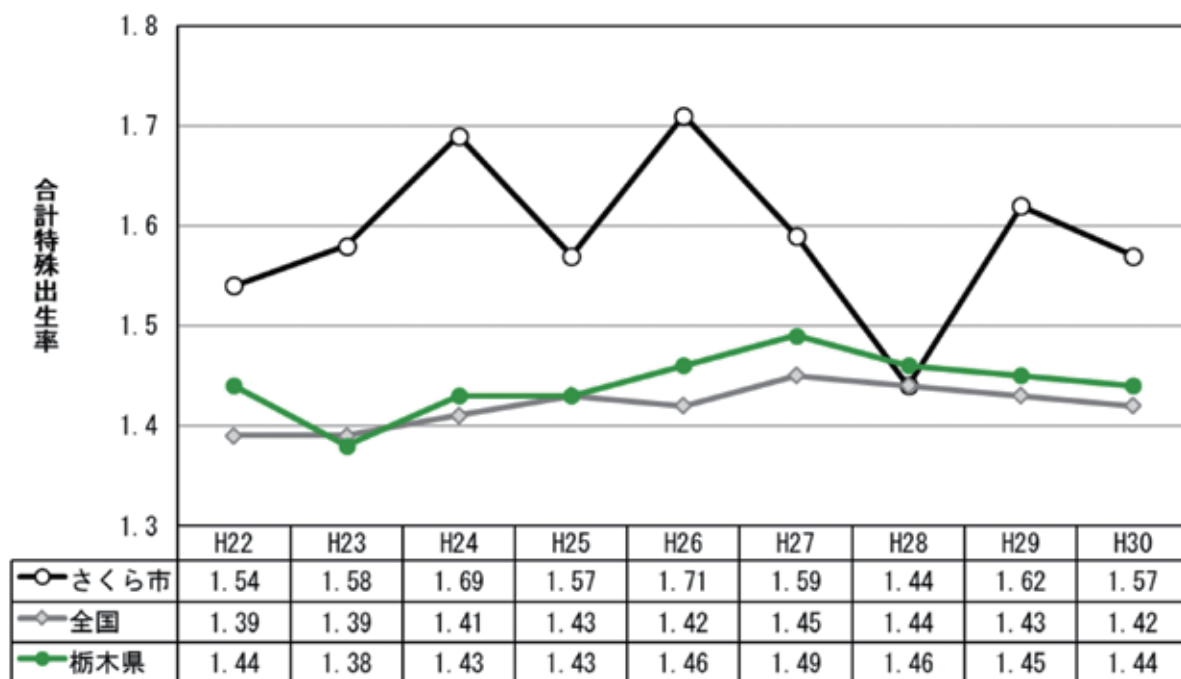


出典：栃木県毎月人口調査（令和元年10月1日現在）

(4) 合計特殊出生率の動向

平成22年より、全国及び栃木県の合計特殊出生率は、緩やかな回復基調になっています。さくら市の合計特殊出生率は、全国及び栃木県平均を上回った状態が続いています。平成28年の値は1.44で、栃木県平均を下回りましたが、平成29年の値は1.62で、回復しています。

◆合計特殊出生率の推移



出典：厚生労働省 人口動態統計（栃木県保健統計年報）

(5) 未婚者割合

平成27年度の未婚者の傾向については、晩婚化が顕著となっており、20～29歳の未婚率が60%を超えています。30～34歳・35～39歳に変化はあまり見られませんが、45～49歳の男性の未婚率が高くなっています。

◆さくら市の未婚者割合の推移

H22 (2010) 年	総数	男	女
20～24歳	88.1%	90.8%	84.9%
25～29歳	59.4%	69.4%	45.0%
30～34歳	37.0%	46.4%	24.9%
35～39歳	27.5%	34.9%	18.5%
40～44歳	21.0%	30.4%	9.6%
45～49歳	16.7%	23.3%	8.6%



H27 (2015) 年	総数	男	女
20～24歳	92.7%	96.0%	88.3%
25～29歳	62.1%	70.9%	50.1%
30～34歳	36.6%	45.4%	24.9%
35～39歳	28.0%	36.0%	18.0%
40～44歳	24.0%	30.9%	15.9%
45～49歳	19.8%	28.6%	9.2%

出典：国勢調査（H22年、H27年）

(6) 転出入動向

① 栃木県内・栃木県外に対する転出入傾向（5年累計）

さくら市への転入について、栃木県外からの割合は40.8%、栃木県内からの割合は59.2%で、栃木県内からの転入がやや多い状況になっています。

さくら市からの転出について、栃木県外への割合は46.3%、栃木県内への割合は53.7%で、栃木県内への転出がやや多い状況になっています。

栃木県外移動・栃木県内移動の過去5年間の傾向では、栃木県外移動が転出超過に、栃木県内移動が転入超過になっています。

◆ 栃木県内・栃木県外の転出入動向（5年間）

（単位：人）

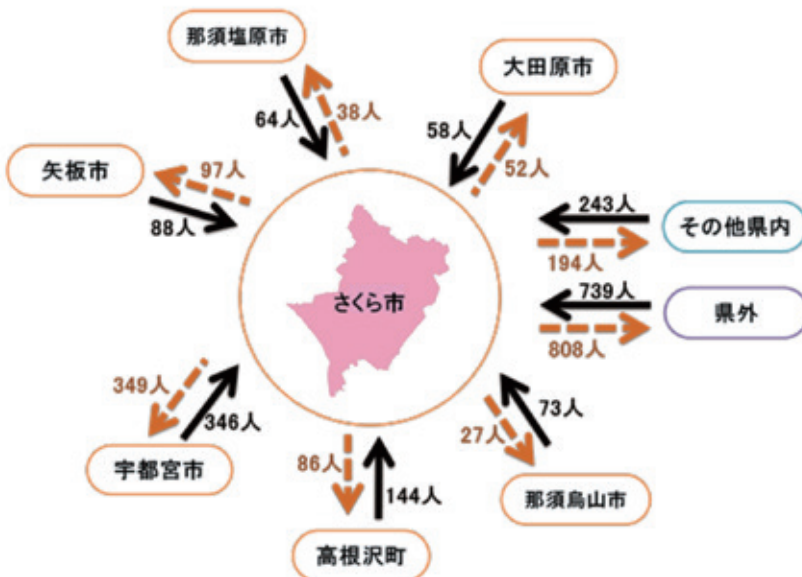
		H27	H28	H29	H30	H31	5年累計
県外移動	転入	708	715	676	580	739	3,418
	転出	762	698	697	754	808	3,719
	増減	▲ 54	17	▲ 21	▲ 174	▲ 69	▲ 301
県内移動	転入	1,024	986	974	962	1,016	4,962
	転出	928	885	833	828	838	4,312
	増減	96	101	141	134	178	650

出典：栃木県毎月人口調査

② 栃木県内の市町村別の転出入傾向（R 1年）

令和元年度における県内市町村別転出入動向では、宇都宮市に対する転出入数が多いことが特徴です。宇都宮市以外の近隣市町村に対しては、矢板市を除けば転入超過傾向にあります。また、県内転出入者の多くが近隣市町村に対するものであることも特徴です。

◆ 栃木県内の市町村別転出入動向



順位	市町村名	転入数	順位	市町村名	転出数
1	宇都宮市	346	1	宇都宮市	349
2	高根沢町	144	2	矢板市	97
3	矢板市	88	3	高根沢町	86
4	那須烏山市	73	4	大田原市	52
5	那須塩原市	64	5	那須塩原市	38
6	大田原市	58	6	塩谷町	31
7	塩谷町	41	7	那須烏山市	27
8	那珂川町	30	8	小山市	23
9	真岡市	22	9	日光市	21
10	栃木市	21	10	栃木市	19

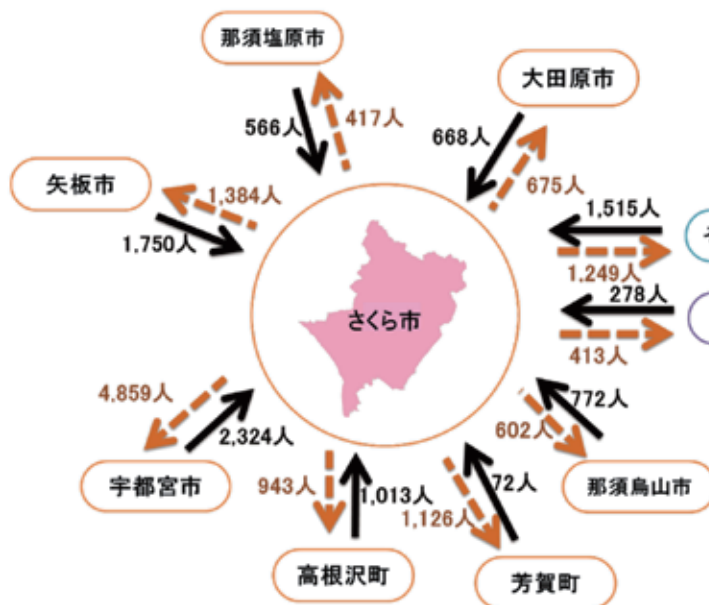
出典：令和元（2019）年栃木県の人口

(7) 通勤・通学における近隣自治体との関係

宇都宮市への通勤・通学者の割合が非常に大きく、通勤者の42%・通学者の49%が宇都宮市に通っています。また、宇都宮市の次に矢板市への通勤・通学者の割合が大きく、宇都宮・矢板市だけで市外への通勤通学者の5割以上を占めています。

昼間の市内への流入と市外への流出の差異は、通勤者は▲1,899人・通学者は▲676人で、昼間の市内人口が少なくなっています。

◆栃木県内の市町村別通勤・通学の状況



	通勤者	割合	通学者	割合
総数	8,159	100%	521	100%
宇都宮市	2,192	27%	132	25%
矢板市	1,640	20%	110	21%
その他	4,327	53%	279	54%

	通勤者	割合	通学者	割合
総数	10,058	100%	1,197	100%
宇都宮市	4,270	42%	589	49%
矢板市	1,179	12%	205	17%
その他	4,609	46%	403	34%

出典：令和元（2019）年栃木県の人口

8 産業

(1) 就業者数の推移

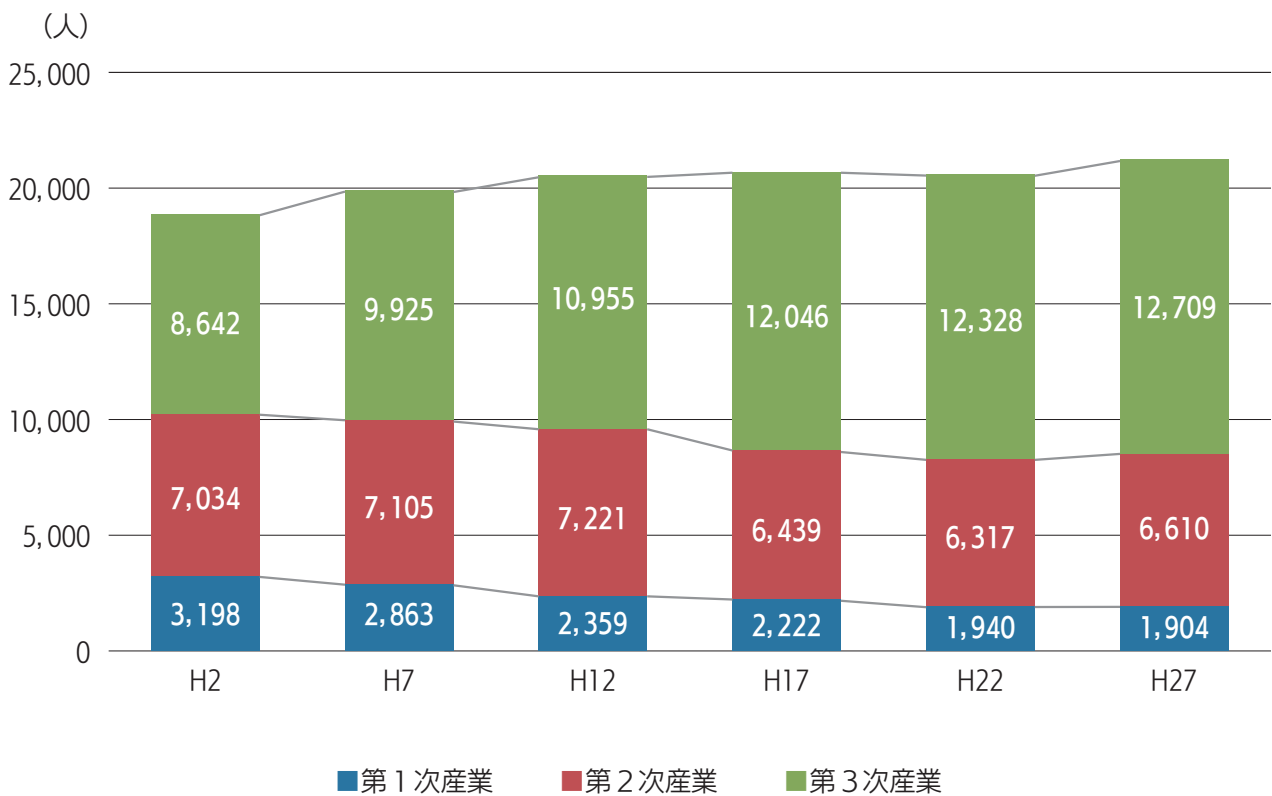
さくら市の就業者数は、平成17年まで増加傾向にありました。平成22年に減少に転じましたが、平成27年には、再び増加しています。

産業分類別の就業者数は、第1次産業（農林水産業）では、平成2年から平成27年までで3,198人から1,904人に推移し、40%以上減少しています。

第2次産業（製造業等）では、平成12年まで増加傾向にありました。平成17年には減少に転じましたが、平成27年には、回復の傾向が見られます。

第3次産業（商業、サービス業等）では、増加傾向が続いています。平成2年は8,642人でしたが、平成27年には約1.4倍の12,709人に増加しています。

◆さくら市の産業別就業者数の推移



出典：国勢調査



(2) 市内総生産額の推移

さくら市の市内総生産額※は、平成18年度から平成28年度までに1,359億円から1,626億円に推移し、約2割の増加になっています。

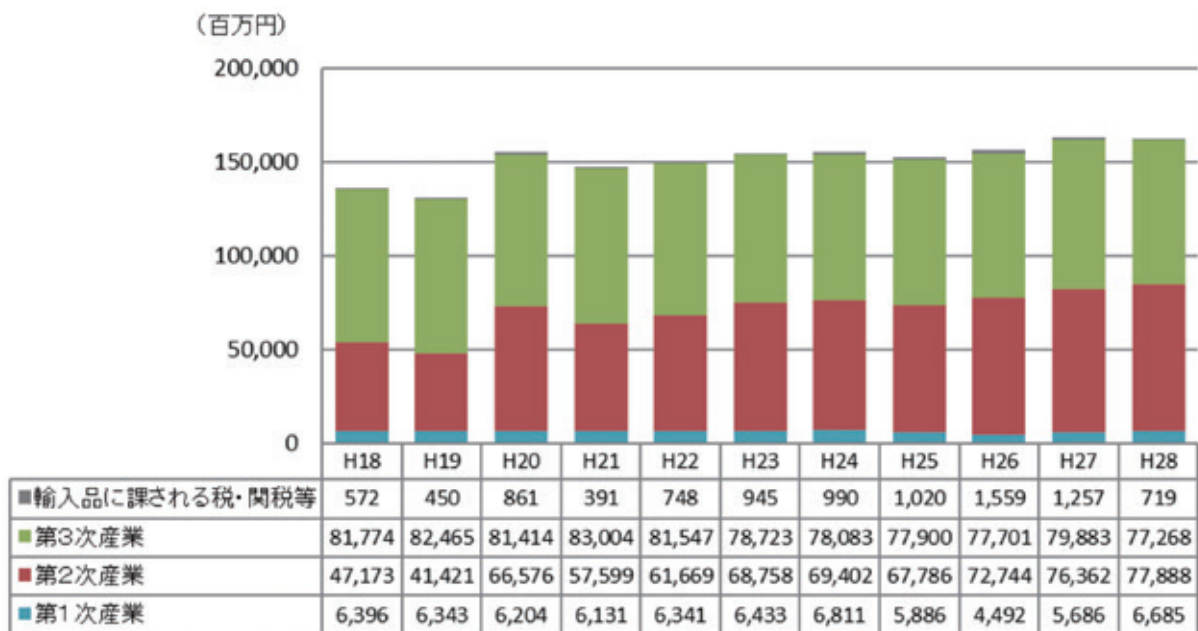
産業分類別では、第1次産業（農林水産業）の平成28年度総生産額は約67億円で、市内総生産額の4.1%を占めており、平成18年度との比較では約3億円の増加になっています。なお、農業は天候に左右される要素も大きく、10年間の増減の傾向は、横ばいです。

第2次産業（製造業等）の平成28年度総生産額は約779億円で、市内総生産額の47.9%を占めており、平成18年度との比較では約307億円の大幅増加になっています。

第3次産業（商業、サービス業等）の平成28年度総生産額は約773億円で、市内総生産額の47.5%を占めており、平成18年度との比較では約45億円の減少となっています。

※ 栃木県内の各市町の経済活動によって新しく生み出された価値（付加価値）を「生産」「分配」の両面から把握したもので、市町の経済規模、産業構造、所得の分配構造等を明らかにしようとするもの。なお、県全体の経済活動を表す県民経済計算の数値を、関連する統計指標を用いて各市町に按分（分割）する方式等により算出されている。

◆ さくら市の市内総生産額の推移



出典：栃木県市町村民経済計算

(3) さくら市の経済構造（雇用×付加価値）

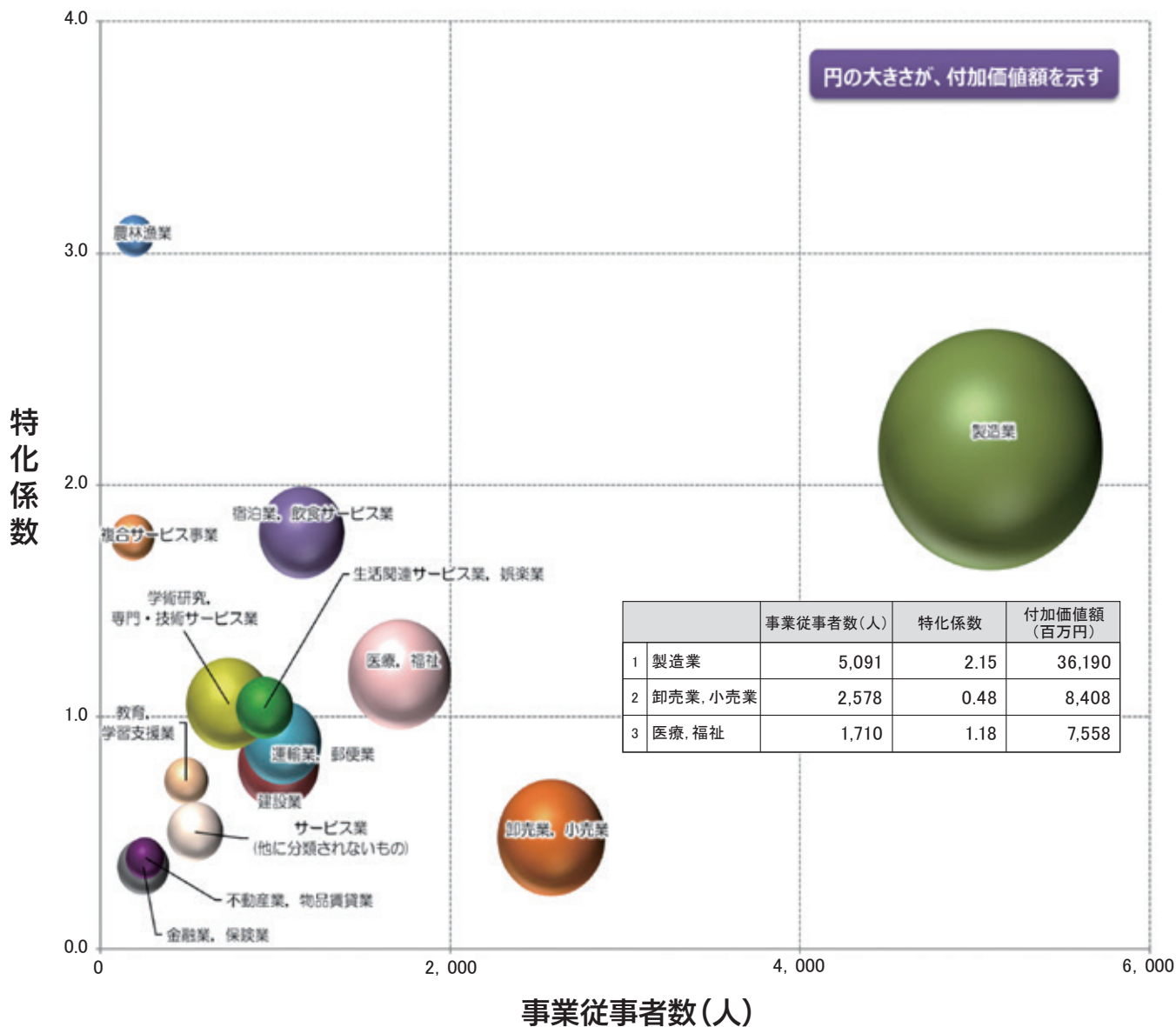
さくら市の経済構造の特徴を、産業別に「雇用者数」「付加価値額（地域の産業の稼ぐ力）」「特化係数※」の3点から明らかにしたものがバブルチャートです。

特化係数では、農林漁業がやや高い傾向にあります。

雇用者数と付加価値額では、製造業の貢献が大きく、雇用で5,091人、付加価値額で362億円になっています。次いで、卸・小売業、医療・福祉業と続きます。

※ 特定の地域の産業の集積度を測る指標。この数値が高い産業の分野が、その地域の「強み」ということ。

◆ さくら市のバブルチャート



9 財政動向

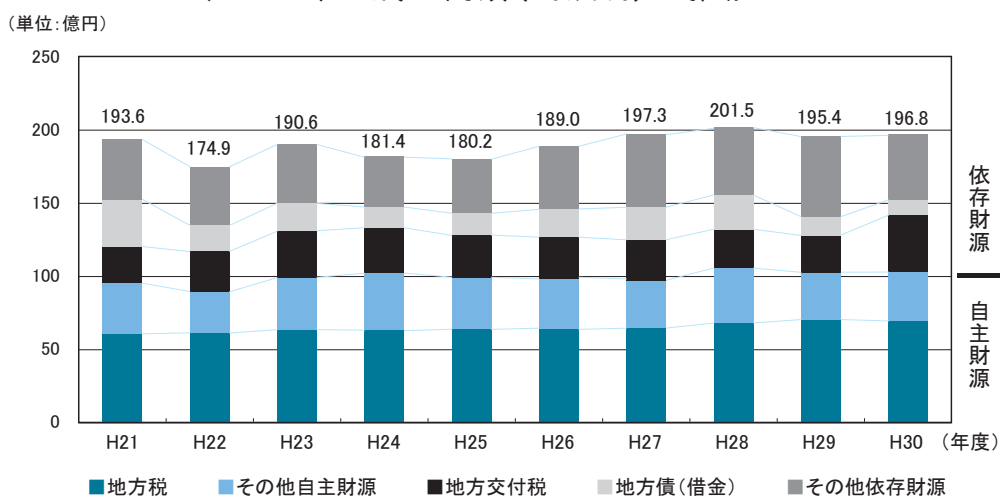
(1) 歳入歳出動向

さくら市の普通会計の平成30年度歳出は197億円で、増加傾向にあります。

平成21年度と平成30年度の比較では、地方交付税が15億円、地方税が9億円増加する一方、借金である地方債の発行は21億円減少しています。

さくら市の歳入構造は、市の自らの収入である自主財源と地方交付税等の国・栃木県からの依存財源が、ほぼ1対1の状況であるため、地方交付税額の増減等の影響を受けやすい財政構造になっています。

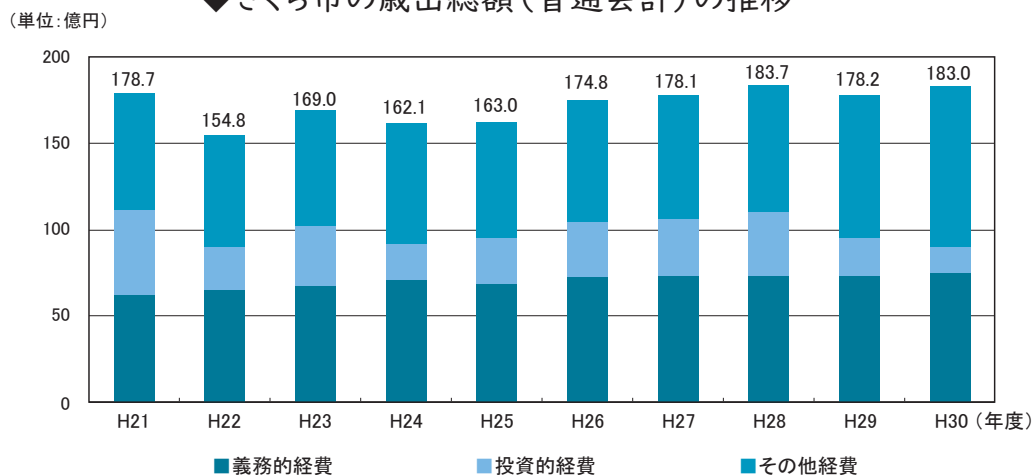
◆さくら市の歳入総額(内訳)の推移



さくら市の平成30年度の歳出は、約183億円で、やや増加傾向にあります。

平成21年度と平成30年度の比較では、福祉等の扶助費の増加により、義務的経費が約13億円増加しています。その他経費は、補助費や物件費の増加により約26億円増加しています。投資的経費は、約35億円減少しています。

◆さくら市の歳出総額(普通会計)の推移



出典：総務省「市町村決算カード」

(2) 財政健全化指標の推移

さくら市の財政状況を全国73の類似団体※と比較すると次のような特徴が見られます。強みとして、将来負担比率は栃木県平均以下となっており、効率的な行政経営が行われている傾向にあります。

その他の指標も総じて、類似団体の中では健全な位置づけになっています。栃木県平均とは大きな差異は見られません。栃木県平均との比較では、実質公債費比率が大きくなっています。

※「人口」「産業構造」により総務省が類型を設定しており、同一の類型に属する市町村を類似団体とする。さくら市の類似団体には、矢板市、茨城県桜川市、群馬県富岡市等がある。

◆市町村財政比較分析表（平成30年度普通会計決算）

平成30年度	単位	類似団体 73自治体内 順位	さくら市	類似団体 内平均	栃木県 平均
財政力指数		9位	0.76	0.58	0.74
経常収支比率	%	56位	94.7	91.7	91.8
人口1人当たり人件費・物件費等決算額	円	14位	117,299	139,262	115,695
将来負担比率	%	1位	-	52.7	0.4
実質公債費比率	%	13位	7.2	9.5	5.8
人口千人当たり職員数	人	14位	6.85	8.08	6.80
ラスパイレス指数		31位	97.8	97.7	96.3

用語解説

○財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる。

○経常収支比率

地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、経常的経費（人件費、扶助費、公債費等）に、地方税・普通交付税を中心とする経常一般財源収入がどの程度充当されているかを見るものであり、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表す。

○人口1人当たり人件費・物件費等決算額

市民1人当たりの人件費・物件費・維持補修費の合計額。なお、人件費には事業費支弁人件費を含み、退職金は含まない。

○将来負担比率

地方公社、損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率。地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）、将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標。

○実質公債費比率

自治体の収入に対する負債返済の割合を示す。通常、3年間の平均値を使用。18%以上の場合、新たな借金をするために国・都道府県の許可が必要となり、25%以上だと借金を制限される。

○人口千人当たり職員数

人口千人当たりの市の職員数であり、一般的に数値が小さいほど効率的な行政経営が行われているといえる。

○ラスパイレス指数

地方公務員の給与水準を表すもので、国家公務員行政職（一）職員の俸給を100とした場合の地方公務員一般行政職職員の給与の水準。



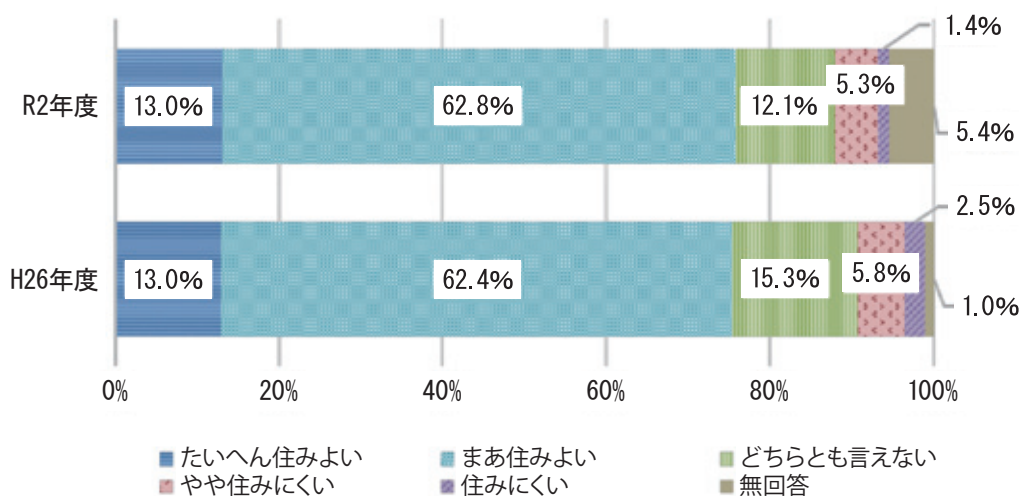
10 市民意識

(1) まちの住みやすさ

さくら市の住み良さ・住み心地については、「大変住み良い」「まあ住み良い」という肯定的意見の合計が、75.8%となっています。平成26年度調査とほぼ同じ結果です。

「やや住みにくい」「住みにくい」という否定的意見は、30代の方、喜連川地区居住の方、居住年数5年以内の方に高い傾向が見られます。

◆さくら市の住み良さ

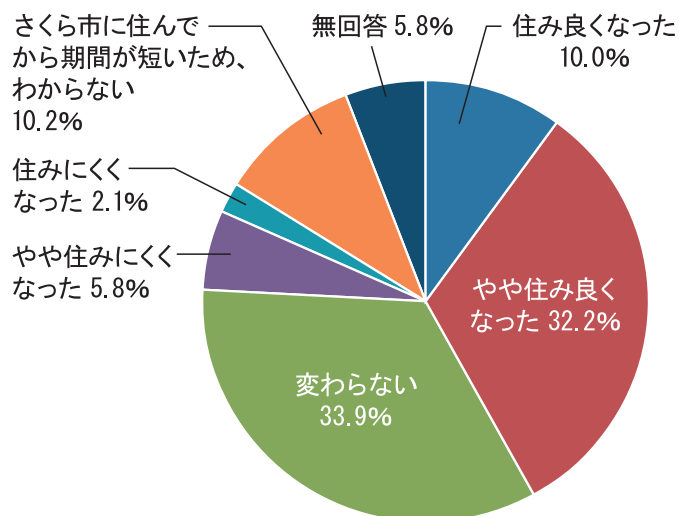


出典：H26年度市民意識調査・72年度まちづくり市民アンケート

(2) 5～10年前との住みやすさの比較

5～10年前と比べて「住み良くなった」との回答は10.0%に、「やや住み良くなった」との回答は32.2%に、「変わらない」との回答は33.9%になっています。

「やや住みにくくなった」「住みにくくなった」という回答は、60歳以上の方、農林水産業の方、喜連川地区居住の方、31年以上居住の方に高い傾向が見られます。



出典：R2年度まちづくり市民アンケート

(3) 定住意識

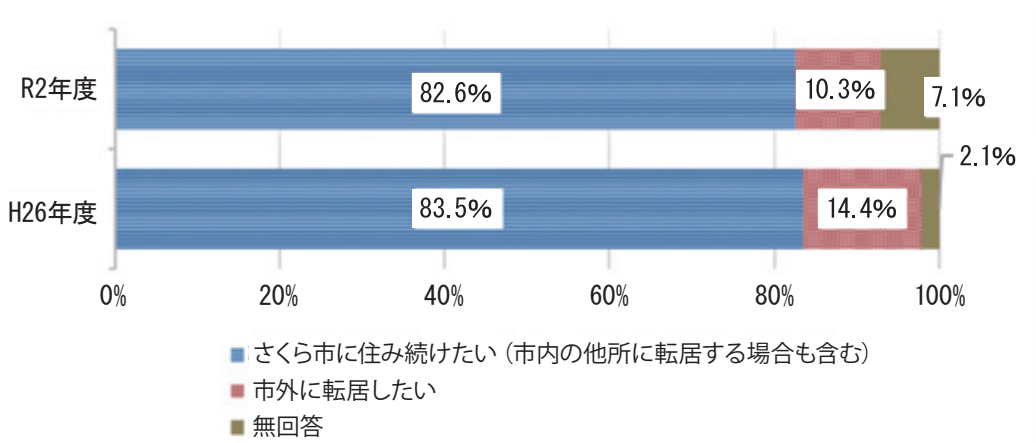
さくら市への定住意識は「さくら市に住み続けたい」が82.6%となっています。

住み続けたい理由は「住み慣れている（ふるさとだ）から」が67.3%で1位になっており、他の意見の回答割合を大きく引き離しています。

市外に転居したい理由は「通勤・通学に不便（遠い）だから」が35.8%、「買い物等の日常生活が不便だから」が29.2%、「市の発展性・将来性が感じられないから」が24.2%で、上位3項目となっています。

市外に転居したいという回答は、18～39歳の方、学生の方、居住5年以内の方、居住11～20年の方に高い傾向が見られます。

◆定住意識



■住み続けたい理由

住み慣れている（ふるさとだ）から	67.3%
買い物等の日常生活が便利だから	35.2%
自然が豊かだから	24.2%
安心・安全なまちだから	18.7%
通勤・通学に便利（近い）だから	16.3%
なんとなく好きなまちだから	13.3%
隣近所の人間関係が良いから	10.7%
不動産や家賃が適当な物件があったから	10.4%
子育て環境が充実しているから	6.5%
市に発展性・将来性があるから	5.9%
その他	4.5%
無回答	0.5%

■市外に転居したい理由

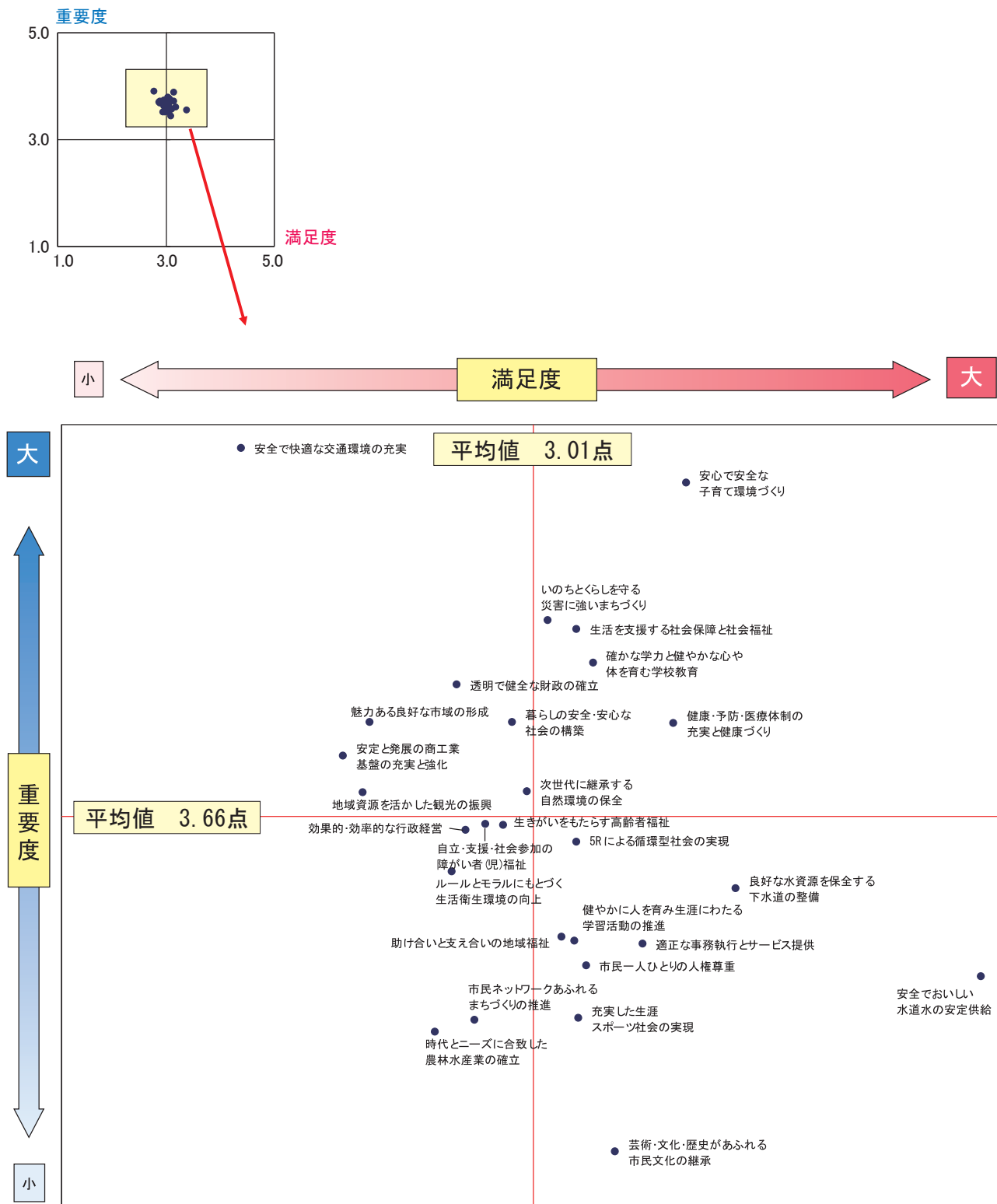
通勤・通学に不便（遠い）だから	35.8%
買い物等の日常生活が不便だから	29.2%
市の発展性・将来性が感じられないから	24.2%
その他	24.2%
レジャー（娯楽施設）が少ないから	21.7%
地元に戻りたいから	20.0%
市内に適当な職場が少ないから	17.5%
地域の行事や近所づきあいが面倒だから	14.2%
子育て環境に不満があるから	10.8%
洗練された（おしゃれな）所に住みたいから	10.8%
不動産や家賃が高いから	6.7%
無回答	0.0%

出典：H26年度市民意識調査・R2年度まちづくり市民アンケート



(3) 施策の満足度・重要度

第2次さくら市総合計画基本計画における27施策の令和元年度時点の満足度・重要度の分布は、次のとおりです。



※ 満足度は「満足である」+5点、「どちらかといえば満足である」+4点、「普通」+3点、「どちらかといえば不満である」+2点、「不満である」+1点としています。重要度は「力を入れてほしい」+5点、「できれば力を入れてほしい」+4点、「普通」+3点、「あまり力を入れる必要はない」+2点、「力を入れる必要はない」+1点としています。

○満足度の傾向

施策満足度は「安全でおいしい水道水の安定供給」「良好な水資源を保全する下水道の整備」「安心で安全な子育て環境づくり」「健康・予防・医療体制の充実」「適正な事務執行とサービス提供」が上位となっています。

一方「安全で快適な交通環境の充実」「安定と発展の商工業基盤の充実と強化」「地域資源を活かした観光の振興」「魅力ある良好な市域の形成」は、過去3回の調査で常に下位に位置しています。

◆施策別満足度の上位下位の変遷

上位（高い）5項目【H26】			上位（高い）5項目【H29】			上位（高い）5項目【R2】		
1位	安全でおいしい水道水の安定供給	3.30点	1位	安全でおいしい水道水の安定供給	3.34点	1位	安全でおいしい水道水の安定供給	3.37点
2位	適正な事務執行とサービス提供	3.18点	2位	良好な水資源を保全する下水道の整備	3.13点	2位	良好な水資源を保全する下水道の整備	3.17点
3位	良好な水資源を保全する下水道の整備	3.10点	3位	健康・予防・医療体制の充実と健康づくり	3.11点	3位	安心で安全な子育て環境づくり	3.13点
4位	健康・予防・医療体制の充実	3.07点	4位	適正な事務執行とサービス提供	3.09点	4位	健康・予防・医療体制の充実と健康づくり	3.12点
5位	芸術・文化・歴史があふれる市民文化の継承	3.05点	5位	安心で安全な子育て環境づくり	3.07点	5位	適正な事務執行とサービス提供	3.10点
施策満足度平均点		2.93点	施策満足度平均点		2.99点	施策満足度平均点		3.01点
下位（低い）5項目【H26】			下位（低い）5項目【H29】			下位（低い）5項目【R2】		
23位	透明で健全な財政の確立	2.77点	23位	透明で健全な財政の確立	2.87点	23位	時代とニーズに合致した農林水産業の確立	2.93点
24位	地域資源を活かした観光の振興	2.76点	24位	地域資源を活かした観光の振興	2.87点	24位	魅力ある良好な市域の形成	2.88点
25位	安全で快適な交通環境の充実	2.76点	25位	安定と発展の商工業基盤の充実と強化	2.86点	25位	地域資源を活かした観光の振興	2.87点
26位	魅力ある良好な市域の形成	2.75点	26位	魅力ある良好な市域の形成	2.85点	26位	安定と発展の商工業基盤の充実と強化	2.86点
27位	安定と発展の商工業基盤の充実と強化	2.72点	27位	安全で快適な交通環境の充実	2.77点	27位	安全で快適な交通環境の充実	2.78点

○重要度の動向

施策重要度は、「安全で快適な交通環境の充実」「安心で安全な子育て環境づくり」「いのちとくらしを守る災害に強いまちづくり」が過去3回の調査で常に上位に位置しています。

なお、平成29年の調査より「生活を支援する社会保障と社会福祉」が上位に位置しました。また、令和2年の調査では、「確かな学力と健やかな心や体を育む学校教育」が新たに上位に位置しています。一方「芸術・文化・歴史があふれる市民文化の継承」「充実した生涯スポーツ社会の実現」「市民ネットワークがあふれるまちづくりの推進」は、順位の変更はありますが、過去3回の調査で常に下位に位置しています。

なお、令和2年の調査では、施策満足度が最も高かった「安全でおいしい水道水の安定供給」が重要度の下位に位置しています。

◆施策別重要度の上位下位の変遷

上位（高い）5項目【H26】			上位（高い）5項目【H29】			上位（高い）5項目【R2】		
1位	安全で快適な交通環境の充実	3.87点	1位	安全で快適な交通環境の充実	3.87点	1位	安全で快適な交通環境の充実	3.90点
2位	安心で安全な子育て環境づくり	3.85点	1位	安心で安全な子育て環境づくり	3.87点	2位	安心で安全な子育て環境づくり	3.88点
3位	いのちとくらしを守る災害に強いまちづくり	3.79点	3位	いのちとくらしを守る災害に強いまちづくり	3.75点	3位	いのちとくらしを守る災害に強いまちづくり	3.79点
4位	透明で健全な財政の確立	3.77点	4位	生活を支援する社会保障と社会福祉	3.74点	4位	生活を支援する社会保障と社会福祉	3.78点
5位	安定と発展の商工業基盤の充実と強化	3.77点	5位	暮らしの安全・安心な社会の構築	3.71点	5位	確かな学力と健やかな心や体を育む学校教育	3.76点
施策重要度平均点		3.65点	施策重要度平均点		3.63点	施策重要度平均点		3.66点
下位（低い）5項目【H26】			下位（低い）5項目【H29】			下位（低い）5項目【R2】		
23位	市民ネットワークがあふれるまちづくりの推進	3.50点	23位	充実した生涯スポーツ社会の実現	3.49点	23位	安全でおいしい水道水の安定供給	3.55点
24位	充実した生涯スポーツ社会の実現	3.48点	24位	時代とニーズに合致した農林水産業の確立	3.47点	24位	充実した生涯スポーツ社会の実現	3.53点
25位	適正な事務執行とサービス提供	3.48点	25位	市民一人ひとりの人権尊重	3.47点	25位	市民ネットワークあふれるまちづくりの推進	3.52点
26位	市民一人ひとりの人権尊重	3.47点	26位	市民ネットワークあふれるまちづくりの推進	3.44点	26位	時代とニーズに合致した農林水産業の確立	3.52点
27位	芸術・文化・歴史があふれる市民文化の継承	3.40点	27位	芸術・文化・歴史があふれる市民文化の継承	3.39点	27位	芸術・文化・歴史があふれる市民文化の継承	3.44点



基本構想

SAKURA CITY

1 まちづくりの体系・全体像

さくら市のまちづくりを進める基本的な考え方を示す「まちづくりの基本理念」に基づき、さくら市のまちづくりの理想である「将来都市像」の実現をめざします。

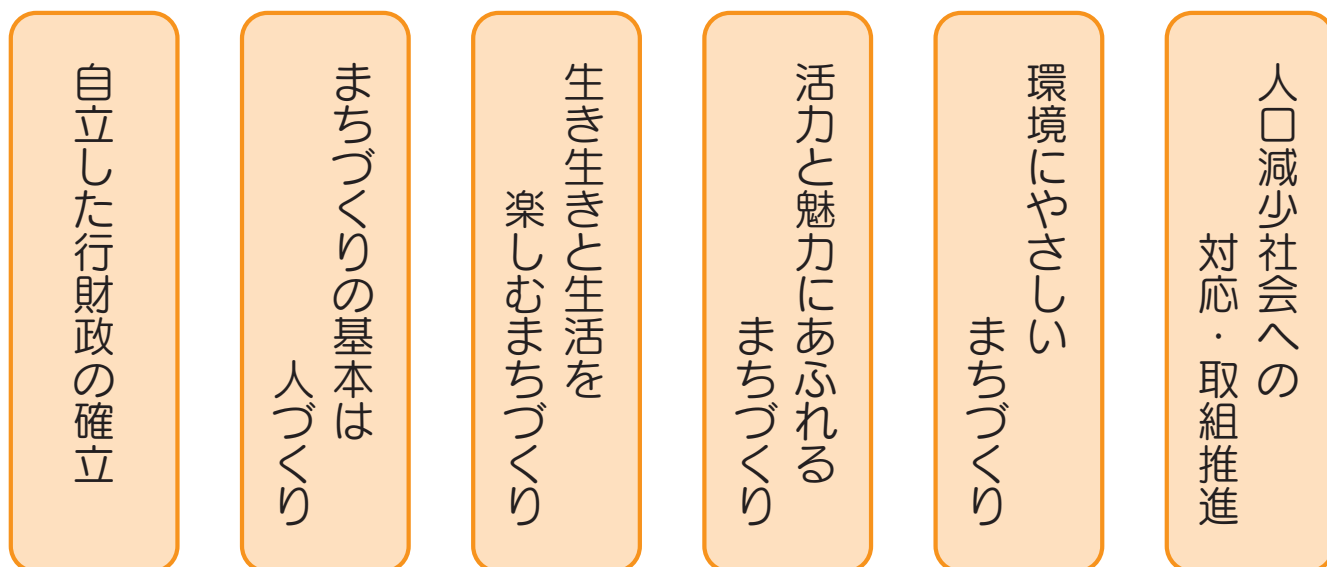
まちづくりの基本理念

持続性のある自立した行財政基盤を確立し、安心して暮らせるまちづくり
—さくら市での暮らしを楽しめるまちづくり—

将来都市像

安心して暮らせ、地域・ひと・ものを結ぶ、魅力いっぱいのまち
—健康・里山・桜の小都市—

まちづくりの方向性



基本計画
(施策別計画)

2 まちづくりの基本理念・将来都市像

(1) まちづくりの基本理念

<持続性のある自立した行財政基盤を確立し、安心して暮らせるまちづくり>

－さくら市での暮らしを楽しめるまちづくり－

さくら市は、清らかな河川と緑豊かな田園・丘陵地が広がり、古墳、城跡、神社仏閣等を始めとした、先祖から受け継がれてきた歴史や文化が継承されるとともに、喜連川温泉等の観光資源にも恵まれています。

これらの自然、文化等を守り、未来に引き継いで行くためには、自らの責任で自らのまちをつくるという自立意識を常に市民と行政が共有し、広い視野でまちづくりを進めていく必要があります。

さくら市においても人口減少社会を迎えることとなりますが、人口減少による影響を抑制し、新しい社会体制に対応していくためには、効果的・効率的な行政経営により財政基盤を安定させつつ、産業の活性化、仕事の創出等に力を注ぎ、定住・交流・関係人口の増加につながる魅力あるまちづくりの推進が必要です。そして、市民の結婚・出産の希望を叶えられるよう、子育て・教育への支援を充実させるとともに、誰もが安心して地域で暮らせるような仕組みづくりに取り組むことで、持続性のあるまちづくりを進めていくことが重要と考えます。

そのため、さくら市は、まちづくりの基本理念を「持続性のある自立した行財政基盤を確立し、安心して暮らせるまちづくり－さくら市での暮らしを楽しめるまちづくり－」として定め、あらゆる施策に反映させていきます。

(2) 将来都市像

<安心して暮らせ、地域・ひと・ものを結ぶ、魅力いっぱいのまち>

－健康・里山・桜の小都市－

少子高齢化、情報化、地球温暖化、グローバル化等、暮らしの環境が大きく変化する中、時代・環境に合わせた施策の拡充・見直しを常に行い、安心して暮らせるまちづくりに取り組みます。

氏家町・喜連川町の2町合併により、さくら市が誕生して15年が経過しました。これからも、さくら市としての一体感を更に醸成させるため、地域同士の交流はもちろん、市外との人・経済の交流を活発化させることにより新たな魅力を創造し、地域資源・都市機能の総合力を向上させるべく、地域・ひと・ものの結びつきを強めるまちづくりをめざします。

さくら市は、これらのまちづくりのあり方を、将来都市像として「安心して暮らせ、地域・ひと・ものを結ぶ、魅力いっぱいのまち－健康・里山・桜の小都市－」と定めます。

3 まちづくりの方向性

まちづくりの理念・将来都市像を実現するため、次の項目をまちづくりの基本的な方向として定めます。

(1) 自立した行財政の確立

まちづくりを進めるためには、さくら市が、持続性のある自立した行財政運営が可能な自治体であることが大前提になります。

国における財政再建・地方分権の進展に伴い、市町村財政が年々厳しくなる中で、計画的で持続性のある財政運営のため、行財政改革、より効率的で効果的な施策の展開、適正な受益者負担、自主財源確保、市民との協働等を進めます。

(2) まちづくりの基本は人づくり

心身が健全で、思いやりと生きがいを持った人づくりを進めます。

特に、次代を担う子ども達がたくましくのびのびと育つよう、家庭・地域の連携を深めるとともに、生涯に渡って学ぶ意欲を養い、生きる力・確かな学力を培う学校教育の充実等、教育の充実による人づくりを進めます。

(3) 生き生きと生活を楽しむまちづくり

多様化する個人の価値観・ライフスタイルに合わせ、それぞれが生きがいを持ち、人生・生活を楽しむことができるよう、ゆとりあるまちづくりのための仕組みを整えていきます。地域の歴史・風土・文化を自らの個性・特徴として再認識し、次世代に向けた文化を築くとともに、高齢化が進行する社会を明るく健康的で生き生きとしたものにするため、生きがいづくり、生涯学習、健康づくり等に取り組むとともに、いざというときには安心して適切な医療サービスが受けられるよう、地域医療体制の充実を図ります。また、性別・年齢・国籍にかかわらず、個人の感性・価値観に基づいたライフスタイルを選択し、能力を活かすことができるようなまちづくりを進めます。

(4) 活力と魅力にあふれるまちづくり

さくら市を明るく豊かなまちとして発展させていくためには、産業の活性化、氏家駅周辺等の中心市街地の活性化、観光、文化等での交流人口・関係人口の増加が不可欠です。

そのため、市民による連携を深めながら、効果的な魅力づくりを行います。また、喜連川温泉を中心に豊かな自然環境・歴史・文化といった地域資源を活かしてにぎわいのあるまちづくりを進めるほか、農業がより活性化するような取組及び地域の中小企業等が新たな分野・技術に挑戦できるような環境づくりを進めていきます。

(5) 環境にやさしいまちづくり

地球温暖化をはじめとした環境問題は、大規模な自然災害、ヒートアイランド現象等により、直接、私達の生活に影響を及ぼします。そのため、自然環境の保全に改めて強い意識をもって努力するとともに、自然環境への負担をなるべく少なくするような生活を実践していかなければなりません。

更に、現在の産業構造を可能な限り循環型に転換することにより、リサイクル社会の実現に向けた取組を進めていく必要があります。

(6) 人口減少社会への対応・取組の推進

平成20年以降、日本は人口減少社会に転換しているといわれています。人口減少は、国力の低下につながるため、国は、平成26年12月にまち・ひと・しごと創生総合戦略を定め「2060年人口1億人」の政策目標を掲げました。

さくら市は、市の発足以来、人口が増加傾向にありましたが、今後はゆるやかに減少していくことが予想され、それに伴い、税収の減少、地域経済の停滞、高齢者医療費の増加等、様々な影響が懸念されています。

その対策として、雇用の質・安定性を維持し、それにより「しごと」が「ひと」を呼び、更には「ひと」が「しごと」を呼びこみ「まち」に活力を与えるような「まち・ひと・しごと」の好循環の確立を図ります。また、一定数の人口減少は避けられないという現実を踏まえ、新たな人口規模を見据えた事業展開、公共施設再編等の取組について、住民との共通認識を形成しながら推進していく必要があります。

4 計画推進の基本姿勢

この基本構想は、将来都市像の実現を図るための市政運営の根幹となる指針であり、市民・行政が一体となって目指すべき努力目標となるものです。

したがって、この構想の推進にあたっては、市民・企業・行政の役割分担を明確にした上で、国、県、近隣市町、広域地域等と連携しながら、効率的な行財政運営を基本として、着実かつ適切に諸施策を進めていきます。

(1) 市民主体・市民との協働の推進

地方分権により、国・都道府県・市町村は、対等な関係で施策の展開を進める事となり、各自治体が自己決定・自己責任により施策を執行する事となります。

自己決定・自己責任で施策を選択するためには、従来にも増して市民の視点に立ち、より必要性が高く効果的な施策を市民との協働により進める「市民が主役のまちづくり」が大切です。

「自ら考え、自ら行動する」という主体的な責任を持って社会に参加する人づくりを進めるとともに、市民・NPOの活動を促進し、市民・企業・行政がそれぞれ対等の立場で協力し合う、協働を基本とした自立・連携のまちづくりを推進します。

今後、更に厳しくなる行財政運営と多様化する市民ニーズに対応するためには、市民・行政が良好な信頼関係を保ちつつ、協働によるまちづくりを進めていくことが必要であるため、まちづくりに取り組む地域コミュニティ、市民団体、NPO等について、その主体的な活動を支援します。

(2) 地域ネットワークを核としたまちづくり

地域コミュニティ等の地域力の低下が懸念される中で、1人暮らしの高齢者・高齢者世帯の支援・見守り、児童・生徒の登下校の安全性の確保といった少子高齢化社会への対応、非行防止等の青少年の健全育成等のためには、身近な人達との温かい交流により、相互に支え合いながら安心して暮らせる地域ネットワーク・地域コミュニティを育むことが重要です。

今後は、まちづくりの様々な課題に対して、市民個人での対応ではなく、地域の一員として、身近な生活環境の中で取り組み、解決していくことが望まれます。

(3) 開かれた市政の推進

社会・経済のグローバル化が進む中、ますます高度化・多様化する行政ニーズに対応していくためには、市民・企業・行政がそれぞれの役割・責任を分担し、ともに取り組んでいくことが必要です。また、こうしたパートナーシップによるまちづくりを進める上では、互いを理解することが何よりも重要です。

そのため、市民の視点に立った行政サービスの提供を基本としながらも、行政の考え方・取組について迅速・正確に市民に伝えるとともに、市民意識・市民ニーズの的確な把握に努め、開かれた市政を推進します。

(4) 環境変化を踏まえた財政運営の実施

財政運営については、長期的展望の基に自立した持続性のあるものとすべく、効率的かつ弾力的な運営に努めるとともに、より充実した行政サービスが提供できるよう、計画的な事業の執行、安定した財源の確保等を図ります。

また、道路、上下水道、公共施設等の多くのインフラが更新時期を迎え、財政負担の増加が予測されるため、施設の長寿命化、再編等による財政負担の低減・平準化への取組を推進していきます。

(5) 行政経営力の強化

少子高齢化・人口減少・価値観の多様化・限られた財源という社会情勢においてまちづくりを展開していくためには、組織マネジメント力及び職員の政策形成能力・課題解決能力の強化が不可欠です。

組織マネジメント力を強化するためには、まちづくりを進める上で組織として責任を持つことが重要です。そのために、成果を意識した施策の目標設定・目標を達成するための事業の計画策定・事業の実施、評価、改善等を連続的に実施する行政評価制度（PDCAサイクル）の構築・運用を推進します。

また、職員の政策形成能力・課題解決能力の強化のためには、人材育成が重要となるため、人事評価、OJT^{*}等の取組を行います。

^{*} On the Job Trainingの略。職員教育の手法のひとつで、実際に業務を経験させながら教育を行うこと。



5 将来の人口展望

国立社会保障・人口問題研究所が発表した人口推計によると、近い将来、全国の大多数の都市で大幅な人口の減少が生じると予測されています。発足以降、人口増加基調にあったさくら市も例外ではなく、人口減少局面に進むと見込まれています。

さくら市では、人口減少への対策、今後のまちづくり等について活用するため、人口の将来展望を設定します。

令和 22 年 41,913 人 (国 (社人研) 推計値より + 378 人)

令和 42 年 38,013 人 (国 (社人研) 推計値より + 2,080 人)

<人口の将来展望の実現のための仮定値>

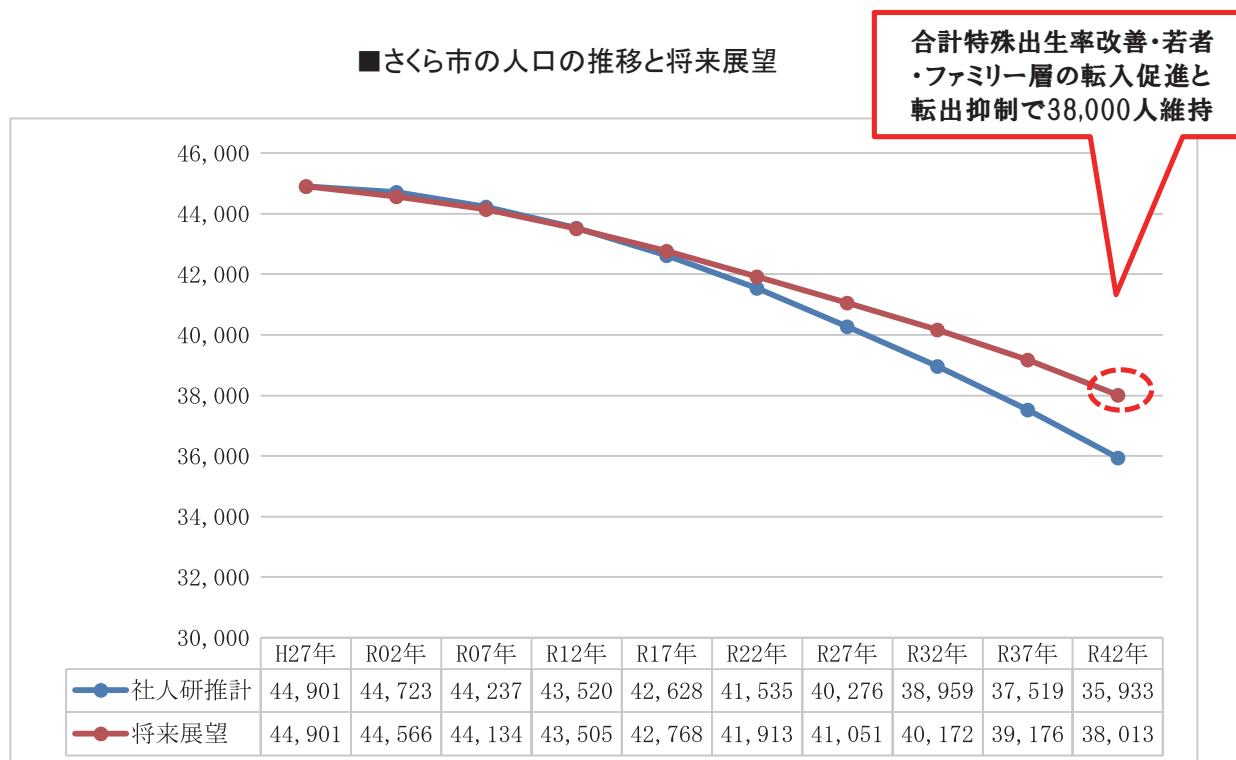
◆合計特殊出生率※

平成 27 年 (実績)	令和 2 年	令和 7 年	令和 12 年	令和 17 年	令和 22 年以降
1.59	1.70	1.78	1.85	1.93	2.00

※ 1人の女性が15歳～49歳に出産する子の数の平均。全国的に用いられる指標。

◆移動率 (転出入)

若者・ファミリー層である 20 代前半から 30 代中盤までの転入を 15%促進
転出を 15%抑制



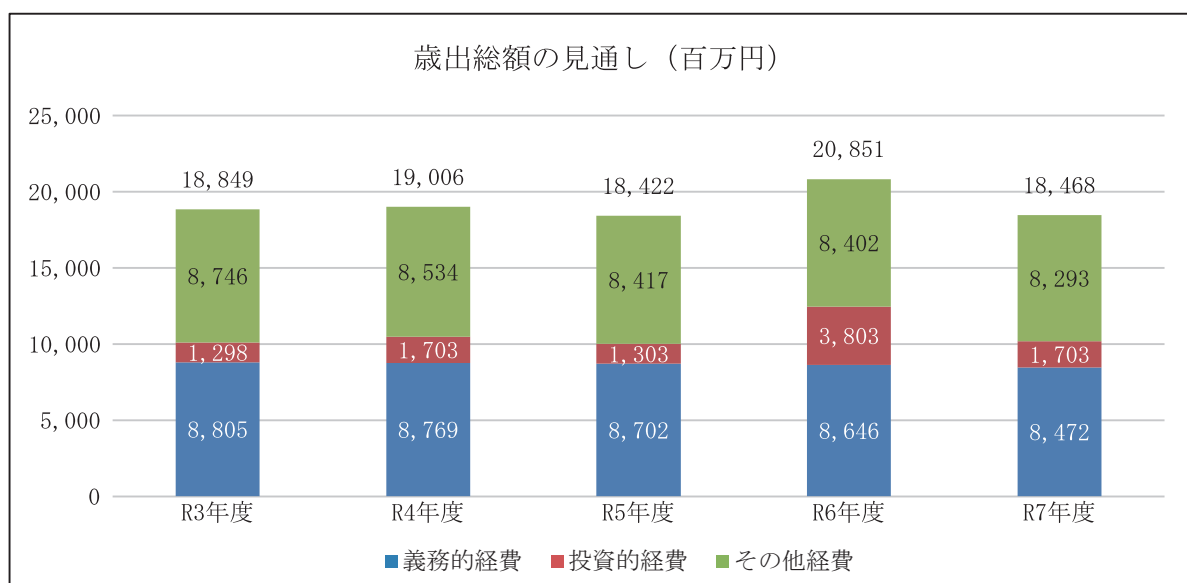
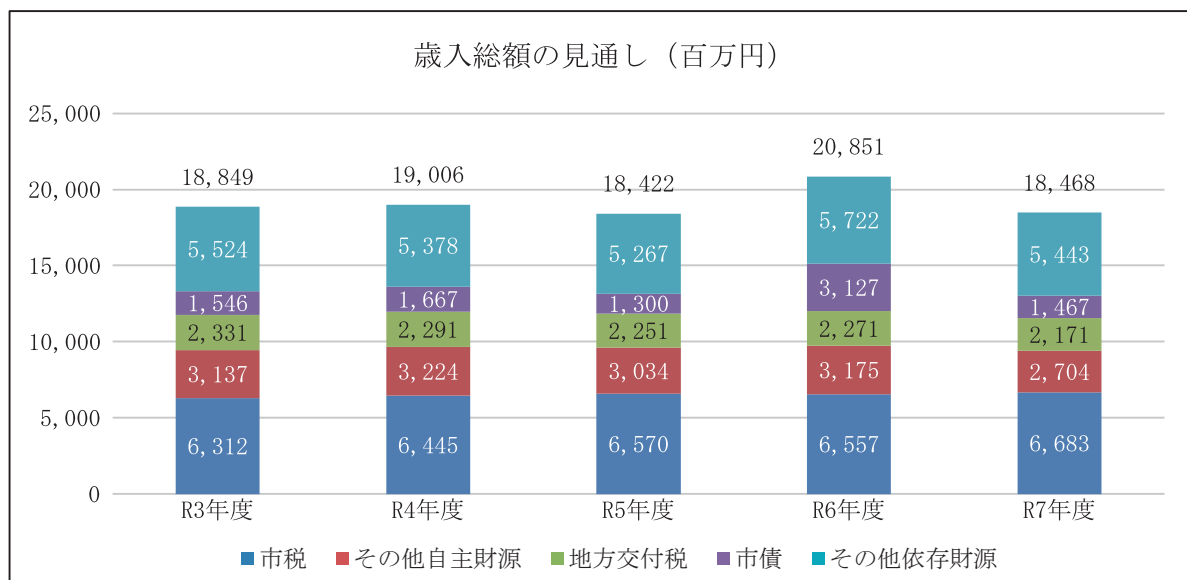
※このグラフにおける「社人研推計」は、国立社会保障人口問題研究所が示した人口推計の考え方に基づいて推計を行ったもので、小数点以下の処理の関係で実際の国立社会保障人口問題研究所の推計値とは異なります。

6 財政の見通し

今後5年間の財政見通しを、令和3年度当初予算額をベースに現行制度が続くという前提で作成しました。作成にあたっては、健全な財政運営を維持することを基本とし、市債残高の増大を抑えるとともに、事務事業の合理化・効率化による経費削減を行うことを加味します。

さくら市の普通会計の歳出は、近年は約190億円で推移してきました。今後の歳入歳出は、令和6年度に小学校の長寿命化、給食センター建設等の大型事業が重なるため208億円超となるものの、他の年度は180億円から190億円程度で推移する見込みです。

これまでは、市町村合併の特例措置により有利な条件で財政を運営してきたさくら市ですが、令和2年度にその優遇措置も終了し、少子高齢化の進展による影響も想定されるため、厳しい財政状況になることが見込まれています。



7 土地利用の方向性

土地とは、市民生活・産業経済活動の共通の基盤であるとともに、地域の自然環境を構成する貴重な資源でもあります。まちづくりの基盤である土地の利用については、自然環境への影響にも配慮しながら社会的な必要性に適切に対応し、総合的かつ計画的な視点から整備・開発・保全を進めていく必要があります。

そこで、市域を「都市的利用地域」「農業的利用地域」「自然地域」の3地域に区分し、それぞれの地域の特性に応じた土地利用を進めていきます。

(1) 都市的利用地域

① 商業等集積地域

商業系とその周辺の住居系用途地域からなる中心市街地部については、住民の利便性に寄与する店舗、事業所等の各種サービス施設の集積を誘導し、将来に渡り、市の発展を支える中核的な役割を果たす区域として位置づけます。

② 住宅地域

既に住宅が集積している区域及び今後宅地化が想定される区域を住宅地域として位置づけ、生活環境の維持・向上を図るとともに周辺の環境と調和した良好な住環境の形成を目指します。

③ 工業地域

既存の工業団地については、工業地域として他の土地利用への干渉・影響を抑制し、工業生産活動の拠点として、産業構造の変化に対応することが可能な生産基盤の整備・確保に努めます。

(2) 農業的利用地域

東京圏への生鮮食料供給基地として、農業生産基盤の維持・整備に努め、優良農地の保全を図ります。

(3) 自然地域

林業生産の場のみならず保養・レクリエーションの場等、多様な利用を促進するとともに、恵まれた自然環境の保全に努めます。



基本計画

SAKURA CITY

1 後期基本計画の構成

将来都市像である「安心して暮らせ、地域・ひと・ものを結ぶ、魅力いっぱいのまち—健康・里山・桜の小都市—」の実現をめざし、政策・施策の体系を次のように定めます。

- I **市民とともに築く自立した行財政（行政経営・自治分野：4施策）**
 - (1) 市民ネットワークあふれるまちづくりの推進
 - (2) 適正な事務執行とサービス提供
 - (3) 効果的・効率的な行政経営の推進
 - (4) 透明で健全な財政の確立
- II **福祉の充実と安心の社会保障（福祉・健康・子育て分野：6施策）**
 - (1) 助け合いと支え合いの地域福祉
 - (2) 生きがいをもたらす高齢者福祉
 - (3) 自立・支援・社会参加の障がい者（児）福祉
 - (4) 健康・予防・医療体制の充実と健康づくり
 - (5) 安心で安全な子育て環境づくり
 - (6) 生活を支援する社会保障と社会福祉
- III **文化薫る心豊かな人材の育成（学習・文化・教育・人権分野：5施策）**
 - (1) 健やかに人を育み生涯にわたる学習活動の推進
 - (2) 芸術・文化・歴史があふれる市民文化の継承
 - (3) 確かな学力と健やかな心や体を育む学校教育
 - (4) 充実した生涯スポーツ社会の実現
 - (5) 市民1人ひとりの人権尊重
- IV **くらしを支える強固な経済基盤（雇用・産業・観光分野：3施策）**
 - (1) 時代とニーズに合致した農林水産業の確立
 - (2) 安定と発展の商工業基盤の充実と強化
 - (3) 地域資源を活かした観光の振興
- V **機能的で住みやすい安全な都市機能（都市基盤・安心安全分野：6施策）**
 - (1) 安全で快適な交通環境の充実
 - (2) 魅力ある良好な市域の形成
 - (3) 暮らしの安全・安心な社会の構築
 - (4) いのちとくらしを守る災害に強いまちづくり
 - (5) 安全でおいしい水道水の安定供給
 - (6) 良好な水資源を保全する汚水処理の推進
- VI **次代に引き継ぐ豊かな自然と環境（自然・環境分野：3施策）**
 - (1) 次世代に継承する自然環境の保全
 - (2) 5Rによる循環型社会の実現
 - (3) ルールとモラルにもとづく生活衛生環境の向上

2 後期基本計画の重点分野と各種全庁的計画との連携

後期基本計画は、各行政分野を総合的に網羅した計画であるため、非常に広範囲な記述となり、何を重点的に取り組むのかが伝わりにくい側面があります。また、ヒト、モノ、カネ等の経営資源には限りがあるため、効果的にまちづくりを進めるには、さくら市にとって重要な分野に経営資源を集中することが必要です。そこで、計画期間における『重点分野』を設定し、優先的に取り組みます。

また、後期基本計画は、全施策のめざす姿を網羅したさくら市の最上位計画として位置づけたものであり、経営計画として【政策推進】【行政改革（行政経営）】【健全財政】の3側面を包含しています。また、後期基本計画と担う範囲が重複するとともに、全庁的な政策推進、事業計画等にも大きく影響する『行政改革大綱』『まち・ひと・しごと創生総合戦略』『国土強靱化地域計画』と一体的な策定及び運営を行います。

後期基本計画の施策体系と各計画の該当分野の一覧・重なりの一覧は、次の施策体系一覧に記載のとおりです。

■施策体系一覧と重点分野 各種全庁的計画との連携一覧表

政策名	施策名	基本事業名	重点分野	行政改革	総合戦略	国土強靱化	
I 市民とともに築く自立した行財政	1 市民ネットワークあふれるまちづくりの推進	1 市民活動の活性化		●			
		2 地域コミュニティ活動の活性化			●		
	2 適正な事務執行とサービス提供	1 快適な窓口サービスの推進			●		
		2 開かれた議会運営					
		3 外国人向けのサービス提供					
		4 適正な個人情報の管理					
		5 ICTによる情報の適切な管理と利活用			●		
	3 効果的・効率的な行政経営の推進	1 成果を重視した行政経営の確立			●		
		2 職員能力と組織力の向上			●		
		3 適正な人事管理の推進			●		
		4 広域行政・交流の取組みの促進		●			
		5 広報・広聴の充実			●		●
	4 透明で健全な財政の確立	1 自主財源の確保			●		
		2 公共施設の適正化			●		●
		3 計画的・効率的な財政運営			●		

第2次さくら市総合計画

政策名	施策名	基本事業名	重点分野	行政改革	総合戦略	国土強靱化
II 福祉の充実と 安心の 社会保障	1 助け合いと支え合いの 地域福祉	1 地域福祉の理解促進		●		●
		2 地域での福祉活動の推進				
		3 見守り活動・相談体制の充実				●
	2 生きがいをもたらす 高齢者福祉	1 社会参加の促進	●			●
		2 介護予防サービスの充実				●
		3 介護サービスの適正利用				
	3 自立・支援・社会参加の 障がい者（児）福祉	1 児童発達支援の充実				●
		2 自立した生活の支援				●
		3 地域生活の支援				
		4 相談体制の充実とサービスの適正利用				
	4 健康・予防・医療体制の 充実と健康づくり	1 生活習慣の改善	●			
		2 病気の早期発見・早期治療の推進	●			
		3 こころの健康づくりの推進				
		4 感染症予防対策の充実				●
		5 地域医療体制の整備				●
	5 安心で安全な 子育て環境づくり	1 幼児教育・保育サービスの充実				●
		2 子どもの居場所づくり				
		3 子育て不安の解消				
		4 子どもの健やかな成長支援				
		5 子育てのための経済支援				
		6 次世代育成のための家族形成の支援	●		●	
	6 生活を支援する 社会保障と社会福祉	1 医療保険制度の健全運営			●	
		2 介護保険制度の健全運営			●	
		3 生活保護世帯の自立支援				
4 生活困窮者の支援						
5 安全で快適な公営住宅の供給				●	●	
III 文化薫る 心豊かな 人材の育成	1 健やかに人を育み 生涯にわたる 学習活動の推進	1 学ぶ機会の充実				●
		2 青少年の健全育成				
		3 家庭教育支援の充実	●			
		4 読書活動の推進				
		5 課外「さくらスクール」による学びの推進	●			
	2 芸術・文化・歴史が あふれる市民文化の継承	1 芸術文化活動の推進	●			
		2 歴史的文化的資源の保存・継承・利活用				●
		3 ミュージアムの充実				●
	3 確かな学力と 健やかな心や体を育む 学校教育	1 確かな学力の育成	●		●	
		2 ICT教育の実践	●			
		3 豊かな心の育成	●			
		4 健やかな体の育成	●			
		5 特別支援教育の充実				
		6 安全・安心な教育環境の実現		●		●
		7 英語教育の充実				
	4 充実した 生涯スポーツ社会の実現	1 生涯スポーツ活動の充実				
		2 スポーツ施設の整備	●			●
		3 スポーツ団体・指導者の育成				
	5 市民一人ひとりの 人権尊重	1 人権尊重意識の啓発				
		2 男女共同参画社会の推進と多様性の理解				
3 子どもの人権尊重						
4 配偶者間の人権尊重						
5 高齢者の人権尊重						
6 障がい者の人権尊重						
IV くらしを 支える 強固な 経済基盤	1 時代とニーズに合致した 農林水産業の確立	1 農業生産基盤の整備				●
		2 付加価値の高い農林水産業の確立	●		●	
		3 持続可能な農林水産業構造の構築			●	●
		4 地産地消等による農林水産業への理解推進	●			●
	2 安定と発展の 商工業基盤の充実と強化	1 中小企業の経営基盤の強化支援(地元企業の個別支援)				
		2 企業の誘致・立地の促進	●	●		
		3 まちなかのにぎわい創出(地元商店街の活性化)	●			●
		4 さくらブランドの推進	●			
		5 雇用環境の充実			●	
		6 市内企業のPR				
	3 地域資源を活かした 観光の振興	1 シティプロモーションの推進	●		●	
		2 観光資源の充実と創出				
		3 観光の施設・基盤の整備と管理				●

政策名	施策名	基本事業名	重点分野	行政改革	総合戦略	国土強靱化	
V 機能的で 住みやすい 安全な 都市機能	1 安全で快適な 交通環境の充実	1 公共交通機関の確保					
		2 安全で快適な道路の整備				●	
		3 道路・橋梁の長寿命化と維持管理		●		●	
	2 魅力ある良好な 市域の形成	1 計画的な土地利用					●
		2 氏家駅東口周辺の利便性向上	●			●	
		3 定住・転入の促進	●		●		
		4 みどりの憩い空間の形成					●
		5 桜の郷づくりの推進	●				
	3 暮らしの 安全・安心な社会の構築	1 交通安全意識の向上					
		2 交通安全対策の推進					
		3 犯罪に強い地域づくりの推進					
		4 消費生活の安定					
	4 いのちと暮らしを守る 災害に強いまちづくり	1 市民の防災意識の向上					●
		2 地域防災力の強化	●				●
		3 災害情報の充実					●
		4 行政による防災体制の整備					●
		5 土砂災害・浸水対策の整備					●
	5 安全でおいしい水道水の 安定供給	1 水道未普及地域の解消					
2 管路の維持管理・更新				●		●	
3 取水・浄水・排水施設等の維持管理						●	
4 水道事業の安定経営				●			
6 良好な水資源を保全する 汚水処理の推進	1 下水道の整備						
	2 合併処理浄化槽による汚水処理の推進					●	
	3 施設の適正な維持・管理			●		●	
	4 汚水処理施設の浸水対策の推進			●		●	
	5 下水道事業の安定経営			●			
VI 次代に 引き継ぐ 豊かな 自然と環境	1 次世代に継承する 自然環境の保全	1 再生可能エネルギーの推進	●				
		2 森林の保全・育成とバイオマスの推進	●				
	2 5 Rによる 循環型社会の実現	1 廃棄物抑制の推進					
		2 不法投棄等の不適正処理の抑制					
		3 リサイクルの促進					
		4 リユース（再使用）活動の促進					
		5 ごみの収集・処理体制の適正化					●
	3 ルールとモラルにもとづく 生活衛生環境の向上	1 公害防止対策の推進					
		2 犬・猫の適正飼養の推進					
		3 空地の適正管理					

3 後期基本計画の各ページの読み方

「政策」の名称です。

政策実現の手段となる「施策」の名称です。

政策 - II ~福祉の充実と安心の社会保障~

II-1 助け合いと支え合いの地域福祉

施策のめざす姿

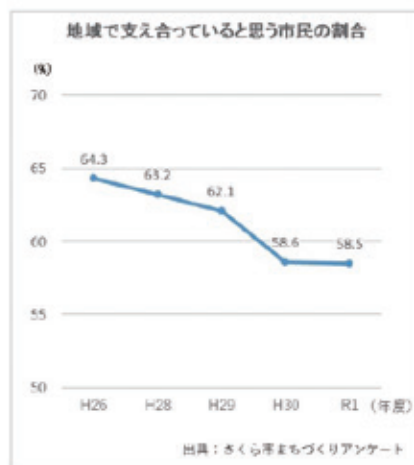
市民が相互に助け合い、支え合いながら地域で福祉活動が展開されています。

施策の成果指標

指標名	現状値	目標値
地域の住民が互いに支え合っていると思う市民の割合	60.8% (R2年度)	63.3% (R7年度)

施策の基本方針（環境変化と課題）

- ◆ 少子高齢化・核家族化が進み、地域、家庭等の支え合いの基盤が弱まっている中、8050問題^{※1}、ダブルケア^{※2}、ひきこもり等の複雑・複合的な課題及び既存の制度・分野ごとでは解決できない課題が増加しています。
- ◆ 「地域で支え合っていると思う市民の割合」の数値が年々減少していることから、地域・近所とのつながりが希薄化していると思われます。
- ◆ 相談窓口を設置し、福祉・複合的な課題及び既存の制度・分野ごとでは解決できない課題に対する相談支援を行うほか、地域づくりに向けた支援にも取り組んでいきます。



施策を実施することでめざす将来の姿です。

施策のめざす姿の達成度(成果)を示す指標(モノサシ)と現状値・目標値です。

施策のめざす姿を実現するに当たっての環境変化と課題を示しています。

施策の成果や現状を示すグラフです。

当該施策推進のための個別計画や関連する計画です。

施策の個別計画（又は関連計画）

第2次さくら市地域福祉計画（H29年度～R3年度）
さくら市再犯防止推進計画（R3年度～）

国連サミットで採択された17の持続可能な開発目標（SDGs）について、当該施策と関係性が深い分野を表示しています。

「国連の持続開発 17 の目標（SDGs）との関連性」



基本事業の構成

基本事業名と目指す姿	指標名	現状値	目標値
基本事業 1 地域福祉の理解促進 市民が支え合いの重要性を理解し、福祉活動に積極的に参加しています。	地域で福祉活動・福祉ボランティアを行っている市民の割合	10.8% (R2年度)	13.3% (R7年度)
	福祉関係NPO・ボランティア団体数	58団体 (R1年度)	186団体 (R7年度)
基本事業 2 地域での福祉活動の推進 行政区主体で地域住民が助け合うネットワークが構築され、地域福祉活動が活発に展開されています。	行政区（自治会）で行っている福祉事業の延べ事業数	58事業 (R1年度)	75事業 (R7年度)
	さくら市社会福祉協議会が実施した事業の延べ参加者数	3,000人 (R1年度)	3,300人 (R7年度)
基本事業 3 見守り活動・相談体制の充実 悩み事、困り事等を相談できるとともに、地域福祉の仕組みが整い、各種福祉サービスが受けられます。	見守りネットワーク ^{※3} の認定団体数	31団体 (R1年度)	37団体 (R7年度)
	民生委員・児童委員への相談件数	1,393件 (R1年度)	1,568件 (R7年度)
	相談支援包括化推進員 ^{※4} が対応した相談件数	—	99件 (R7年度)

基本事業のめざす姿の達成度（成果）を示す指標（モノサシ）と現状値・目標値です。

施策の目指す姿を達成するための手段となる「基本事業」の名称とめざす姿です。

成果指標が重点分野に該当するか、全庁的各種計画との関連性があるかを示しています。

重点 後期基本計画の重点分野の指標

戦略 まち・ひと・しごと創生総合戦略の指標 (KPI)

強靱化 国土強靱化地域計画の指標 (KPI)

行革 行政改革大綱の指標

用語解説

- ※1 ひきこもりの50代の子どもの生活を80代の歳が支える状態のこと。親子で社会から孤立する状況に陥る可能性が高いといわれる。
- ※2 子育てと親の介護が同時に発生すること。晩婚による出産年齢の高齢化、親戚との関係の希薄化等の要因がある。
- ※3 日頃の生活、業務の中で「誰かの負担に気付く」ことを誘引する「緩やかなセーフティネット」。さくら市では、市民、警察、消防、民間企業等と協力し、ネットワークの構築を進めている。
- ※4 複雑・複合的な課題、制度の抜本的課題等に対応するため、分野を超えて各機関をつなぐための調整を行う者。主な業務は「断らない相談支援」等。さくら市では令和3年度に設置予定。

専門用語に関する解説です。

I-1 市民ネットワークあふれるまちづくりの推進

■ 施策のめざす姿

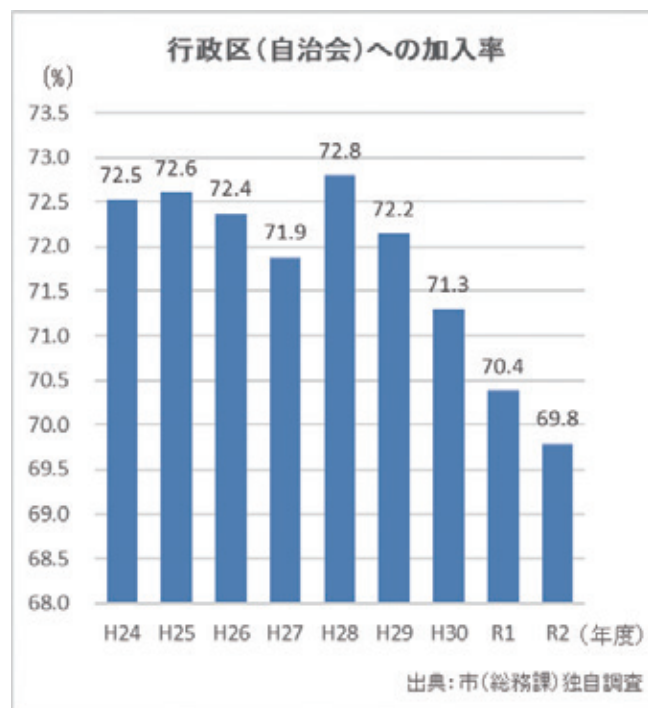
市民がまちづくりに参画し、市民と行政がそれぞれ適切に役割を分担して協力し合っています。

■ 施策の成果指標

指標名		現状値	目標値
	市民と行政の協働 ^{*1} によるまちづくりが行われていると思う市民の割合	62.1% (R1年度)	70.0% (R7年度)
	市民と行政の協働により市政が運営されていると思う職員の割合	64.1% (R2年度)	70.0% (R7年度)

■ 施策の成果指標（環境変化と課題）

- ◆ 令和2年度に設置した市民活動支援センターを拠点に市民が多様な能力・知識を発揮し、公益的活動を推進していきます。
- ◆ 市民活動支援センターへの登録団体数を増加させ、市民が行いたい活動の選択肢を増やし、市民活動を活性化させます。
- ◆ 市民・職員の協働に対する意識の向上及び市民団体の活動支援の強化が求められます。
- ◆ 行政区（自治会）に加入しない世帯が増加し、地域コミュニティの活力が低下することが危惧されています。行政区（自治会）加入率の低下を抑えるため、未加入世帯と地域との距離を縮める取組の実施を検討します。





■基本事業の構成

基本事業名と目指す姿		指標名	現状値	目標値
基本事業 1 市民活動の活性化 市民によるまちづくり活動が活発に行われ、市民と行政による協働の体制づくりが進んでいます。	行 革	ボランティア活動を行っている市民の割合	9.9% (R2年度)	15.0% (R7年度)
	行 革	市民活動支援センター登録団体数	38団体 (R2年度)	70団体 (R7年度)
基本事業 2 地域コミュニティ活動の活性化 多くの市民が地域コミュニティ活動に参加しています。		行政区（自治会）の活動に参加している市民の割合	43.3% (R2年度)	43.3% (R7年度)
	戦 略	行政区（自治会）に加入している世帯の割合	69.8% (R2年度)	65.0% (R7年度)



【市民活動支援センターの様子】

I-2 適正な事務執行とサービス提供

■ 施策のめざす姿

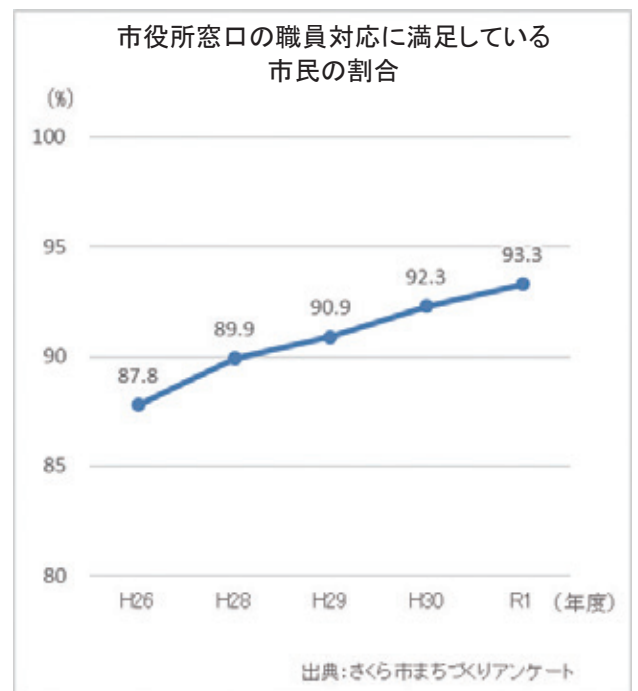
適正に行政事務（事務処理）が執行され、適切に行政サービスが提供されています。

■ 施策の成果指標

指標名	現状値	目標値
市の行政事務の執行において法令違反等があった件数	0 件 (R1 年度)	0 件 (R7 年度)

■ 施策の成果指標（環境変化と課題）

- ◆ マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）では、特定個人情報の適正な利用・管理が求められています。同制度を活用した行政手続の効率化を図ります。
- ◆ 行政事務の執行では、コンプライアンス（法令遵守）が強く意識されるとともに、行政手続のオンライン化^{*1}等の柔軟なサービス提供が求められています。
- ◆ 国が進める行政手続の統一・簡略化に対応するとともに、さくら市においてもICT^{*2}を活用し、行政手続、窓口業務等の簡略化に取り組んでいきます。
- ◆ オープンデータ^{*3}の基本原則に基づき、積極的な公共データの公開に取り組んでいきます。
- ◆ 平成31年に入出国管理及び難民認定法が改正されたことにより、さくら市在住の外国人が増加しています。さくら市での生活を住みよいものにするため、多言語による情報発信媒体を増やし、外国人向けサービスの向上を図ります。



「国連の持続開発 17 の目標 (SDGs)との関連性」



基本事業の構成

基本事業名と目指す姿		指標名	現状値	目標値
基本事業 1 快適な窓口サービスの推進 市役所窓口で快適なサービスが提供されています。	行 革	市役所窓口の職員対応に満足している市民の割合	94.9% (R2年度)	95.0% (R7年度)
基本事業 2 開かれた議会運営 議会運営に対する理解が深まり、議会への関心が高まっています。		市議会で議論・議決した内容を知っている市民の割合	25.4% (R2年度)	35.0% (R7年度)
基本事業 3 外国人向けのサービス提供 行政情報が外国人にも分かりやすく提供されています。		市が外国人向けに発行した刊行物・外国語で提供している媒体の数	7 件 (R1 年度)	12 件 (R7 年度)
基本事業 4 適正な個人情報の管理 市役所で適正に個人情報が管理されています。		市役所での個人情報の漏えい件数	0 件 (R1 年度)	0 件 (R7 年度)
基本事業 5 ICTによる情報の適切な管理と利活用 市役所で適正に電算システムが管理されるとともに、ICTの活用で行政サービスの利便性が向上し、効率化しています。		市役所で基幹電算システムがダウンした件数	0 件 (R1 年度)	0 件 (R7 年度)
	行 革	市役所でICTの活用が進んでいると思う市民割合	48.6% (R2年度)	60.0% (R7年度)

用語解説

- ※1 市役所で申請等を行う際、市役所の窓口に行くことなく、パソコン、スマートフォン等を利用し、インターネット上のやりとりだけで手続を完了させること。
- ※2 Information and Communication Technologyの略。
IT（コンピューターとネットワークを利用した技術）をコミュニケーション、業務等に積極的に活用するという考え方。
- ※3 一定のルールの範囲内で誰でも自由に複製、加工、活用等が行えるデータのこと。
また、そのデータをインターネットに公開すること。

I-3 効果的・効率的な行政経営の推進

■ 施策のめざす姿

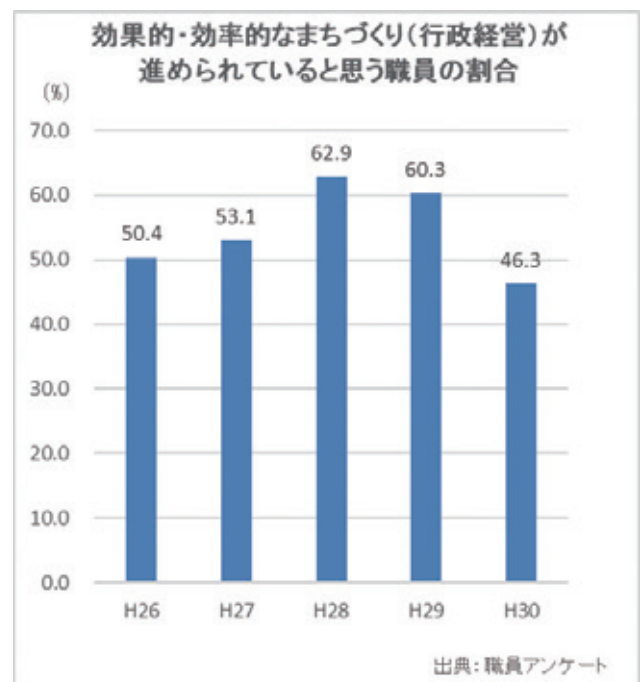
効果的・効率的な行政経営の仕組みにより、まちづくりが進んでいます。

■ 施策の成果指標

指標名		現状値	目標値
	総合計画後期基本計画（施策・基本事業）の目標達成率	—	70.0% (R7 年度)
行 革	効果的・効率的なまちづくり（行政経営）が進められていると思う市役所職員の割合	57.8% (R2 年度)	60.0% (R7 年度)

■ 施策の基本方針（環境変化と課題）

- ◆ 前基本計画の計画期間において、指標「効果的・効率的なまちづくりが進められていると思う市役所職員の割合」の実績値が減少しています。行政評価制度の実効性をより高めることで行政運営に係るマネジメントの高度化を図ります。
- ◆ 人口減少社会における限られた財源を考慮した市役所職員数を維持する必要がある一方、市民ニーズの高度化・多様化、地方分権の推進等により、市政に対する需要が増大しています。市民の期待に応えながら働き方改革に対応するため、良質で効果的な行政サービスを提供することができる人材の育成を進めつつ、同時に業務の再編、組織の見直し等を継続的に進めていきます。
- ◆ 国内だけでなく海外とも、姉妹都市を主とする地域間交流を積極的に行い、地域文化の相互理解の向上に取り組んでいきます。
- ◆ 新型コロナウイルス感染症の感染対策として、情報発信のオンライン化・速報性がより求められるようになりましたが、一方で、紙媒体の情報の減少に伴う情報弱者への対応が課題になっています。





基本事業の構成

基本事業名と目指す姿		指標名	現状値	目標値
基本事業 1 成果を重視した行政経営の確立 PDCA サイクル ^{*1} による行政経営が実践されています。	行革	施策、事務事業等の成果(指標)を意識して業務を行っている市役所職員の割合	86.1% (R2年度)	88.0% (R7年度)
	行革	市役所職員がPDCAサイクルを循環させるために実践している項目数(全5項目)	2.5項目 (R2年度)	3.5項目 (R7年度)
基本事業 2 職員能力と組織力の向上 市役所職員の能力が向上し、全庁的にコミュニケーション、協力体制等がとれる組織となることで、市民に対して質の高い行政サービスが提供されています。	行革	人事評価・研修・OJT ^{*2} が有効に機能していると思う市役所職員の割合	53.2% (R2年度)	59.0% (R7年度)
	行革	市役所の組織・職員が市民・地域の問題、行政課題に対し、迅速・適切に解決できていると思う市役所職員の割合	70.5% (R2年度)	73.7% (R7年度)
	行革	市役所の部門内・部門間のコミュニケーション・協力体制が良好だと思える市役所職員の割合	64.7% (R2年度)	69.8% (R7年度)
基本事業 3 適正な人事管理の推進 人口規模に合った適正な市役所職員数での行政運営と安全快適な執務の両立が実現しています。	行革	市民1,000人当たりの市役所職員数(公営企業職員等 ^{*3} 除く)	6.88人 (R2年度)	6.98人 (R7年度)
	行革	労働安全衛生管理の観点から勤務体制に問題があった(年次有給休暇の取得僅少、超過勤務過大等)と思われる市役所職員の延べ人数	358人 (R1年度)	300人 (R7年度)
基本事業 4 広域行政・交流の取組みの促進 近隣自治体等との相互補完により、広域で行政サービスが提供されています。姉妹都市 ^{*4} (国際友好都市 ^{*4} 含む)との交流により、地域文化が向上しています。	重点	姉妹都市(国際友好都市含む)との交流イベント等の件数	4件 (R1年度)	13件 (R7年度)
基本事業 5 広報・広聴の充実 市政情報の入手が容易に行える環境が整い、必要な情報を迅速に知ることができます。市民の声、意見等が市政に的確に届いています。	強靱化 行革	市政情報の提供の内容等に満足している市民の割合	86.7% (R2年度)	86.0% (R7年度)
	強靱化	市の公式SNS等のフォロワー、登録者等の数	5,711人 (R2年度)	6,280人 (R7年度)
	行革	市民の声をまちづくり等に取り入れる仕組みが整っていると思う市民の割合	48.3% (R2年度)	50.0% (R7年度)

用語解説

- ※1 事業等を正しく実施する際に必要とされる、計画(Plan)・実行(Do)・評価(Check)・改善(Action)の4種のプロセスと、そのプロセスを正しく循環させること。
- ※2 On the Job Trainingの略。職員教育の手法のひとつで、実際に業務を経験させながら教育を行うこと。
- ※3 さくら市では、上下水道事務所の職員・国民健康保険業務の担当職員の一部・介護保険業務の担当職員の一部のこと。
- ※4 さくら市の姉妹都市は、茨城県古河市・埼玉県加須市。
さくら市の国際友好都市は、アメリカ合衆国カリフォルニア州のランチョパロスベルデス市。

I-4 透明で健全な財政の確立

■ 施策のめざす姿

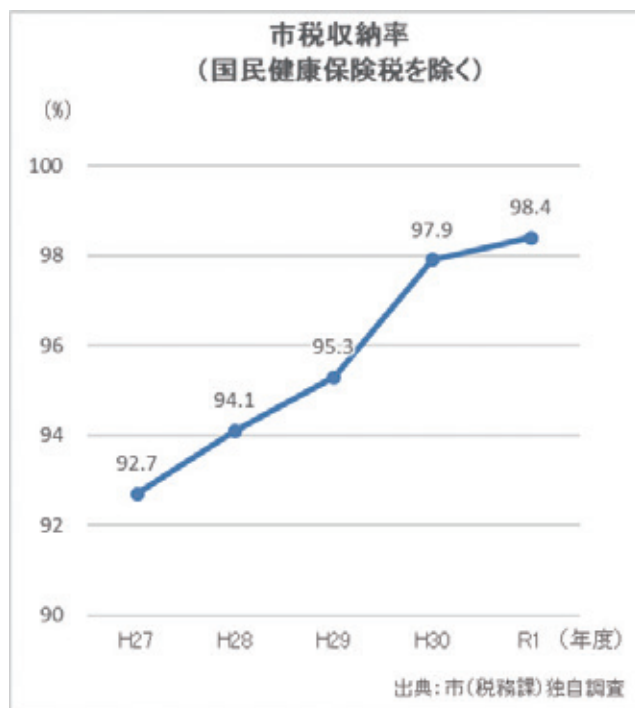
「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく健全化判断指標の適切な管理により、健全な財政運営が行われています。

■ 施策の成果指標

指標名		現状値	目標値
行 革	実質赤字比率 ^{※1}	赤字なし (R1年度)	赤字なし (R7年度)
行 革	連結実質赤字比率 ^{※2}	赤字なし (R1年度)	赤字なし (R7年度)
行 革	実質公債費比率 ^{※3}	7.3% (R1年度)	7.3% (R7年度)
行 革	将来負担比率 ^{※4}	将来負担なし (R1年度)	将来負担なし (R7年度)

■ 施策の基本方針（環境変化と課題）

- ◆ 氏家町・喜連川町の合併による地方交付税の合併算定替^{※5}が終了し、また、合併特例債^{※6}を中心に公債費が償還のピークを迎えているため、経常収支比率^{※7}等の指標が上昇傾向にあります。市債残高^{※8}に留意するとともに、中長期的な財政計画に基づく歳出管理に取り組んでいきます。
- ◆ 令和2年度に公共施設等総合管理計画の全施設分の個別施設計画を策定しました。今後の施設の維持管理・大規模修繕・更新については、同計画に基づき、優先順位を定め、長寿命化及び集約化・複合化を含めて検討しながら、効率的・効果的な設備投資に取り組んでいきます。
- ◆ 令和元年度における市税収納率は98.4%で前基本計画の目標を達成していますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で、今後は、自主財源^{※9}の減収が見込まれることから、財源確保のため、市税収納率の維持が課題となっています。



■ 施策の個別計画（又は関連計画）

さくら市公共施設等総合管理計画（H29年度～R38年度）



基本事業の構成

基本事業名と目指す姿		指標名	現状値	目標値
基本事業 1 自主財源の確保 自主財源の安定的な確保と拡大が成され、新たな財源確保が推進されています。	行革	自主財源比率 ^{※10}	52.5% (R1年度)	52.5% (R7年度)
	行革	市税収納率 (国民健康保険税を除く)	98.4% (R1年度)	98.4% (R7年度)
基本事業 2 公共施設の適正化 公共施設が適正に配置され、計画的に管理されています。	行革	普通財産 ^{※11} のうち未利用地の割合	40.0% (R1年度)	39.0% (R7年度)
	強靱化 行革	公共施設維持管理費	1,362百万円 (R1年度)	1,362百万円 (R7年度)
基本事業 3 計画的・効率的な財政運営 計画的・効率的な歳出管理が行われています。	行革	経常収支比率	91.4% (R1年度)	91.4% (R7年度)
	行革	市民1人当たりの市債残高	358,769円 (R1年度)	359,000円 (R7年度)

用語解説

- ※1 さくら市の財政規模に対する一般会計 (さくら市が管理する会計のひとつで基本的経費全般を計上するもの) 等の赤字額の割合。
- ※2 さくら市の財政規模に対する全ての会計の赤字額の割合。
- ※3 さくら市の財政規模に対する公債費 (さくら市が借り入れた地方債の返還金、利子等) 等の割合。3箇年の平均で算出。数値が小さいほど財政状況が良好。
- ※4 さくら市の財政規模に対する、将来、さくら市が負担する可能性がある負債の割合。
- ※5 国が普通交付税の額を決定する際、合併した市町村が不利益にならないよう、合併前の市町村が存在しているとみなす制度。合併後の一定の期間だけ適用される。
- ※6 合併した市町村が、合併後の一定の期間だけ借り入れることができる地方債。他の地方債より条件が有利。
- ※7 さくら市の一般会計のうち人件費、扶助費 (社会保障のための経費) 等、経常的に支出する経費の割合。数値が小さいほど財政状況が良好。
- ※8 さくら市が借り入れている地方債の残高。
- ※9 市税、施設の使用料等、歳入のうち地方公共団体の自主的な収入に分類されるもの。
- ※10 さくら市の歳入全般に対する自主財源の割合。数値が大きいくほど財政状況が良好。
- ※11 市の財産のうち、行政として明確な利用目的がないもの。さくら市では、土地であることが多い。

II-1 助け合いと支え合いの地域福祉

■ 施策のめざす姿

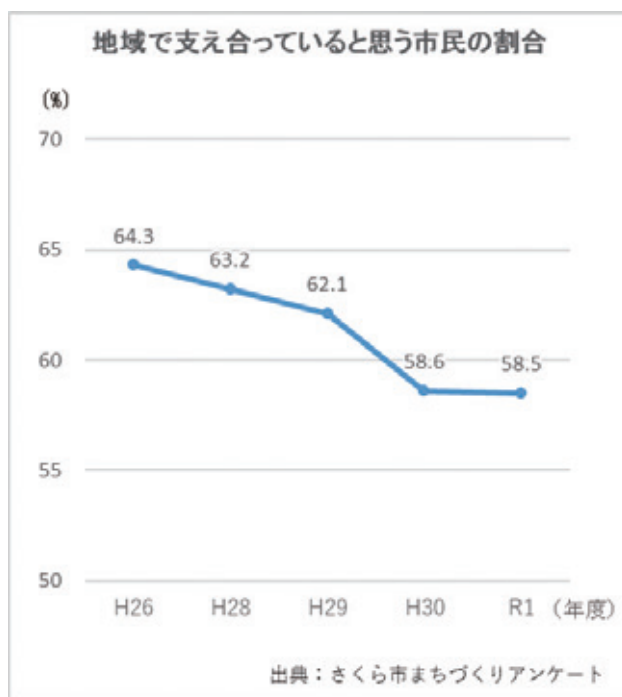
市民が互いに助け合い、支え合いながら地域で福祉活動が展開されています。

■ 施策の成果指標

指標名		現状値	目標値
	地域の住民が互いに支え合っていると思う市民の割合	60.8% (R2年度)	63.3% (R7年度)

■ 施策の基本方針（環境変化と課題）

- ◆ 少子高齢化・核家族化が進み、地域、家庭等の支え合いの基盤が弱まっている中、8050問題^{*1}、ダブルケア^{*2}、ひきこもり等の複雑・複合的な課題、既存の制度・分野ごとでは解決し難い課題等が増加しています。
- ◆ 「地域で支え合っていると思う市民の割合」の数値が年々減少していることから、地域・近所とのつながりが希薄化していると思われます。
- ◆ 相談窓口を設置し、複雑・複合的な課題、既存の制度・分野ごとでは解決し難い課題等に対する相談支援を行うほか、地域づくりに向けた支援にも取り組んでいきます。



■ 施策の個別計画（又は関連計画）

第2次さくら市地域福祉計画（H29年度～R3年度）
 第8期さくら市高齢者総合保健福祉計画（R3年度～R5年度）
 さくら市再犯防止推進計画（R3年度～）

「国連の持続開発 17 の目標 (SDGs)との関連性」



■基本事業の構成

基本事業名と目指す姿	指標名	現状値	目標値
基本事業 1 地域福祉の理解促進 市民が支え合いの重要性を理解し、福祉活動に積極的に参加しています。	強靱化 行 革 地域で福祉活動・福祉ボランティアを行っている市民の割合	10.8% (R2年度)	13.3% (R7年度)
	強靱化 行 革 福祉関係NPO・ボランティア団体数	58団体 (R1年度)	186団体 (R7年度)
基本事業 2 地域での福祉活動の推進 行政区（自治会）主体で地域住民が助け合うネットワークが構築され、地域福祉活動が活発に展開されています。	行政区（自治会）で行っている福祉事業の延べ事業数	58事業 (R1年度)	75事業 (R7年度)
	さくら市社会福祉協議会が実施した事業の延べ参加者数	3,000人 (R1年度)	3,300人 (R7年度)
基本事業 3 見守り活動・相談体制の充実 悩み事、困り事等を相談できるとともに、地域福祉の仕組みが整い、各種福祉サービスが受けられます。	見守りネットワーク ^{※3} の協定団体数	31団体 (R1年度)	37団体 (R7年度)
	民生委員・児童委員への相談件数	1,393件 (R1年度)	1,568件 (R7年度)
	強靱化 相談支援包括化推進員 ^{※4} が対応した相談件数	—	99件 (R7年度)

用語解説

- ※1 ひきこもりの50代の子どもを80代の親が支える状態のこと。親子ともに社会から孤立する可能性が高いといわれる。
- ※2 子育てと親の介護が同時に発生すること。晩婚による出産年齢の高齢化、親戚との関係の希薄化等の要因がある。
- ※3 日常生活、業務の中で「誰かの異変に気付く」ことを誘引する「緩やかなセーフティネット」さくら市では、市民、警察、消防、民間企業等と協力し、ネットワークの構築を進めている。
- ※4 複雑・複合的な課題、制度の狭間の課題等に対応するため、分野を越えて各機関をつなぐための調整を行う者。主な業務は「断らない相談支援」等。さくら市では令和3年度から設置予定。

II-2 生きがいをもたらす高齢者福祉

■ 施策のめざす姿

高齢者が自立して、地域で生き生きと健康的に生活をしています。

■ 施策の成果指標

指標名	現状値	目標値
介護認定率（介護認定を受けている高齢者の割合）	15.7% (R1年度)	18.4% (R7年度)

■ 施策の基本方針（環境変化と課題）

- ◆ 住民主体で設置するサロン等の通いの場^{*1}は、高齢者の社会参加による生きがいづくり、健康体操による運動機能の維持・改善等を図る上で重要な地域資源です。活動の充実・新たな通いの場を増やしていくため、生活支援コーディネーター^{*2}を中心とした伴走型支援・立上げ支援を実施していきます。
- ◆ フレイル（虚弱）^{*3}・生活習慣病の予防を目的として、口腔ケア、栄養等について学ぶ教室を開催するとともに、高齢者に人気の高いノルディックウォーキング^{*4}等の「ちょうどいい運動」の普及を積極的に推進します。
- ◆ 認知症初期集中支援チーム^{*5}及び認知症地域支援推進員^{*6}の更なる活用・充実を図るとともに、認知症カフェ^{*7}、認知症サポーター^{*8}、チームオレンジ^{*9}等の地域資源を活用し、地域ぐるみで認知症高齢者、その介護を行う家族等への支援を行います。
- ◆ 地域包括支援センター^{*10}等の関係機関との連携を強化しながら、相談支援体制・情報提供体制の充実を図り、高齢者が住み慣れた地域において自立した生活が送れるよう、適切な介護サービス等の利用に繋がっていきます。



■ 施策の個別計画（又は関連計画）

第2次さくら市地域福祉計画（H29年度～R3年度）
第8期さくら市高齢者総合保健福祉計画（R3年度～R5年度）

「国連の持続開発 17 の目標 (SDGs)との関連性」



基本事業の構成

基本事業名と目指す姿	指標名	現状値	目標値
基本事業 1 社会参加の促進 高齢者が様々な場で社会に参加するとともに、日常生活の支え合いにより、生き生きと生活しています。	重点 強靱化 市内の社会参加の場（サロン・老人クラブ）の設置数	74箇所 (R1年度)	79箇所 (R7年度)
基本事業 2 介護予防サービスの充実 介護が必要な状態にならないよう、高齢者が健康的な生活を送ることができる環境を整えるとともに、認知症対策に取り組んでいます。	強靱化 新規要支援・新規要介護認定者の割合	5.5% (R1年度)	5.5% (R7年度)
基本事業 3 介護サービスの適正利用 介護の必要な状態になった市民が、介護保険サービスを適正に利用することで安心して暮らしていただけます。	高齢者1人当たりの介護保険の給付額 <月額>	20,865.0円 (R1年度)	22,440.9円 (R7年度)

用語解説

- ※1 地域の高齢者等が介護予防や健康・生きがいのために定期的に集う場所。
- ※2 地域において高齢者の生活支援・介護予防のサービス提供体制の構築に向けてコーディネート機能を果たす者。
- ※3 加齢により、心身の機能が低下した状態。「健康」と「要介護」の間。
- ※4 両手で専用ポールを突きながら歩くウォーキング方法。近年、高齢者の運動習慣の維持、介護予防等の観点から注目度が高まっている。
- ※5 認知症やその疑いのある方に医療、介護サービス等、必要な支援をつなげていくため、医師、保健師、看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門家で構成し、活動する組織。
- ※6 認知症になっても安心して生活ができるよう、相談支援、認知症に対する正しい理解・対処方法、認知症予防等についての普及啓発活動を行う者。
- ※7 認知症の方、その家族、地域の住民等が集まり、交流、相談等を行う場。さくら市内に2箇所設置（令和3年2月1日現在）
- ※8 認知症を正しく理解するための認知症サポーター養成講座を受講した者。さくら市では、延べ5,934人が養成講座を受講済み（令和3年2月1日現在）
- ※9 認知症サポーター等により構成される組織。認知症の方やその家族のニーズにあった具体的な支援につなげるための活動を行う。
- ※10 高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるよう、介護・介護予防サービス、日常生活支援等の相談に応じるための窓口。さくら市内に2箇所設置（令和3年2月1日現在）

II-3 自立・支援・社会参加の障がい者（児）福祉

■ 施策のめざす姿

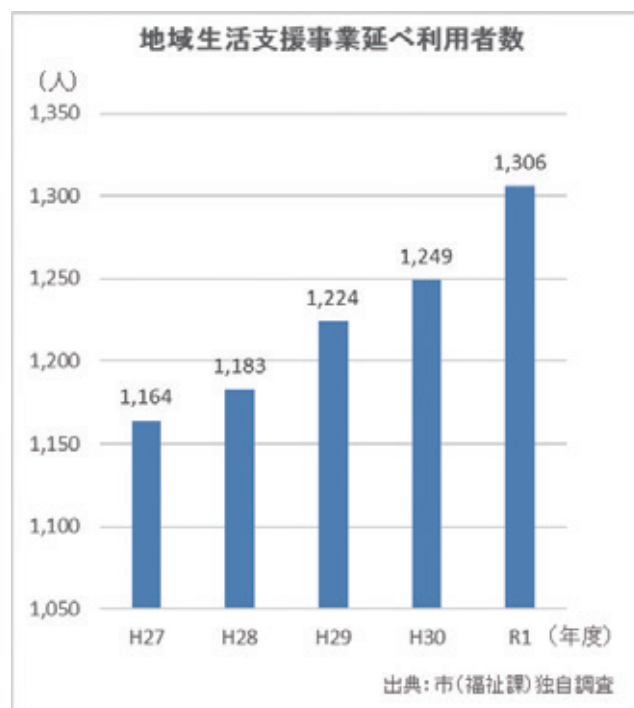
障がい者（児）が地域で安心して暮らしています。

■ 施策の成果指標

指標名		現状値	目標値
重点	在宅で生活している65歳未満の障がい者（児）の割合	94.0% (R1年度)	94.5% (R7年度)

■ 施策の基本方針（環境変化と課題）

- ◆ 平成30年4月に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律・児童福祉法が改正されました。このことにより、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」「就労」に関する支援・障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の充実が求められています。
- ◆ 障がい児支援とは、障がい児の健やかな育成を支援することが重要であることから、障がい児のライフステージに沿って、関係機関が連携を図り、切れ目のない支援を提供する体制の構築を図ります。
- ◆ 高齢化する障がい者及びその支援者に必要な支援並びに施設入所・入院中の障がい者の地域生活移行に必要な支援のため、地域生活支援拠点等^{*1}の体制整備に取り組んでいきます。



■ 施策の個別計画（又は関連計画）

さくら市第4期障がい者計画（R3年度～R7年度）
 さくら市第6期障がい福祉計画（R3年度～R5年度）
 さくら市第2期障がい児福祉計画（R3年度～R5年度）

「国連の持続開発 17 の目標 (SDGs)との関連性」



■基本事業の構成

基本事業名と目指す姿	指標名	現状値	目標値	
基本事業 1 児童発達支援の充実 障がい児が障害に応じた適切なサービスを受けています。		切れ目のない支援のために情報共有・支援を受けている児童数	317人 (R1年度)	450人 (R7年度)
	強靱化	各種児童発達支援サービスの延べ利用者数	2,379人 (R1年度)	2,900人 (R7年度)
基本事業 2 自立した生活の支援 障がい者が自立した生活を送っています。	強靱化	自立支援給付事業 ^{※2} の延べ利用者数	4,643人 (R1年度)	5,020人 (R7年度)
		施設入所・入院から在宅生活への移行人数(令和3～7年度累計)	6人 (R1年度)	21人 (R3-7年度)
	強靱化	就労(訓練含む)している障がい者数	1,341人 (R1年度)	1,580人 (R7年度)
基本事業 3 地域生活の支援 障がい者(児)が住み慣れた地域で社会生活を営んでいます。		地域生活支援事業 ^{※3} の延べ利用者数	1,306人 (R1年度)	1,530人 (R7年度)
基本事業 4 相談体制の充実とサービスの適正利用 障がい者(児)及びその家族が、相談を受けることで、不安が軽減し、適切なサービスを受けることができます。		障がい者(児)に関する相談件数	5,069件 (R1年度)	5,820件 (R7年度)
		区分認定審査会 ^{※4} の結果への不服申立て件数	0件 (R1年度)	0件 (R7年度)

用語解説

- ※1 障がい者の居住支援のための「相談」「緊急時の受入れ・対応」「体験の機会・場の提供」「専門的人材の確保・陽性」「地域の体制づくり」等の機能を有する組織、制度等のこと。
- ※2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、さくら市が障がい者を対象に実施する事業。障害福祉サービス、自立支援医療等のメニューがある。
- ※3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、さくら市が障がい者を対象に実施する事業。相談支援事業、日中一時支援事業、日常生活用具給付事業等のメニューがある。
- ※4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、障害支援区分に関する審査・判定を行う組織。

II-4 健康・予防・医療体制の充実と健康づくり

■ 施策のめざす姿

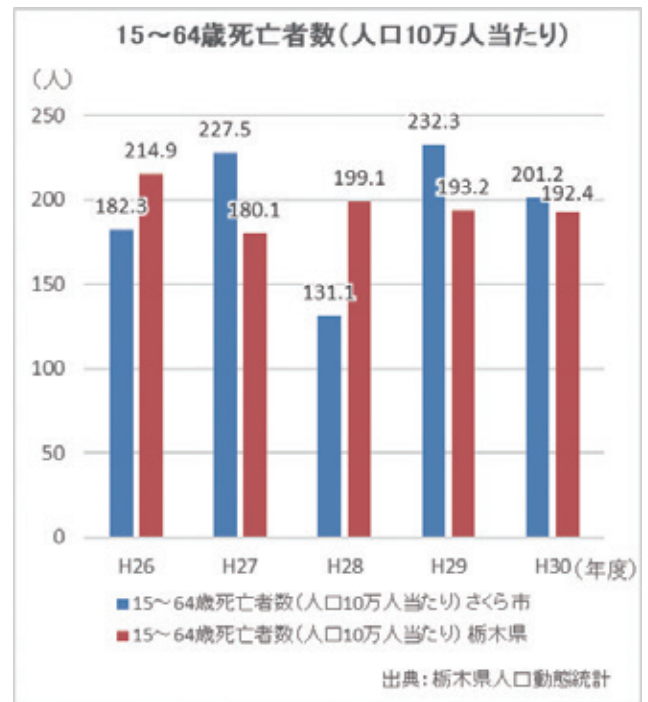
健康な心身で生活を送ることで、若くして亡くなる市民が減少します。

■ 施策の成果指標

指標名	現状値	目標値
15歳から64歳までの死亡者数（人口10万人当たり）	201.2人 (H30年度)	200.0人 (R5年度)

■ 施策の基本方針（環境変化と課題）

- ◆ 急速な少子高齢化及び食生活、運動習慣等のライフスタイルの変化とともに、がん、心臓病、脳卒中、糖尿病等の生活習慣病が増加しています。各種がん検診、健康相談等の実施により、これまで以上の生活習慣病予防の徹底が必要です。
- ◆ 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、生き生きと自分らしく過ごせるよう、休養の大切さの周知・啓発及び心の健康の維持のための取組を進めます。
- ◆ 新型コロナウイルス感染症の感染の拡大は、市民生活にも大きな影響を与えています。新型コロナウイルス感染症等の予防及びその啓発に努め、発生・まん延の防止対策に取り組んでいきます。
- ◆ 生涯を通して健康的な生活を送るため、より一層、市民の健康づくりの支援及び良質かつ適切な医療の提供を図ります。



■ 施策の個別計画（又は関連計画）

健康21さくらプラン（第2期）計画（H30年度～R4年度）
さくら市自殺対策計画（R2年度～R4年度）

「国連の持続開発 17 の目標 (SDGs)との関連性」



■基本事業の構成

基本事業名と目指す姿		指標名	現状値	目標値
基本事業 1 生活習慣の改善 健康維持のため、市民が健康に良い生活習慣を実践しています。	重点	健康に良い生活習慣の平均実践項目数 (全9項目)	4.5項目 (R2年度)	5.0項目 (R7年度)
		メタボリックシンドローム ^{※1} に該当する市民 (国民健康保険被保険者) の割合	17.1% (R1年度)	17.1% (R7年度)
基本事業 2 病気の早期発見・早期治療の推進 市民が定期的に健康診断を受診し、疾病が早期発見・早期治療されています。		市民 (国民健康被保険者) の特定健康診査 ^{※2} の受診率	46.5% (R1年度)	60.0% (R7年度)
		毎年がん検診を受けている市民の割合	61.8% (R2年度)	65.0% (R7年度)
	重点	がん検診により精密検査が必要とされた市民の精密検査受診率	84.3% (R2年度)	85.0% (R7年度)
基本事業 3 心の健康づくりの推進 市民の心の健康が保たれています。		自殺死亡率 ^{※3}	15.6人 (H30年度)	14.0人 (R5年度)
基本事業 4 感染症予防対策の充実 感染症の予防・啓発に努め、発生・まん延を防ぎます。	強靱化	市内の集団感染発生件数	0件 (R1年度)	0件 (R7年度)
基本事業 5 地域医療体制の整備 市民がいつでも身近な場所で安心して医療を受けることができます。		かかりつけ医がいる市民の割合	76.0% (R2年度)	78.0% (R7年度)
	強靱化	市内で発生した患者が塩谷郡市内の病院に救急搬送されなかった割合	43.1% (R2年度)	43.0% (R7年度)

用語解説

- ※1 一定以上の腹囲があることに加え、脂質代謝・血圧・血糖値のうち2つ以上に異常が確認されること。糖尿病、脳卒中等の生活習慣病を発症する可能性が高まる。
- ※2 生活習慣病の予防のため、40歳以上の者を対象に行う健康診査。
- ※3 人口10万人当たりの自殺者数。全国的に用いられる指標。

II-5 安心で安全な子育て環境づくり

施策のめざす姿

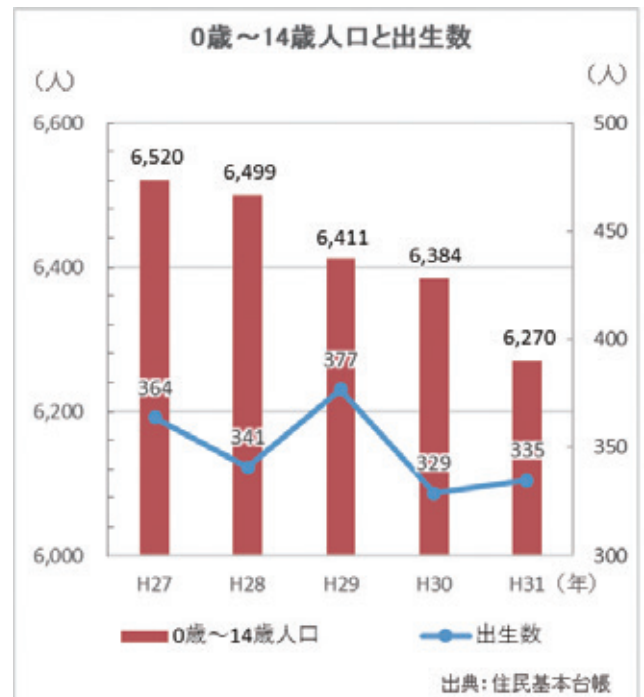
子育て支援サービスが充実し、市民が安心して子どもを産み、育てています。

施策の成果指標

指標名		現状値	目標値
戦略	子育て支援のサービス・環境が充実していると思う中学生以下の保護者の割合	87.0% (R2年度)	88.0% (R7年度)
戦略	合計特殊出生率 ^{※1}	1.57 (R1年度)	1.78 (R7年度)
	市内で子育てをしたいと思う乳幼児の保護者の割合	95.7% (R1年度)	96.0% (R7年度)

施策の基本方針（環境変化と課題）

- ◆ 出生数は減少傾向にありますが、核家族化・女性の社会進出の進行、令和元年10月から始まった幼児教育・保育の無償化等の影響により、保育ニーズは一定量を保っています。その傾向を受け、市立保育園の各年齢の定員の調整を行い、民間保育施設の整備等により、令和2年4月時点で達成した待機児童ゼロを今後も維持していきます。また、多様化する保育ニーズに対応するため、民間保育施設との連携体制を強化し、特別保育枠の拡大を図ります。
- ◆ 子育てについて保護者が気軽に相談できる場所として、子育て世代包括支援センター^{※2}を活用し、妊娠期から子育て期まで、切れ目のない支援を行い、子育て不安の解消に取り組んでいきます。
- ◆ 医療費助成による子育ての経済的負担の軽減、学童保育のニーズに合わせた環境整備による子どもの居場所づくり等に取り組み、子育てしやすい環境づくりを推進していきます。
- ◆ 調査の結果、未婚者の9割がいずれ結婚したいと考えていることがわかっています。その推進のため、男女の出会いから結婚に至るプロセスを支援する各種事業に取り組んでいきます。



施策の個別計画（又は関連計画）

第2期さくら市子ども・子育て支援事業計画（R2年度～R6年度）

「国連の持続開発 17 の目標 (SDGs)との関連性」



基本事業の構成

基本事業名と目指す姿	指標名	現状値	目標値
基本事業 1 幼児教育・保育サービスの充実 乳児・幼児の保護者が安心して子どもを預けて働いています。	強化 保育所・認定こども園・地域型保育事業所 ^{※3} の待機児童数（4月1日現在）	0人 (R2年度)	0人 (R7年度)
	特別保育（一時保育・休日保育・病児保育・病後児保育）の希望に対応できなかった件数	—	0件 (R7年度)
基本事業 2 子どもの居場所づくり 家庭、学校等以外にも子どもの安全な居場所が確保されています。	児童センターの年間利用者数	58,088人 (R1年度)	65,000人 (R7年度)
	学童保育の待機児童数（3月31日現在）	0人 (R1年度)	0人 (R7年度)
基本事業 3 子育て不安の解消 保護者が子どもに関する悩みを気軽に相談することができて、子育ての不安が軽減されています。	出産後の1月間に助産師、保健師等からの指導・ケアを十分に受けることができた保護者の割合	90.1% (R1年度)	95.0% (R7年度)
	育児に関する悩みの相談相手、解決のための手段を調べる方法等がある幼児の保護者の割合	96.3% (R1年度)	98.0% (R7年度)
基本事業 4 子どもの健やかな成長支援 検診・健診、予防接種等を受ける環境が整っていること及び子育てに関する正しい知識を有することで、保護者が子どもを健やかに産み育てることができます。	発達過程を理解している幼児の保護者の割合	93.4% (R1年度)	93.4% (R7年度)
	妊婦健診を受けないまま出産した件数	0件 (R1年度)	0件 (R7年度)
	乳幼児健診の平均受診率	98.3% (R1年度)	98.3% (R7年度)
	虫歯がない3歳児の割合	80.2% (R1年度)	85.0% (R7年度)
基本事業 5 子育てのための経済支援 子育ての経済的負担が軽減されることで、保護者が子どもを健やかに育てることができます。	市が児童医療費を助成した額	200,111千円 (R1年度)	194,120千円 (R7年度)
	経済的負担を軽減するためのサービスを受けているひとり親家庭の数	358世帯 (R1年度)	—★
基本事業 6 次世代育成のための家族形成の支援 結婚したい・子どもを産みたいという市民を支援します。	重点戦略 年間婚姻数	212件 (R1年度)	200件 (R7年度)

★目標値が未設定である指標は「数値が高い方が良好」「数値が低い方が良好」の2通りの考え方が成り立つため、目標値を設定し難いことから、目標値を設定しません。

用語解説

- ※1 1人の女性が15歳～49歳に産する子の数の平均。全国的に用いられる指標。
- ※2 妊娠・出産・育児に関する悩みがある保護者の相談に対応するための施設。さくら市では、氏家保健センター・喜連川保健センターに「さくらっこ子育て相談ルーム」を設置。
- ※3 0歳児～2歳児だけを対象に保育を行う施設。一般的な保育所より小規模。さくら市では、ちびっこランドさくら園・ゆうゆうランドさくら園・つくし保育園が該当。

II-6 生活を支援する社会保障と社会福祉

■ 施策のめざす姿

社会保障を適正に利用することで、市民が安心して生活しています。

■ 施策の成果指標

※国の制度に準拠しているため、施策の成果指標を設定しません。

■ 施策の基本方針（環境変化と課題）

- ◆ 高齢化等による社会保障費の増大に対応するため、国民健康保険制度・後期高齢者医療保険制度・介護保険制度の健全運営を図っていきます。
- ◆ 生活保護については、必要な方に制度が行き渡るよう、適正な運用を行うとともに、保護世帯の経済的な自立を促すための支援も同時に行っていきます。
- ◆ 貧困の世代間連鎖を断ち切るため、生活困窮^{*1}世帯の子どもに対し、学習支援事業を実施し、高校進学等を支援していきます。
- ◆ 公営住宅については、計画的な修繕・改善の実施により、良好な住環境を維持することが求められているため、公営住宅長寿命化計画に基づいた修繕対策に取り組んでいきます。



■ 施策の個別計画（又は関連計画）

第8期さくら市高齢者総合保健福祉計画（R3年度～R5年度）
さくら市公営住宅長寿命化計画（R3年度～R12年度）

「国連の持続開発 17 の目標 (SDGs)との関連性」



■基本事業の構成

基本事業名と目指す姿		指標名	現状値	目標値
基本事業 1 医療保険制度の健全運営 医療保険制度が充実し、適正な運営が図られています。	行革	国民健康保険税収納率	95.3% (R1年度)	95.3% (R7年度)
	行革	後期高齢者保険料収納率	99.5% (R1年度)	99.5% (R7年度)
基本事業 2 介護保険制度の健全運営 介護保険制度が充実し、適正な運営が図られています。	行革	介護保険料収納率	99.6% (R1年度)	99.6% (R7年度)
基本事業 3 生活保護世帯の自立支援 生活保護世帯の最低限度の生活が保障されるとともに、社会的・経済的自立が図られています。		市民1,000人当たりの生活保護者数	6.3人 (R1年度)	—★
		自立による生活保護廃止件数	14件 (R1年度)	14件 (R7年度)
基本事業 4 生活困窮者の支援 対象者の最低限度の生活が保障されるとともに、社会的・経済的自立が図られています。		支援により生活困窮状態が改善された件数	3件 (R1年度)	10件 (R7年度)
		生活困窮世帯学習支援事業※ ² の利用者のうち希望した進路に進学・就職できた生徒数	100% (R1年度)	100% (R7年度)
基本事業 5 安全で快適な公営住宅の供給 計画的な修繕・改善により、良好な市営住宅が提供されています。	強靱化 行革	長寿命化を実施した公営住宅戸の割合	45.2% (R1年度)	60.4% (R7年度)

★目標値が未設定である指標は「数値が高い方が良好」「数値が低い方が良好」の2通りの考え方が成り立つため、目標値を設定し難いことから、目標値を設定しません。

用語解説

※ 1 生活保護制度の利用には至っていないが、最低限度の生活が維持できなくなる恐れがある状態。

※ 2 生活保護世帯等、困窮状態にある中学生を対象に学習支援を行う事業。大学生等のボランティアが指導を行う。

Ⅲ-1 健やかに人を育み生涯にわたる学習活動の推進

■ 施策のめざす姿

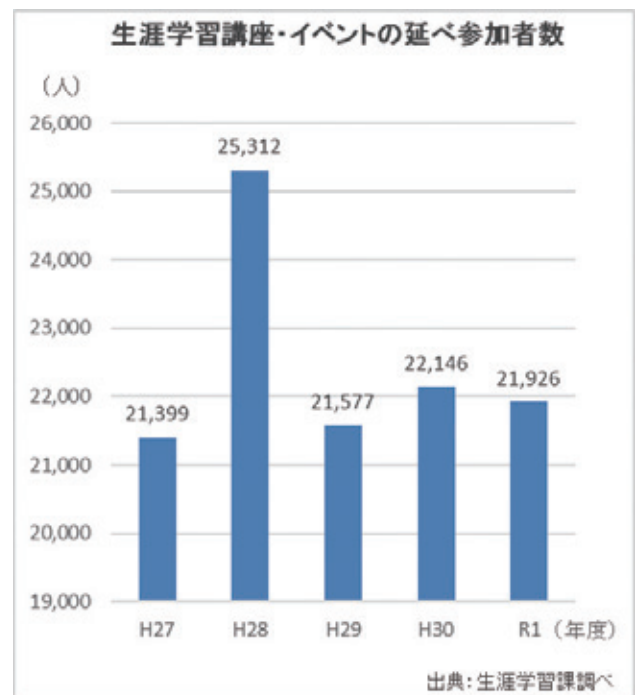
生涯にわたる学びの機会とその成果を生かす場があり、豊かな心を持ち、生きがいに満ちた市民が増加しています。

■ 施策の成果指標

指標名	現状値	目標値
自主的な生涯学習活動に参加している市民の割合	24.3% (R2年度)	32.0% (R7年度)

■ 施策の基本方針（環境変化と課題）

- ◆ 少子高齢化、ライフスタイルの多様化等により、地域における住民同士の交流機会が減少し、地域のつながりが希薄化している傾向がみられます。そのような状況において、市民1人ひとりが豊かな心を持ち、生きがいに満ちた生活を送るためには、市民の誰もが生涯にわたり学ぶことができる機会を持つこと又はその成果等を生かすことのできる場があることが重要です。
- ◆ 多くの市民に学び・交流の機会を提供するため、様々な講座、イベント等を開催するとともに、多様な方法で学びの機会を得ることが可能となるよう、オンライン等を用いた学習環境づくりを推進します。
- ◆ ライフスタイルの変化等により家庭環境が多様化・複雑化している状況において、保護者が安心感・自信をもって健全な子どもを育成できるよう、家庭教育の支援に取り組みます。
- ◆ 将来を担う子どもの学力の向上を図るとともに様々な交流、体験等を通じ、健やかに成長することができるよう、学校以外での学習、異世代との交流、多様な体験活動等の機会を提供します。



■ 施策の個別計画（又は関連計画）

第二次さくら市生涯学習推進計画（H29年度～R8年度）

「国連の持続開発 17 の目標 (SDGs)との関連性」



■基本事業の構成

基本事業名と目指す姿		指標名	現状値	目標値
基本事業 1 学ぶ機会の充実 市民の生涯学習の機会が充実しています。	強靱化	生涯学習講座・イベントの参加者数	21,926人 (R1年度)	22,600人 (R7年度)
基本事業 2 青少年の健全育成 様々な体験活動、研修等を通して、青少年が健やかに成長しています。		青少年育成事業における体験活動への児童・生徒の延べ参加者数	411人 (R1年度)	600人 (R7年度)
基本事業 3 家庭教育支援の充実 子ども達を育む家庭の教育力が向上しています。	重点	家庭教育支援に関する講座や学級、研修会等の延べ参加者数	1,735人 (R1年度)	2,000人 (R7年度)
基本事業 4 読書活動の推進 本に触れる機会・読書を通じて学ぶ機会が充実しています。		図書館の利用者数	165,827人 (R1年度)	167,000人 (R7年度)
基本事業 5 課外「さくらスクール」による学びの推進 課外での学びの場で、児童・生徒の確かな学力・豊かな心・健やかな体が育まれています。	重点	課外「さくらスクール」※1の延べ参加者数	5,289人 (R1年度)	7,000人 (R7年度)

用語解説

※1 さくら市の子どもの気力・体力・学力を総合的に育むために開設する課外授業。小学生を対象とする「わくわく体験コース」、小学生・中学生を対象とする「ぐんぐん学力アップコース」等のメニューがある。

Ⅲ-2 芸術・文化・歴史があふれる市民文化の継承

■ 施策のめざす姿

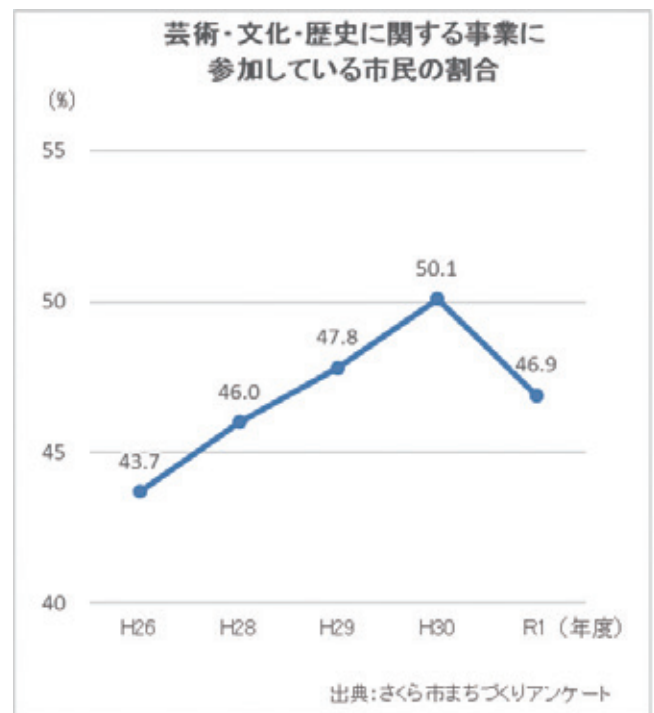
市民が、地域の芸術・文化・歴史に触れることにより、さくら市での暮らしを楽しんでいます。

■ 施策の成果指標

指標名		現状値	目標値
重点	芸術・文化・歴史に関する事業に参加している市民の割合	44.7% (R2年度)	45.0% (R7年度)

■ 施策の基本方針（環境変化と課題）

- ◆ 少子高齢化、グローバル化、高度情報化等の急激な社会環境の変化により市民の価値観が多様化し、物の豊かさだけでなく、心の豊かさ、生きがいのある生活等が求められています。多様なニーズに対応した文化芸術の鑑賞、学習等の機会を提供していきます。
- ◆ 少子高齢化、核家族化等による地域コミュニティの衰退、生活様式の変化等により、文化活動の担い手、伝統文化の後継者等の不足が課題になっています。学校、地域社会等で文化活動を支える人材の育成支援を図ります。
- ◆ さくら市の文化財、天然記念物等に対する市民意識を醸成するため、市民と協働で瀧澤家住宅を中心としたイベント、展示会等を定期的・継続的に実施します。また、市民が瀧澤家住宅を利用して行うイベント等を支援することで利用率、集客力等を高めていきます。
- ◆ 魅力ある博物館活動のため、地域の文化・歴史を紐解き未来へつないでいくとともに、現在、注目されている芸術を紹介し、新たな発見の場としての活動を展開します。そのために企画展の内容を検討し、体験型の事業の実施又はデジタル情報を利用した幅広い年齢層へのアプローチに努めます。



■ 施策の個別計画（又は関連計画）

第二次さくら市生涯学習推進計画（H29年度～R8年度）



■ 基本事業の構成

基本事業名と目指す姿		指標名	現状値	目標値
基本事業 1 芸術文化活動の推進 多くの市民が芸術文化に関する活動を行っています。	重点	文化振興事業※1の参加者数	3,380人 (R1年度)	6,000人 (R7年度)
	強靱化	市内の文化財に親しんだ市民の割合	15.8% (R2年度)	20.0% (R7年度)
基本事業 2 歴史的文化的資源の保存・継承・利活用 歴史的文化財が適正に保存・継承・利活用され、興味・関心を持つ市民が増加しています。		市民が認知する市内の主要な文化財等の数(全10件)	3.7件 (R2年度)	4.5件 (R7年度)
	強靱化	ミュージアムの来館者数	22,706人 (R1年度)	25,000人 (R7年度)
基本事業 3 ミュージアムの充実 さくら市ミュージアム-荒井寛方記念館-の展示内容・収蔵資料が充実し、多くの市民に親しまれています。		ミュージアムの収蔵資料数	34,624点 (R1年度)	34,734点 (R7年度)
	強靱化	ミュージアムの企画展観覧者の満足度	96.0% (H30年度)	96.0% (R7年度)



【栃木県指定文化財である瀧澤家住宅の鐵竹堂】

用語解説

※1 さくら市に根差した歴史、美術、民俗、音楽等の文化に触れる機会を設け、周知啓発を行う事業。

Ⅲ-3 確かな学力と健やかな心や体を育む学校教育

施策のめざす姿

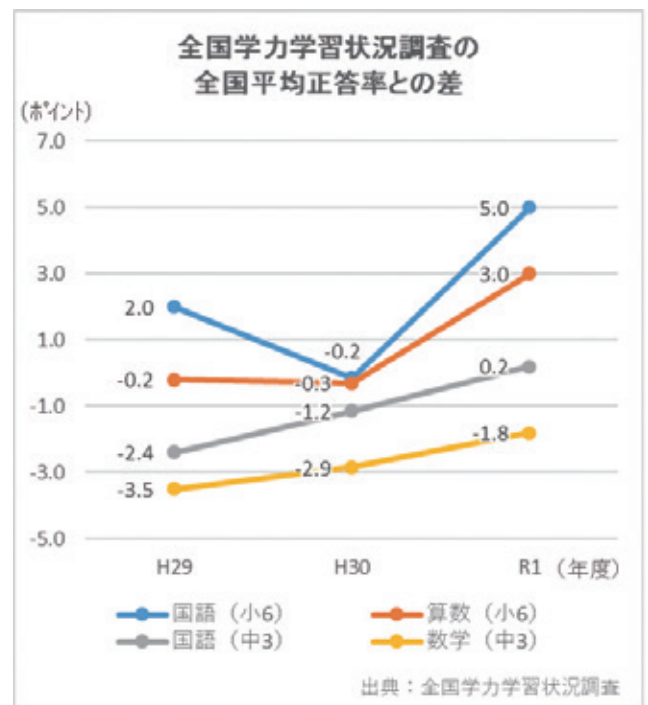
児童・生徒が学校で楽しく学びながら県内トップクラスの気力・体力・学力を身につけます。

施策の成果指標

指標名		現状値	目標値
	学校に行くのが楽しいと思っている児童の割合	91.1% (H29年度)	92.0% (R4年度)
	学校に行くのが楽しいと思っている生徒の割合	85.3% (H29年度)	87.0% (R4年度)

施策の基本方針（環境変化と課題）

- ◆ 学力向上に関して、これまでの対策の成果が順調に表れています。今後も市教育研究所^{*1}が中心となり、児童・生徒に1台ずつ配備されたタブレットの有効的活用方法の検討、学習指導要領の改正で重要度が非常に高まっている英語教育の課題の調査研究等を行い、児童・生徒の学力向上のための効果的方策を検討していきます。
- ◆ 不登校、特別支援学級等の配慮を要する児童・生徒の増加に対して、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー^{*2}・関係機関との連携等で個人ごとの教育的ニーズを把握し、適切な指導・支援を行います。また、インクルーシブ教育^{*3}の理念に基づき、教育環境の整備を進めていきます。
- ◆ 施設整備については、老朽化が進む学校施設の長寿命化を図ることに加え、空調設備の整備、トイレの洋式化等、近年の生活様式に沿った整備を進捗させます。また、新給食センターの最適な設置・運営方法を決定し、開設に向けての準備を進めていきます。



施策の個別計画 (又は関連計画)

さくら市学校施設長寿命化計画（H30年度～R9年度）

用語解説

- ※1 さくら市教育委員会の内部に設置される組織。市立小学校・中学校の教師を対象とする研修事業等を行う。
- ※2 スクールカウンセラーとは、臨床心理の観点から児童・生徒をケアする専門家。
スクールソーシャルワーカーとは、福祉的観点から児童・生徒をケアする専門家。
- ※3 障がいのある子・障がいのない子に共に教育を受けさせること。共生社会の実現につながる。
- ※4 全国の小学6年生・中学3年生を対象に行われるテスト。通称「全国学力テスト」

「国連の持続開発 17 の目標 (SDGs)との関連性」



基本事業の構成

基本事業名と目指す姿	指標名	現状値	目標値
基本事業 1 確かな学力の育成 児童・生徒の確かな学力が育成されています。	重点戦略 小学6年生の国語の全国学力・学習状況調査 ^{*4} における県平均正答率との差	5.0Pt (R1年度)	5.0Pt (R7年度)
	重点戦略 小学6年生の算数の全国学力・学習状況調査における県平均正答率との差	3.0Pt (R1年度)	3.0Pt (R7年度)
	重点戦略 中学3年生の国語の全国学力・学習状況調査における県平均正答率との差	0.2Pt (R1年度)	1.0Pt (R7年度)
	重点戦略 中学3年生の数学の全国学力・学習状況調査における県平均正答率との差	-1.8Pt (R1年度)	0Pt (R7年度)
基本事業 2 ICT教育の実践 児童・生徒がICT教材を活用して効果的に学習しています。	授業でもっとICTを活用したいと思う児童の割合	85.3% (R1年度)	90.0% (R7年度)
	授業でもっとICTを活用したいと思う生徒の割合	74.4% (R1年度)	80.0% (R7年度)
	重点 ICTを活用して児童・生徒を指導する能力が備わっている教師の割合	82.5% (R1年度)	90.0% (R7年度)
基本事業 3 豊かな心の育成 児童・生徒の豊かな心が育成されています。	小学校でいじめが解消した割合	81.2% (R1年度)	100% (R7年度)
	中学校でいじめが解消した割合	100% (R1年度)	100% (R7年度)
	重点 小学校の学校図書室の児童1人当たりの年間貸出冊数	41.6冊 (R1年度)	45.0冊 (R7年度)
	重点 中学校の学校図書室の生徒1人当たりの年間貸出冊数	10.7冊 (R1年度)	12.0冊 (R7年度)
基本事業 4 健やかな体の育成 児童・生徒の健やかな体が育成されています。	重点 小学5年生の体力・運動能力調査 ^{*5} の全国平均点との差	-0.1点 (R1年度)	4.0点 (R7年度)
	重点 中学2年生の体力・運動能力調査の全国平均点との差	-1.2点 (R1年度)	0点 (R7年度)
基本事業 5 特別支援教育の充実 障がいのある児童・生徒が、障がいの程度にあわせたきめ細やかな教育を受けています。	特別支援教室担当非常勤講師1人当たりの特別支援教室在籍児童・生徒数	7.1人 (R2年度)	6.0人 (R7年度)
基本事業 6 安全・安心な教育環境の実現 児童・生徒が安全・安心な教育環境で学んでいます。	強靱化行革 小・中学校の校舎・施設の長寿命化改修件数	0件 (R2年度)	3件 (R7年度)
	施設維持管理上の不備による教育支障件数	0件 (R1年度)	0件 (R7年度)
	児童・生徒が登下校時に巻き込まれた事件・事故件数	4件 (R1年度)	0件 (R7年度)
基本事業 7 英語教育の充実 児童・生徒が充実した英語教育を受けています。	CEFR ^{*6} のA1レベル相当又はそれ以上の英語力を有する中学3年生の割合	35.9% (R1年度)	37.0% (R7年度)

用語解説

※5 全国の小学5年生・中学2年生を対象に行われる体力テスト。

※6 外国語の習得状況を測るためのガイドライン。読み方は「セファール」
CEFRの英語のA1レベルとは、実用英語技能検定（英検）の3級相当。

Ⅲ-4 充実した生涯スポーツ社会の実現

■ 施策のめざす姿

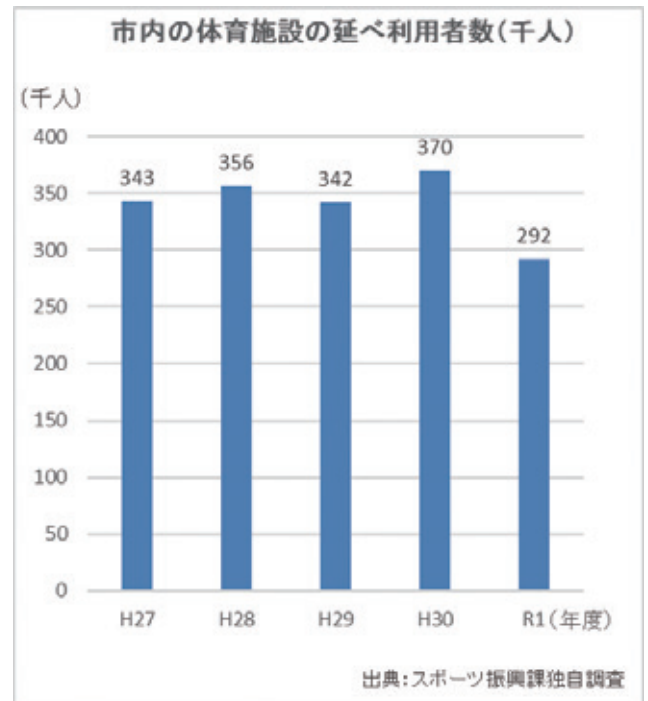
市民が定期的にスポーツや体を動かすレクリエーションを楽しんでいます。

■ 施策の成果指標

指標名	現状値	目標値
週 1 回以上スポーツ・レクリエーションを行っている市民の割合	33.2% (R2年度)	34.0% (R7年度)

■ 施策の基本方針（環境変化と課題）

- ◆ 子どもから高齢者まで、誰でも・いつでも・どこでも・いつまでもスポーツを通じて健康で明るく、活力ある生活を送ることができるよう、スポーツに親しめる環境づくりを推進していきます。
- ◆ 災害に備えた安全・安心な施設づくりのため、競技力の向上、スポーツに親しみやすい環境づくり等をめざし、体育館、野球場、プール等の老朽化対策のための計画的な改修、補修、バリアフリー化等の整備を実施するとともに、身近な施設の活用として、学校施設の開放等の促進に取り組んでいきます。
- ◆ 快適な施設利用の促進・利用者が満足できる施設運営のため、施設の空き状況、スポーツ教室・サークル活動の紹介等の情報を提供し、誰もが気軽にスポーツ施設を利用できる環境の実現を図ります。
- ◆ 市民体育祭等の開催・運営方法については、市民の健康志向が高まる状況において、個人の活動要求を満たせるよう、地域、世代等を超えたスポーツ、レクリエーション活動等のコミュニケーションの場を設定することにより、市民の交流・ふれあいの輪を拡充していきます。





■ 基本事業の構成

基本事業名と目指す姿	指標名	現状値	目標値
基本事業 1 生涯スポーツ活動の充実 各種スポーツ教室、大会等が開催され、多くの市民が参加しています。	各種スポーツ教室・大会の延べ参加者数	136千人 (R2年度)	145千人 (R7年度)
基本事業 2 スポーツ施設の整備 市民が希望するスポーツ施設が整備され、多くの市民が利用しています。	市内の体育施設の年間延べ利用者数 重点 強靱化	292千人 (R2年度)	360千人 (R7年度)
基本事業 3 スポーツ団体・指導者の育成 指導者が充実し、スポーツ団体の活動が盛んに行われます。	スポーツ団体、教室等の指導者数	412人 (R2年度)	430人 (R7年度)



【総合公園のさくらスタジアム】

Ⅲ-5 市民1人ひとりの人権尊重

■ 施策のめざす姿

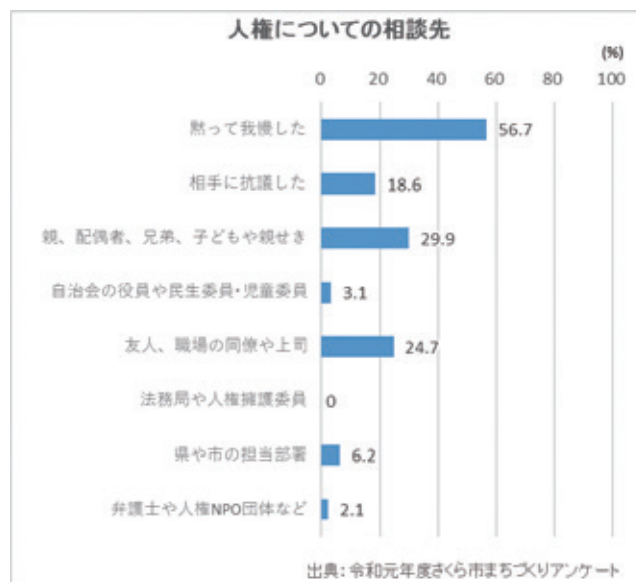
市民1人ひとりの人権が尊重されています。

■ 施策の成果指標

指標名	現状値	目標値
人権が侵害されたと感じた市民のうち、そのことを誰かに相談できた市民の割合	37.9% (R2年度)	45.0% (R7年度)

■ 施策の基本方針（環境変化と課題）

- ◆ 社会情勢の変化に伴い、多様化する価値観への理解、対応等が求められています。平和で豊かな社会の実現をめざし、差別、いじめ、虐待等のない、あらゆる人権を尊重した明るい社会の確立が求められています。
- ◆ 男女が互いにその人権を尊重しつつ、性の多様性を認め合い、性別にかかわらずその個性・能力を發揮できる環境整備が求められています。
- ◆ 子ども・配偶者・高齢者に加え、障がい者に対する人権意識が高まっています。障がい者への「不当な差別的取扱いの禁止」「合理的配慮^{*1}」の啓発に取り組み、障がい者に対する人権意識を高めます。



■ 施策の個別計画（又は関連計画）

第4次さくら市男女共同参画計画（H31年度～R5年度）

「国連の持続開発 17 の目標 (SDGs)との関連性」



■基本事業の構成

基本事業名と目指す姿	指標名	現状値	目標値
基本事業 1 人権尊重意識の啓発 市民に人権尊重意識が定着しています。	他人の人権を侵害する言動をとってしまったと思う市民の割合	8.5% (R2年度)	7.0% (R7年度)
基本事業 2 男女共同参画社会の推進と多様性の理解 あらゆる分野で男女共同参画が推進されるとともに、性の多様性を認める社会になっています。	委員会等における女性委員の割合	30.7% (R1年度)	40.0% (R7年度)
	家庭において、男女が平等だと思う市民の割合	69.1% (R2年度)	73.0% (R7年度)
	LGBT ^{※2} 等の性の多様性を理解している市民の割合	68.7% (R2年度)	85.0% (R7年度)
基本事業 3 子どもの人権尊重 子どもが家庭、地域等で大切に育てられています。	子ども、家庭等に関する相談のうち終了した件数	45件 (R1年度)	—★
	児童虐待の一時保護・措置件数	6件 (R1年度)	—★
基本事業 4 配偶者間の人権尊重 夫婦が互いを思いやり、相手を尊重しています。	配偶者の人権確保に関するケース管理数	38件 (R1年度)	—★
	配偶者からの暴力に関する相談者の一時保護・措置件数	3件 (R1年度)	—★
基本事業 5 高齢者の人権尊重 高齢者が敬われ、人格と個性が尊重されています。	高齢者の人権確保に関するケース管理数	36件 (R1年度)	—★
	高齢者の一時保護・措置件数	1件 (R1年度)	—★
基本事業 6 障がい者の人権尊重 障がいの有無にかかわらず、人格と個性が尊重されています。	障がいを理由とする差別に関するケース管理数	0件 (R1年度)	—★

★目標値が未設定である指標は「数値が高い方が良好」「数値が低い方が良好」の2通りの考え方が成り立つため、目標値を設定し難いことから、目標値を設定しません。

用語解説

- ※1 社会の事物、制度、慣行等が、障がい者にとって壁（バリア）となっている場合において、そのバリアの撤去を障がい者から求められたとき、行政は、負担が重すぎない範囲で対応すべき（事業者の場合は、対応に努めるべき）とする考え方。
- ※2 性的少数派の総称の1つ。近年、生物学的性別に捉われないという考え方が見直され、同性間の結婚等、新たな権利の確保に関する運動が世界中で活発になっている。

IV-1 時代とニーズに合致した農林水産業の確立

■ 施策のめざす姿

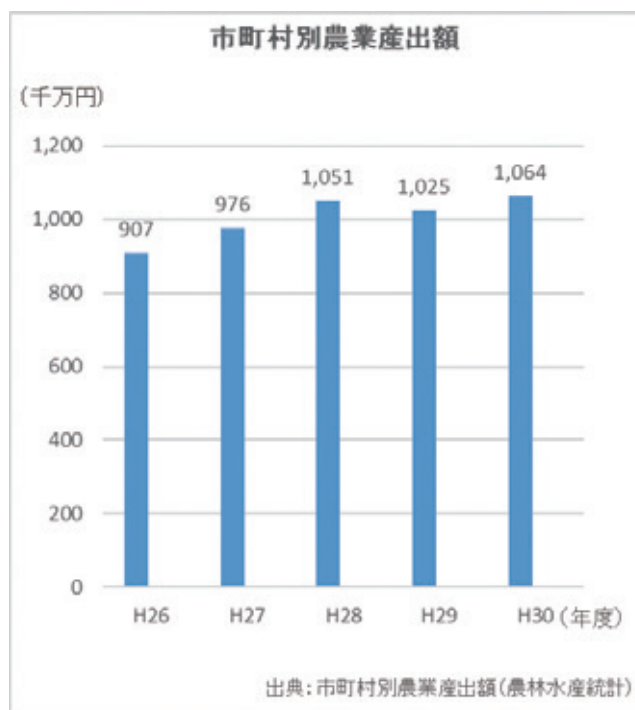
安全で新鮮な質の高い農林水産物が生産され、農林水産業の経営が安定しています。

■ 施策の成果指標

指標名		現状値	目標値
重点	市町村別農業産出額	1,064千万円 (H30年度)	1,171千万円 (R5年度)

■ 施策の基本方針（環境変化と課題）

- ◆ 国、栃木県等の各種補助制度を活用し、生産性・付加価値の向上、販路拡大等を支援することにより、農産物売上1.2倍の実現を図ります。
- ◆ 米政策の見直しにより主食用米生産からの転換を求められていることから、水田を活かした土地利用型園芸^{*1}の拡大を推進し、ねぎ・さつまいも・えだまめ・たまねぎの産地化・高付加価値化を図ります。
- ◆ 担い手が高齢化する状況において、今後の地域の農業を担っていく新規就農者の確保を図るとともに、効率的な農地利用、スマート農業^{*2}等を行うための農地の集積・集約化を推進していきます。
- ◆ 地産地消の更なる推進のため、農産物直売所での販売だけでなく、6次産業化^{*3}への支援、学校給食への供給量を増やすための取組等を行っていきます。



「国連の持続開発 17 の目標 (SDGs)との関連性」



基本事業の構成

基本事業名と目指す姿	指標名	現状値	目標値
基本事業 1 農業生産基盤の整備 生産基盤の整備による品質向上・生産性向上が促進され、効率的な農業が推進されています。	強靱化 補助制度の利用により生産性が改善した農業経営体の数	82名・団体 (R2年度)	90名・団体 (R7年度)
基本事業 2 付加価値の高い農林水産業の確立 農産物の加工、特別栽培等により付加価値の高い農業生産が行われています。	強靱化 6次産業化実践者数	15名・団体 (R2年度)	20名・団体 (R7年度)
	重点 産地育成計画 ^{*4} の品目(ねぎ・さつまいも・えだまめ・たまねぎ)の作付面積	8.5ha (R1年度)	17.2ha (R7年度)
基本事業 3 持続可能な農林水産業構造の構築 担い手が育成・確保され、効率的で安定的な農業経営が行われています。	強靱化 荒廃農地 ^{*5} 面積	49.0ha (R1年度)	39.0ha (R7年度)
	農地所有適格化法人 ^{*6} 数<令和3~7年度累計>	1団体 (R1年度)	5団体 (R3-7年度)
	戦略 新規就農者数<令和3~7年度累計>	5人 (R1年度)	25人 (R3-7年度)
	担い手への農地集積が成された面積<令和3~7年度累計>	52.0ha (R1年度)	500.0ha (R3-7年度)
基本事業 4 地産地消等による農林水産業への理解推進 地産地消の推進、農業体験の実施等により、農林水産業への理解が深まっています。	重点 強靱化 直売所・加工センターの総販売額	1,154百万円 (R1年度)	1,180百万円 (R7年度)
	重点 学校給食における地元食材の活用額	3,297千円 (R1年度)	3,800千円 (R7年度)

用語解説

- ※1 ビニルハウス等の施設を利用せず、屋外の農地で作物を栽培する農法。露地栽培のこと。
- ※2 農業にロボット技術、ICT等を導入し、作業の省力化、産物の高品質化等の実現を図る考え。
- ※3 農林漁業(1次産業)を営む者が、農産物・水産物の生産だけでなく、それを原材料にした製品の製造(2次産業)・販売(3次産業)まで行うこと。「6次」の6は1次産業・2次産業・3次産業の数字を掛け合わせたもの。
- ※4 栃木県が推進する「産地づくりモデル地域育成事業」の制度に基づき作成するもの。
- ※5 行政の調査により「耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が不可能」と判断された農地のこと(客観的)これに類似する耕作放棄地とは「今後、数年間、作物を栽培しない」と耕作者が考えている農地のこと(主観的)
- ※6 農業法人(法人として農業を営む者)のうち農地法の規定に適合し、農地を取得することができるもの。

IV-2 安定と発展の商工業基盤の充実と強化

■ 施策のめざす姿

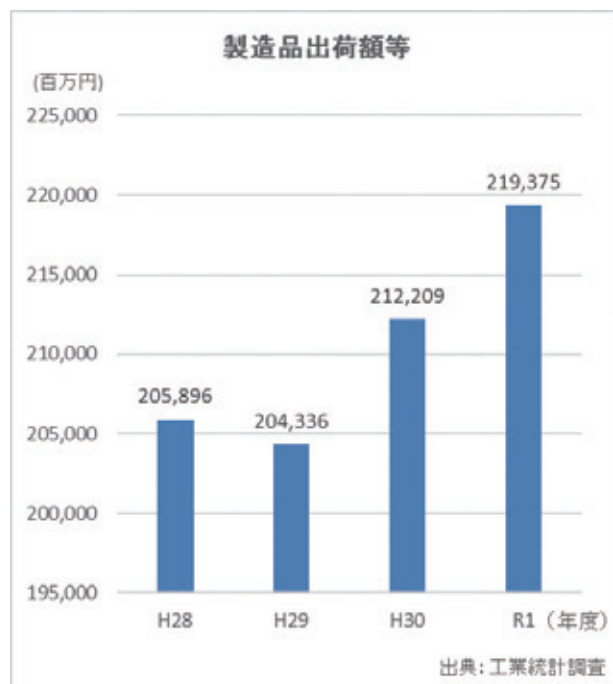
市内の商工業者が高い経営力を備え、安定した経営基盤のもと、雇用が創出されています。

■ 施策の成果指標

指標名		現状値	目標値
重点	年間商品販売額	54,700百万円 (H28年度)	60,170百万円 (R4年度)
重点	工業製品出荷額	219,375百万円 (R1年度)	249,133百万円 (R6年度)
	工業の就業者数	5,144人 (H30年度)	5,400人 (R6年度)

■ 施策の基本方針（環境変化と課題）

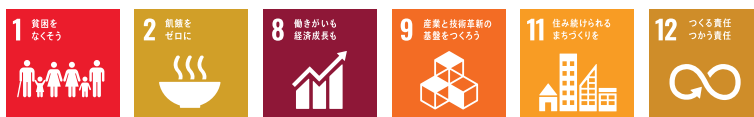
- ◆ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、企業の経済活動の鈍化及び商店、飲食店等の売上の減少が発生しています。
- ◆ 地域の特産品の販売力を増加させ、引いては地域そのものの魅力の向上に繋げるため、地域ブランドである「さくらブランド」の更なる価値の向上を図ります。
- ◆ 商店街の魅力向上を図るため、商店街の景観・ホスピタリティ向上事業^{*1}を推進していきます。市が主体の取組として、道路・滞留空間^{*2}の整備を行うとともに、商店街の店舗が主体の取組として、店前・店内の改修を行います。



■ 施策の個別計画（又は関連計画）

さくら市企業誘致推進計画（R3年度～R7年度）

「国連の持続開発 17 の目標 (SDGs)との関連性」



基本事業の構成

基本事業名と目指す姿		指標名	現状値	目標値
基本事業 1 中小企業の経営基盤の強化支援 (地元企業の個別支援) 市内の中小企業が安定した経営を行っています。		経営状況が黒字である市内の事業者の割合	29.3% (R1年度)	30.0% (R7年度)
基本事業 2 企業の誘致・立地の促進 市内の企業の生産性・規模の拡大及び新規企業の市内進出が行われています。	重点 行革	市内に新設・増設された工場の数(さくら市企業誘致条例に基づく補助を受けたもの)〈令和3～7年度累計〉	4件 (H28-R2年度)	5件 (R3-7年度)
基本事業 3 まちなかのにぎわい創出 (地元商店街の活性化) 人が集まり、賑わいがある「まちなか」が形成されています。	重点 強靱化	氏家駅周辺に賑わいがあると思う市民の割合	12.1% (R2年度)	19.0% (R7年度)
	重点 強靱化	喜連川支所周辺に賑わいがあると思う市民の割合	3.6% (R2年度)	8.0% (R7年度)
基本事業 4 さくらブランドの推進 さくらブランドの売上げ増加とさくら市の知名度向上が成されます。	重点	継続してさくらブランドに認証されている商品等の割合	100% (R2年度)	100% (R7年度)
基本事業 5 雇用環境の充実 市内企業の事業継続、創業等が成されることにより、市民の雇用機会が確保されています。	戦略	就業している20歳から64歳までの市民の割合	81.6% (R1年度)	85.0% (R7年度)
	戦略	市内の法人設立件数(令和3～7年度累計)	21法人 (R1年度)	100法人 (R3-7年度)
基本事業 6 市内企業のPR 市内の企業の人材確保の安定化を図り、安定的な経営の推進を図ります。		さくら市企業振興協議会 ^{*3} の事業に参加した企業の満足度	100% (R1年度)	100% (R7年度)

用語解説

- *1 「商店街の景観形成による通行者数の増加」及び「商店の店前・店内のおもてなし表現の向上による立寄り率・客単価の増加」を推進し、商店街の商店の売上向上を図る事業。
- *2 商店等を利用する住民・市街地を周遊する観光客が気軽に休憩、飲食等を楽しめるよう、テーブル、イス等が設置された場所。
- *3 企業・商工会・金融機関・行政が連携し、人材確保等、企業の抱える課題に対する施策を展開する目的で設置された組織。会員企業数は114社(令和3年2月1日現在)

IV-3 地域資源を活かした観光の振興

■ 施策のめざす姿

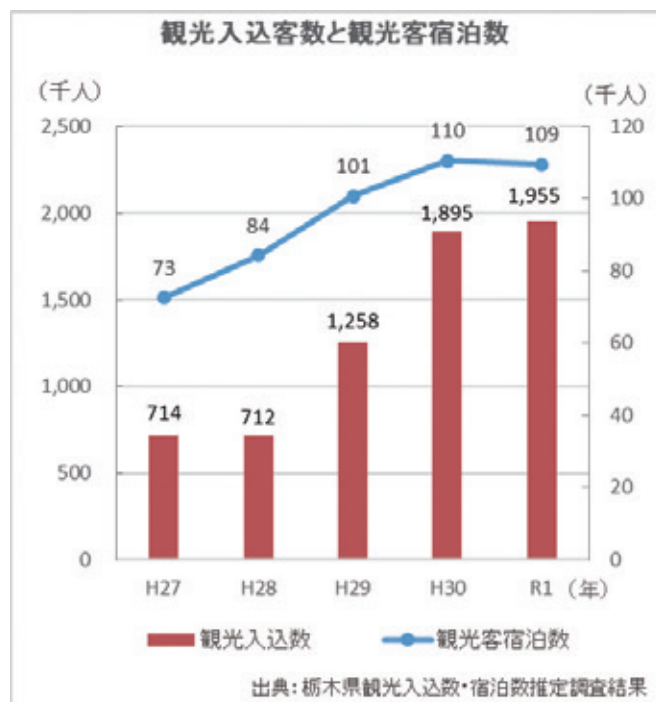
市の魅力、観光資源等が市内外で認知され、滞在人口・交流人口が増加しています。

■ 施策の成果指標

指標名		現状値	目標値
重点 戦略	観光客入込数	1,954,537人 (R1年度)	2,100千人 (R7年度)
	観光客宿泊数	109,469人 (R1年度)	110千人 (R7年度)

■ 施策の基本方針（環境変化と課題）

- ◆ 観光客入込数は、道の駅きつれがわのリニューアルオープンにより大幅に増加しましたが、その後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響が懸念されます。
- ◆ 全国的にコト消費^{※1}の観光ニーズが拡大する一方、市内では観光資源が不足しています。地域の独自性を活かしたさくら式グリーンツーリズム^{※2}の推進、広域圏での観光メニューの設定・発信等、新たな素材の創出が課題となっています。
- ◆ 東日本大震災で被災したお丸山公園の再整備について、第1期から第4期までの工事が完了しています。今後、山頂部分である第5期の工事の方向性を速やかに決定し、工事に着手します。
- ◆ 市内では現在も様々なイベントが行われていますが、その会場までの移動手段の確保が課題になっていることから、観光2次交通^{※3}の確立に取り組んでいきます。
- ◆ インバウンドの受入れ体制の確保、より効果的な観光プロモーション実施のための充実したPR 媒体の整備・拡充等の課題に対応していきます。



■ 施策の個別計画（又は関連計画）

さくら市シティプロモーション戦略（H31年度～R4年度）

「国連の持続開発 17 の目標 (SDGs)との関連性」



■基本事業の構成

基本事業名と目指す姿	指標名	現状値	目標値
基本事業 1 シティプロモーションの推進 シティプロモーションが充実し、多くの方に市の魅力が知られています。	重点	さくら市観光ナビ ^{*4} のアクセス件数	100千件 (R1年度) / 300千件 (R7年度)
	重点	市内の観光団体の公式 SNS のフォロー数、登録者数等	3,667件 (R2年度) / 6,000件 (R7年度)
	重点 戦略	観光意欲度 ^{*5} の県内順位	14位 (R1年度) / 9位 (R7年度)
基本事業 2 観光資源の充実と創出 観光資源を磨きあげ、自然、歴史等を活かした体験、観光等ができるメニューが創出されています。		体験等の観光メニュー件数	6件 (R1年度) / 11件 (R7年度)
基本事業 3 観光の施設・基盤の整備と管理 観光施設、観光のための交通手段等の基盤の整備・管理が行われ、観光客の利便性が向上しています。	強靱化	観光施設の不具合・トラブルによる不稼動日数 (令和3~7年度累計)	— / 20日 (R3-7年度)
		観光2次交通利用者数	107人 (R1年度) / 500人 (R7年度)

用語解説

- ※1 「モノ消費」の対義語。物品を購入するモノ消費に対し、コト、つまり「物事を体験すること」に対し、料金を支払うこと。
- ※2 グリーンツーリズムとは、農山漁村に滞在し、農業・漁業を体験する旅行プランのこと。そのさくら市版。
- ※3 公共交通による観光地までの移動手段の区分。鉄道等の長距離の移動手段を1次交通と位置付けた場合、駅から観光地までの中距離・短距離の移動手段が2次交通に位置付けられる。
- ※4 さくら市の観光情報を発信する専用のホームページ。さくら市・観光協会・商工会が連携して運営。
- ※5 (株)ブランド総合研究所が毎年、調査・公表する数値。

V-1 安全で快適な交通環境の充実

■ 施策のめざす姿

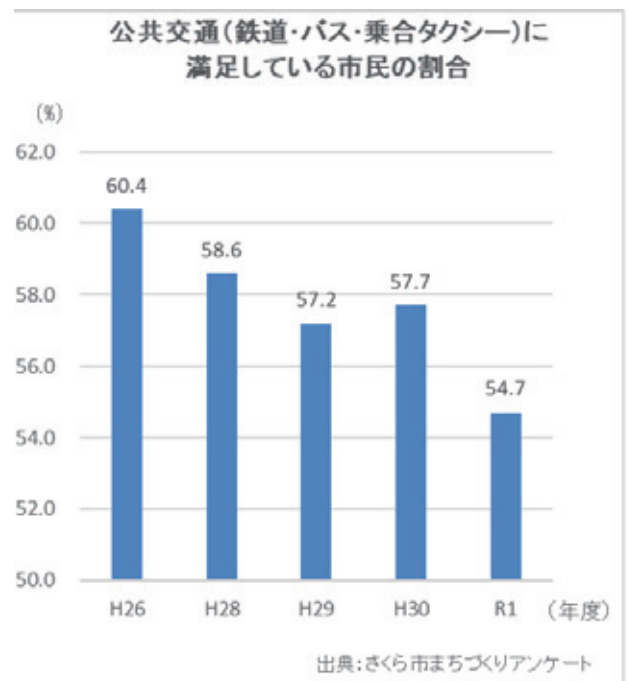
市民が公共交通機関、道路施設等を利用し、安全で快適に移動しています。

■ 施策の成果指標

指標名		現状値	目標値
重点 戦略	公共交通（鉄道・バス・乗合タクシー）に満足している市民の割合	61.8% (R2年度)	65.0% (R7年度)
	道路整備に満足している市民の割合	74.6% (R2年度)	80.0% (R7年度)

■ 施策の基本方針（環境変化と課題）

- ◆ 前基本計画において、施策の指標「公共交通に満足している市民割合」の実績値が悪化しており、その向上が課題となっています。
- ◆ さくら市の地域交通のランドデザインとして、令和元年度に策定したさくら市地域公共交通網形成計画に基づき、路線バス・デマンド交通^{※1}の改善を図ります。
- ◆ 児童、未就学児等が日常的に利用する道路の安全性を求める声が高まっていることから、合同点検等の結果に基づいた計画的な道路整備、歩道整備、バリアフリー化等を推進していきます。
- ◆ 経年による道路の老朽化が進んでいることから、安全性を確保し、かつ、その機能を十分に発揮し続けるため、舗装、橋梁等の定期点検を実施するとともに、その結果に基づき、計画的な修繕に取り組んでいきます。



■ 施策の個別計画（又は関連計画）

さくら市地域公共交通網形成計画（R2年度～R6年度）
 さくら市道路整備基本計画（H31年度～R10年度）
 さくら市舗装長寿命化修繕計画（H29年度～R3年度）
 さくら市橋梁長寿命化修繕計画（H30年度～R9年度）

「国連の持続開発 17 の目標 (SDGs)との関連性」



基本事業の構成

基本事業名と目指す姿	指標名	現状値	目標値
基本事業 1 公共交通機関の確保 車を運転しない市民も日常生活で利用できる公共交通手段が確保されています。	買い物、通院等の交通手段がなく困っている市民の割合	12.3% (R2年度)	11.0% (R7年度)
	通勤・通学に困っている、不便だと思う市民の割合	23.6% (R2年度)	20.0% (R7年度)
基本事業 2 安全で快適な道路の整備 道路整備、バリアフリー化等の推進により、全ての人が安全で快適に道路を通行しています。	強靱化 市道の拡幅、バリアフリー等の整備延長 (令和3~7年度累計)	0.8km (R1年度)	7.3km (R3-7年度)
	強靱化 通学路安全対策(未就学児分含む)を実施した箇所数(令和3~7年度累計)	—	20箇所 (R3-7年度)
基本事業 3 道路・橋梁の長寿命化と維持管理 道路施設が常に安全で、十分にその機能を発揮しています。	強靱化 行革 長寿命化対策として修繕された橋梁数 (令和3~7年度年度累計)	—	4橋 (R3-7年度)
	強靱化 行革 長寿命化対策として舗装修繕を実施した道路の延長(令和3~7年度累計)	—	14,225m (R3-7年度)

用語解説

※1 乗客がいなくても運行する路線バスとは異なり、運行経費の削減のため、利用者の予約があるときだけ運行する形態の公共交通。デマンドとは「需要」の意。さくら市では、乗合タクシーが該当する。

V-2 魅力ある良好な市域の形成

■ 施策のめざす姿

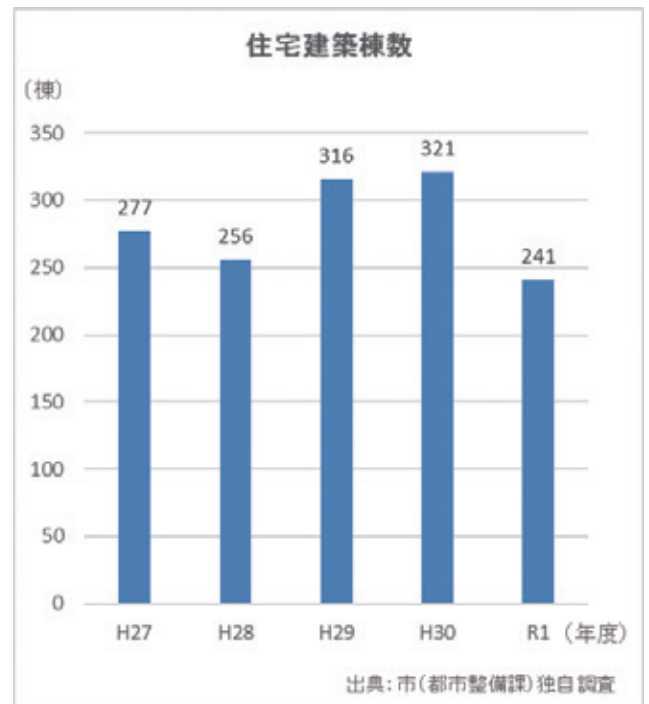
魅力ある良好な住生活環境が形成されています。

■ 施策の成果指標

指標名		現状値	目標値
	良好な住生活環境の構築のため、計画的な土地利用が行われていると感じる市民の割合	57.0% (R2年度)	62.0% (R7年度)

■ 施策の基本方針（環境変化と課題）

- ◆ 土地利用調整基本計画に基づく適切な誘導により、計画的な土地利用を推進していきます。
- ◆ 氏家駅東口周辺にはJR氏家駅、商店街等があり、都市の発展を牽引する重要な地区ですが、少子高齢化の進行、自動車への依存等の社会情勢を背景に、空家・空地の増加、駅利用に伴う交通混雑等、多くの課題が発生しています。市民が安全に利用し、賑わいのある地区にするための整備を計画的に推進していきます。
- ◆ 定住者、転入者等を受け入れるため、さくら市土地開発指図書要綱の適切な運用、空家等対策計画の推進等により、良好な宅地の供給の促進を図ります。
- ◆ 市民の憩いの場として、公園、街路樹等が安全で快適に利用されるよう、適正な管理を実施していきます。
- ◆ 世界中の桜が咲き誇り、華やかな景観を創出します。また、その美しさを積極的に外部に発信することで、多くの人々が訪れるような、市民が誇れるまちづくりを目指します。



■ 施策の個別計画（又は関連計画）

さくら市都市計画マスタープラン（R3年度～R22年度）
 第2次国土利用計画さくら市計画（H29年度～R8年度）
 第3次さくら市土地利用調整基本計画（H29年度～R3年度）
 桜の郷づくり計画（H18年度～）
 さくら市空家等対策計画（R2年度～）
 さくら市都市公園施設長寿命化計画（H28年度～R7年度）

「国連の持続開発 17 の目標 (SDGs)との関連性」



基本事業の構成

基本事業名と目指す姿		指標名	現状値	目標値
基本事業 1 計画的な土地利用 良好な住生活環境の形成のため、用途地域 ^{*1} ・土地利用のゾーニング ^{*2} に合致した開発、建築等が推進されています。	強靱化	市内の開発行為のうち用途地域・住宅誘導ゾーン ^{*3} 内で行われたものの面積の割合	49.4% (R1年度)	75.0% (R7年度)
	重点 強靱化	氏家駅東口周辺の安全性・利便性・賑わいに満足している市民の割合	26.3% (R2年度)	30.0% (R7年度)
基本事業 2 氏家駅東口周辺の利便性向上 JR氏家駅周辺の安全性・利便性が向上し、賑わいが醸成されます。	戦略	転入超過数	98人 (R1年度)	264人 (R7年度)
	重点 戦略	住宅建築棟数〈令和3～7年度累計〉	—	1,688棟 (R3-7年度)
基本事業 3 定住・転入の促進 定住者・転入者を受け入れるための良好な宅地の供給が促進されています。	強靱化	公園、街路樹等が適正に管理されていると思う市民の割合	85.0% (R2年度)	85.0% (R7年度)
	強靱化	市が公園管理者として責任を負うことになった事故の件数	0件 (R1年度)	0件 (R7年度)
基本事業 4 みどりの憩い空間の形成 市民の憩いの場としての公園、街路樹等が適正に管理され、安全に利用されています。	重点	市が事業で植栽した桜の本数〈令和3～7年度累計〉	—	1,840本 (R3-7年度)
	重点			
基本事業 5 桜の郷づくりの推進 世界中の桜が咲き誇り、市民が誇れる桜の郷になっています。	重点			

用語解説

- *1 さくら都市計画により設定された市内の一部地域のこと。用途地域内では、土地利用の混在の防止のため、土地を区分し、区分ごとに住居、商業、工業等の目的ごとの「用途」を定める。
- *2 さくら市土地利用調整基本計画により土地を区分すること。さくら市では、市内の用途地域以外の地域に対し、土地利用の混在の防止のため、土地を区分（ゾーニング）し、区分ごとに農業、住宅、商業等の「ゾーン」を定める。
- *3 さくら市土地利用調整基本計画により設定された「ゾーン」の1つ。住宅誘導ゾーンは、宅地開発を誘導する地域

V-3 暮らしの安全・安心な社会の構築

■ 施策のめざす姿

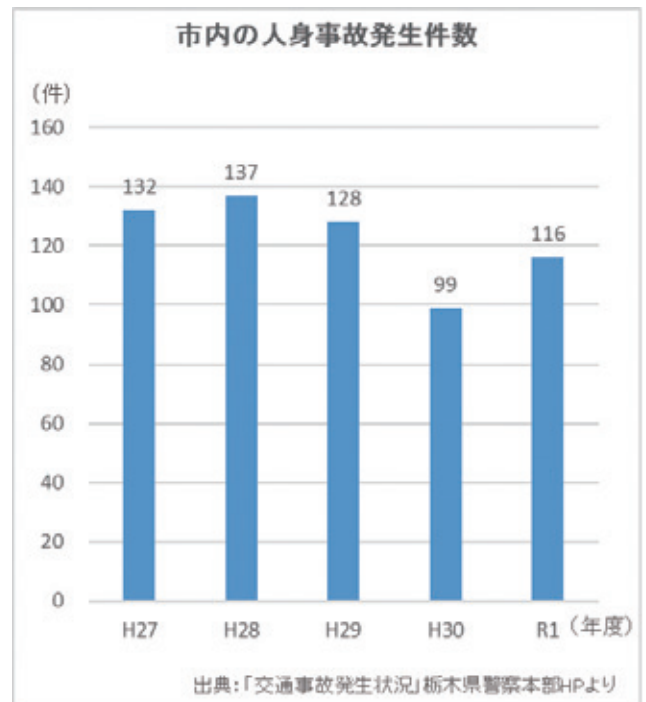
交通安全対策が推進され、市民の交通安全意識が向上しています。
防犯意識が向上し、犯罪の発生しにくい環境が整備されています。

■ 施策の成果指標

指標名		現状値	目標値
	市内の交通事故発生件数	1,333件 (R1年度)	1,100件 (R7年度)
	市内で発生した刑法犯数	198件 (R1年度)	150件 (R7年度)

■ 施策の基本方針（環境変化と課題）

- ◆ 刑法犯数は、減少傾向にあります。依然として特殊詐欺の発生が続き、全国的にも被害額が高止まりの状態が続いています。特殊詐欺等防止機器^{*1}の購入に対する助成等、件数・被害額減少のための対策を推進します。
- ◆ 高齢者の認知機能の低下に伴う危険な交通事故の報道が相次いだこと等の要因から、道路交通法が改正されました。悲惨な交通事故の未然防止のため、運転免許の自主返納を推進し、交通事故の発生件数・死者数の減少を図ります。
- ◆ 道路の高規格化に伴い、車両の高速化による自転車・歩行者の安全対策が課題となっていることから、関係部局と調整し、交通安全施設^{*2}の設置による事故防止対策に取り組んでいきます。



「国連の持続開発 17 の目標 (SDGs)との関連性」



基本事業の構成

基本事業名と目指す姿	指標名	現状値	目標値
基本事業 1 交通安全意識の向上 交通安全に対する市民の意識が高く、交通ルールが守られています。	市内の人身事故発生件数	116件 (R1年度)	90件 (R7年度)
基本事業 2 交通安全対策の推進 交通安全施設等が整備され、交通事故が減少しています。	交通安全施設の整備に関する要望への対応率	100% (R1年度)	100% (R7年度)
基本事業 3 犯罪に強い地域づくりの推進 犯罪の発生しにくい環境が整備され、市民が安心して生活しています。	防犯灯設置数	3,418基 (R1年度)	3,568基 (R7年度)
基本事業 4 消費生活の安定 市民が安心して消費生活を送っています。	この1年間に消費生活トラブルに巻き込まれたことがある市民の割合	5.5% (R1年度)	4.0% (R7年度)
	市民が認識している、消費生活トラブルの相談先・解決方法の数(全5項目)	1.9項目 (R2年度)	3項目 (R7年度)



【小学校で開催された交通安全教室の様子】

用語解説

※1 さくら市では、特殊詐欺等の防止のため「通話内容を録音する旨を発信者に通知する」「通話の内容を自動的に録音する」等の機能を有する電話機等の機器のことをいう。

※2 カーブミラー・ガードレール・道路照明・道路標示のこと。

V-4 いのちとくらしを守る災害に強いまちづくり

■ 施策のめざす姿

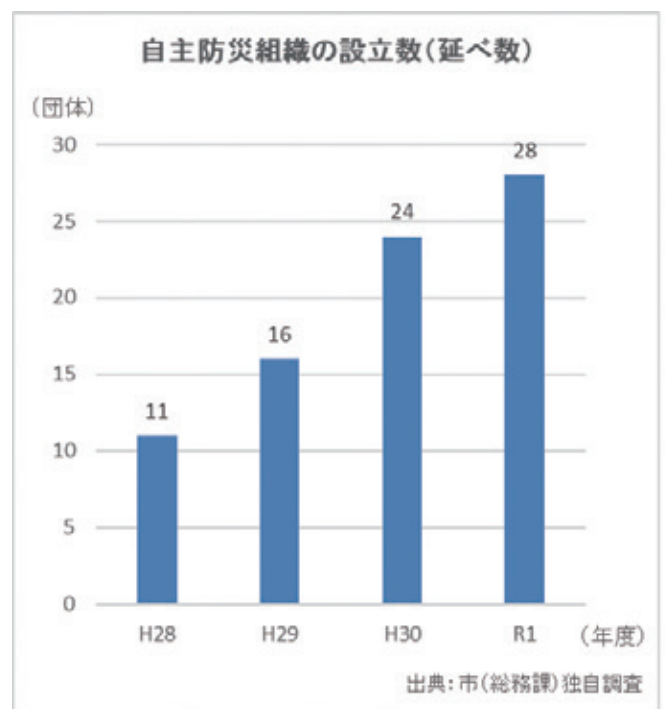
市民が防災意識を高め、日頃から災害に対する準備を進めるとともに、災害に強いまちづくりを進めています。

■ 施策の成果指標

指標名		現状値	目標値
<div style="background-color: #008000; color: white; padding: 2px;">戦略</div> <div style="background-color: #800080; color: white; padding: 2px;">強靱化</div>	災害被害戸数	36戸 (H26年度)	36戸 (R7年度)

■ 施策の基本方針（環境変化と課題）

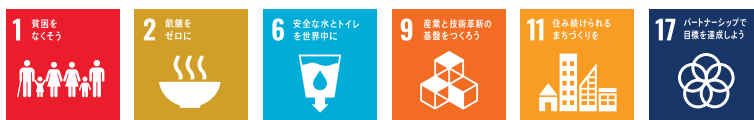
- ◆ 関東・東北豪雨、令和元年東日本台風等の経験から、個人の防災意識の向上、自主防災組織等の地域防災力の強化、要配慮者^{*1}への対策、関係機関との連携の重要性等が再認識されました。
- ◆ 種々の災害を通じて、行政の災害対応の迅速性・的確性が求められています。
- ◆ 予測困難な突発的・局地的な豪雨、突風等の自然災害が身近に発生しています。
- ◆ 市民の自助・共助意識に基づく自主防災組織の設立の推進、地区防災計画^{*2}の策定及び防災訓練の実施が必要です。
- ◆ 要配慮者の早期避難を推進するための支援策、事前防災への取組等が必要です。
- ◆ 土砂災害警戒区域^{*3}については、対策のための計画的な整備が必要です。
- ◆ 気候変動に伴う突発的・局地的な豪雨が頻発しており、道路冠水、建物浸水被害等が発生していることから、短時間降雨量の増加に対応した道路排水機能の向上、河川・道路・農地の連携した対策等が課題となっています。



■ 施策の個別計画（又は関連計画）

さくら市地域防災計画（2年度ごとに見直し）

「国連の持続開発 17 の目標 (SDGs)との関連性」



基本事業の構成

基本事業名と目指す姿	指標名	現状値	目標値	
基本事業 1 市民の防災意識の向上 市民 1 人ひとりが防災に関心を持ち、自らの問題として災害に備えています。	強靱化	市民が防災対策として実践している項目数 (全13項目)	4.2個 (R2年度)	4.7個 (R7年度)
	重点 強靱化	規約に基づいた自主防災組織の結成数	32団体 (R2年度)	60団体 (R7年度)
基本事業 2 地域防災力の強化 「自分達のまちは自分達で守る」という意識が向上し、地域コミュニティでの防災活動が推進されています。	強靱化	市、行政区(自治会)等が主催した防災訓練等の参加人数	100人 (R2年度)	200人 (R7年度)
	強靱化	市民が災害情報取得のために利用している手段数 (全6手段)	1.76手段 (R2年度)	1.86手段 (R7年度)
基本事業 3 災害情報の充実 危険予知等の情報収集が行われ、その内容が市民に迅速かつ確実に伝わっています。	強靱化	災害時の情報伝達手段の機能不全件数	0件 (R1年度)	0件 (R7年度)
	強靱化	自主参集しなければならない災害規模を正しく理解している市役所職員の割合	87.4% (R2年度)	95.0% (R7年度)
基本事業 4 行政による防災体制の整備 災害時に備えた緊急体制の整備・訓練により、初期対応力が向上しています。	強靱化	地域防災計画における災害支援として市が準備すべき項目達成率 (全5項目)	2項目 (R2年度)	4項目 (R7年度)
	強靱化	道路冠水箇所数	34箇所 (R1年度)	0箇所 (R7年度)
基本事業 5 土砂災害・浸水対策の整備 土砂崩れ、豪雨被害、浸水被害等が発生しないような対策が進められています。	強靱化	建物浸水箇所数 (床下以上)	0箇所 (R2年度)	0箇所 (R7年度)
	強靱化	甚大な被害が発生するリスクが軽減された世帯数 (令和3~7年度累計)	—	2世帯 (R3-7年度)
	強靱化			

用語解説

- ※1 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、日本語が不得意な外国人等、災害時に配慮が必要な方。
- ※2 自分達の地区は自分達で守るという意識のもと、自主防災組織、行政区(自治会)等が、特定の区域を計画区域として自ら策定する防災計画。当該地区の住民、事業者等の自発的な防災活動について記載される。
- ※3 土砂崩れ、地すべり等の土砂災害の発生が予想される場所。土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、指定される。さくら市内で90箇所が指定 (令和2年12月25日現在)

V-5 安全でおいしい水道水の安定供給

■ 施策のめざす姿

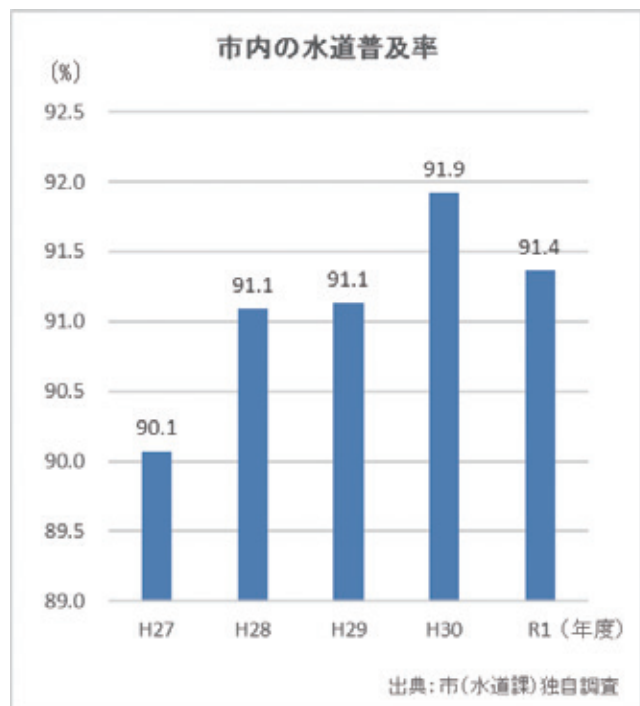
安全な水道水が安定供給されています。

■ 施策の成果指標

指標名		現状値	目標値
	市内の水道普及率	91.4% (R1年度)	93.0% (R7年度)
	水道に対する市民の満足度	94.5% (R1年度)	95.0% (R7年度)

■ 施策の基本方針（環境変化と課題）

- ◆ 安心・安全なおいしい水道水を市内全域に安定して供給していくため、未普及地域解消事業^{※1}を早急に完了させます。
- ◆ 地震等の災害に対し、強靱な水道を構築するため、水道施設・老朽管路の耐震化の更新計画を策定します。
- ◆ 水道事業の健全経営には、更なる経費削減・事業の効率化を図る必要があることから、経営戦略の見直しを実施します。
- ◆ 水資源の有効利用のため、漏水対策による有収率^{※2}の向上等、水道料金の適正化を図ります。



「国連の持続開発 17 の目標 (SDGs)との関連性」



基本事業の構成

基本事業名と目指す姿	指標名	現状値	目標値
基本事業 1 水道未普及地域の解消 未普及地域が解消され、あらゆる市民が水道を利用しています。	水道の未普及地域における配水管の整備率（計画延長に対する整備延長割合）	85.9% (R1年度)	100% (R7年度)
基本事業 2 管路の維持管理・更新 水道施設が適切に維持管理・更新・修繕されています。	石綿管 ^{※3} の残存延長	21,478m (R1年度)	16,478m (R7年度)
	強靱化 行 革 基幹管路 ^{※4} の耐震化率	36.4% (R1年度)	41.4% (R7年度)
基本事業 3 取水・浄水・配水施設等の維持管理 施設が適切に維持管理され、故障、事故等を防ぎ、安定的に給水できています。	強靱化 取水・浄水・配水施設の機能不全件数	0件 (R1年度)	0件 (R7年度)
基本事業 4 水道事業の安定経営 水道事業が安定的に経営されています。	行 革 水道事業の経常収支比率 ^{※5}	110.5% (R1年度)	115.0% (R7年度)
	行 革 水道事業の有収率	72.9% (R1年度)	75.8% (R7年度)

用語解説

- ※1 水道が整備されていない地域（未普及地域）に水道を整備する事業。
- ※2 配水量（水道水として水道管に配水した水の量）に対する有収水量（実際に家庭、事業所等で利用された水の量）の割合。数値が大きいほど良好。
- ※3 昭和50年代前半頃までに敷設した水道管。地震等の衝撃に弱い。
- ※4 導水管（水源から浄水場まで水を送る管）・送水管（浄水場から配水場まで水を送る管）・配水本管（配水場から各地域に水を送る管）の総称。各家庭が接続する配水支管は含まない。
- ※5 経常費用が経常収益によってどの程度賄われているかを示す数値。水道事業の健全な運営のためには、この数値が100%以上である必要がある。

V-6 良好な水資源を保全する汚水処理の推進

■ 施策のめざす姿

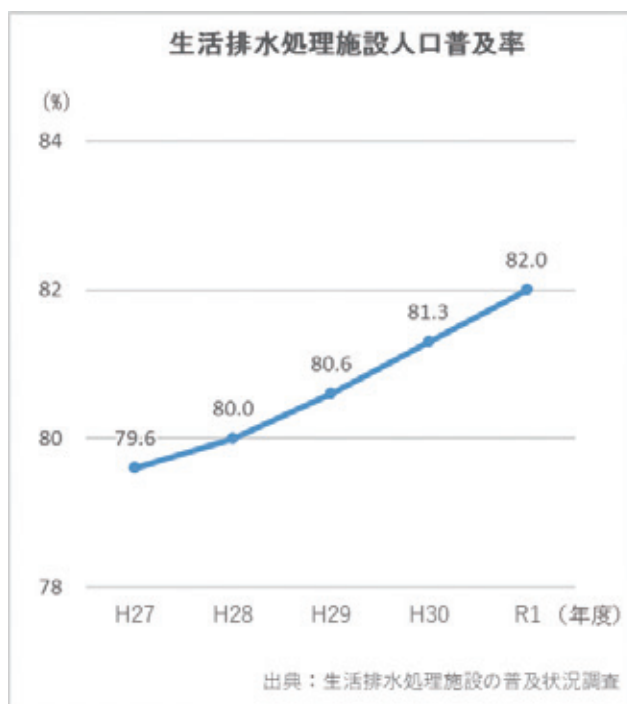
公共下水道・農業集落排水・合併処理浄化槽により汚水処理が推進され、公共水域の水質が保全されています。

■ 施策の成果指標

指標名	現状値	目標値
生活排水処理人口普及率 ^{※1}	82.1% (R1年度)	84.4% (R7年度)

■ 施策の基本方針（環境変化と課題）

- ◆ 下水道事業は、令和元年度より地方公営企業法を適用し、公営企業に移行しました。下水道事業を将来にわたり持続可能なものとするため、効率的かつ安定的な事業の推進に取り組んでいきます。
- ◆ 公共下水道事業は、令和7年度の事業概成に向け、継続的に整備を推進していきます。
- ◆ 下水道施設の老朽化対策としてストックマネジメント計画を策定し、施設の長寿命化・更新・改築の費用を平準化し、計画的に進めていきます。
- ◆ 水処理施設の浸水対策を計画的に進めるため、耐水化計画を策定します。
- ◆ 公共水域の保全のため、汲取り式トイレ・単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進していきます。
- ◆ 農業集落排水施設^{※2}の最適化構想を策定し、施設機能の保全に取り組んでいきます。



■ 施策の個別計画（又は関連計画）

ストックマネジメント計画（仮称・R3年度策定予定）
さくら市水処理センター耐水化計画（仮称・R3年度策定予定）

「国連の持続開発 17 の目標 (SDGs)との関連性」



基本事業の構成

基本事業名と目指す姿	指標名	現状値	目標値
基本事業 1 下水道の整備 下水道が整備され、利用が促進されることで衛生的で快適な生活環境となっています。	下水道が整備された区域内の水洗化率 ^{※3}	92.0% (R1年度)	94.0% (R7年度)
	市内の下水道の普及率 ^{※4}	49.5% (R1年度)	51.5% (R7年度)
基本事業 2 合併処理浄化槽による汚水処理の推進 合併処理浄化槽の設置が推進され、公共水域の水質が保全されています。	強靱化 合併処理浄化槽で汚水処理している世帯数(下水道が整備された区域を除く)	2,651世帯 (R1年度)	2,800世帯 (R7年度)
基本事業 3 施設の適正な維持・管理 汚水処理施設が適切に維持管理・更新・修繕されています。	強靱化 行革 管路点検及び清掃箇所の延長(累計)	7,198m (R1年度)	25,000m (R3-R7年度)
	強靱化 行革 汚水処理施設の老朽・耐震改修箇所数	—	★1
基本事業 4 汚水処理施設の浸水対策の推進 浸水災害時においても下水道機能を確保します。	強靱化 行革 汚水処理施設の耐水化箇所数	—	★2
基本事業 5 下水道事業の安定経営 下水道事業が安定的に経営されています。	行革 下水道事業の経常収支比率 ^{※5}	131.7% (R1年度)	100%以上 (R7年度)
	行革 下水道事業の経費回収率 ^{※6}	87.0% (R1年度)	92.0% (R7年度)

★1 ストックマネジメント計画(仮称・R3年度策定予定)により設定
 ★2 さくら市水処理センター耐水化計画(仮称・R3年度策定予定)により設定

用語解説

- ※1 生活排水処理施設(公共下水道・農業集落排水・合併処理浄化槽)により汚水の処理が可能な人口の割合
- ※2 農業地域の生活環境の向上、農業用水の水質保全等を目的として整備された施設。制度・性能の差はあるが、利用者の観点からは公共下水道と同等の施設といえる。
- ※3 下水道が整備された区域内で実際に下水道に接続し、汚水を処理している人口の割合。
- ※4 下水道が整備された区域に居住する人口の割合。
- ※5 使用料、一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費、支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標。下水道事業の健全な運営のためには、この数値が100%以上である必要がある。
- ※6 汚水処理に要した費用を使用料でどの程度回収できたかを示す指標。数値が大きいほど財政状況が良好。

VI-1 次世代に継承する自然環境の保全

■ 施策のめざす姿

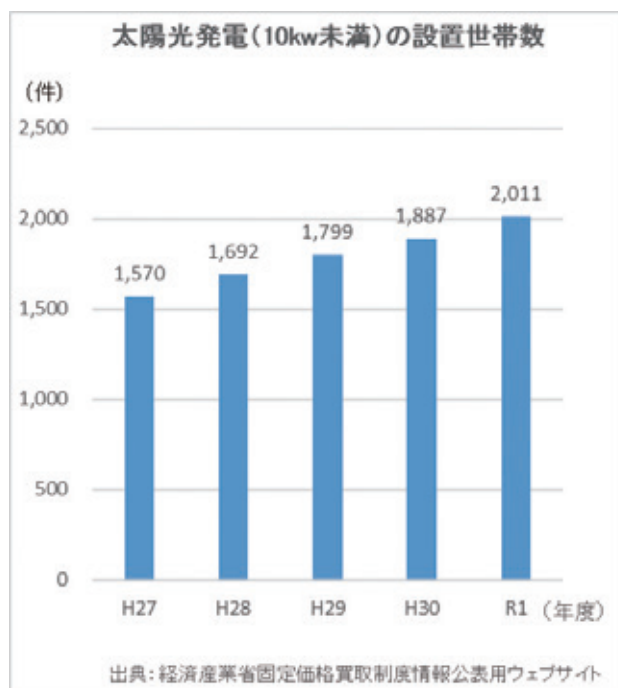
市民が自然と共生し、その自然が次世代に継承されています。
市民が地球温暖化防止、省エネルギー等に取り組んでいます。

■ 施策の成果指標

指標名		現状値	目標値
	市が自然環境に恵まれていると思う市民の割合	93.9% (R2年度)	95.0% (R7年度)
	市民 1 人当たりの CO ₂ 排出量	8.3t-CO ₂ (H29年度)	7.4t-CO ₂ (R5年度)

■ 施策の基本方針（環境変化と課題）

- ◆ 平成30年3月に第2次環境基本計画を策定し、令和9年度までの環境政策に係る目標を定めました。
- ◆ 気候変動に対する具体的な対策が求められているため、市内全域を対象にした地球温暖化対策実行計画の策定に取り組んでいきます。
- ◆ 温室効果ガスの排出量を令和32年度までに実質ゼロとする国の目標を踏まえ、さくら市においても、省エネルギーの取組、再生可能エネルギーの導入等を推進して行きます。



■ 施策の個別計画（又は関連計画）

第2次さくら市環境基本計画（H30年度～R9年度）

「国連の持続開発 17 の目標 (SDGs)との関連性」



■基本事業の構成

基本事業名と目指す姿	指標名	現状値	目標値
基本事業 1 再生可能エネルギーの推進 省エネルギーに取り組むとともに再生可能エネルギーが活用されています。	重点 太陽光発電（10kw未満）の設置世帯数	2,011世帯 (R1年度)	2,611世帯 (R7年度)
基本事業 2 森林の保全・育成とバイオマスの推進 緑地森林の適切な保全に取り組むとともに、バイオマスエネルギーの利用が進んでいます。	森林の整備面積	20ha (R2年度)	20ha (R7年度)
	熱再利用発電量 ^{※1}	3,771,960 kwh (R1年度)	3,583,362 kwh (R7年度)
	重点 市有施設でのバイオマスペレット ^{※2} 利用量	253.9t (R1年度)	253.9t (R7年度)



【小学校に設置された太陽光発電施設】

用語解説

※1 ごみを焼却する際に発生する熱による発電量。

※2 バイオマス資源（再生可能な、生物由来の有機性資源）を原料として製造した固形燃料。

VI-2 5R^{※1} による循環型社会の実現

■ 施策のめざす姿

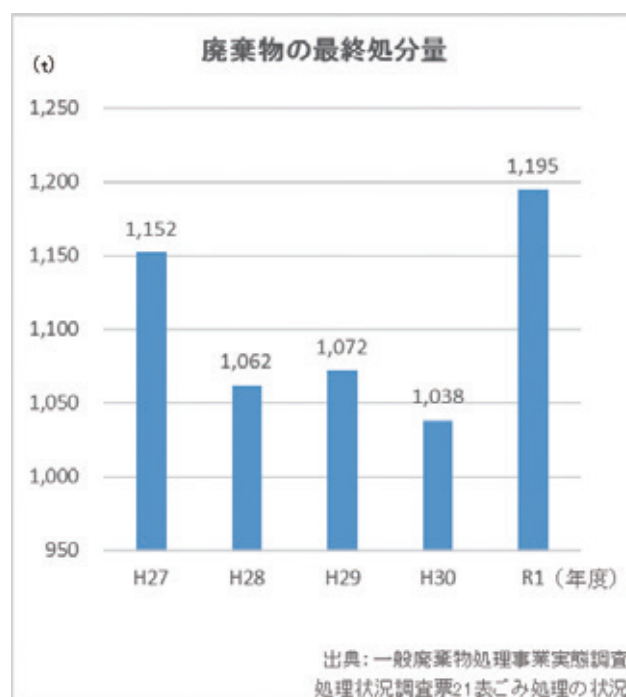
廃棄物の減量化・資源化が行われ、適正に処理されています。

■ 施策の成果指標

指標名	現状値	目標値
廃棄物の最終処分量 ^{※2}	1,195t (R1年度)	1,165t (R7年度)

■ 施策の基本方針（環境変化と課題）

- ◆ 世界規模で食品ロス^{※3}が大量に発生している現状を踏まえ、市内における家庭・事業者の食品ロスの発生の原因を把握・理解し、削減に向けた啓発を行います。
- ◆ 化石燃料を原料とするプラスチックのごみは海洋汚染、地球温暖化等の原因となっているほか、生活環境、国民経済等にも悪影響を与えています。プラスチック製買い物袋の有料化を契機として、プラスチックごみの削減、プラスチック製品、化石燃料由来製品等の利用機会の減少等につながるよう、市民のライフスタイルの変革を目指し、啓発を行います。



■ 施策の個別計画（又は関連計画）

第2次さくら市環境基本計画（H30年度～R9年度）
一般廃棄物処理基本計画（H30年度～R24年度）

「国連の持続開発 17 の目標 (SDGs)との関連性」



■基本事業の構成

基本事業名と目指す姿	指標名	現状値	目標値
基本事業 1 廃棄物抑制の推進 廃棄物の発生が抑制されています。	市民1人当たりの家庭系可燃ごみ排出量 (日別)	495g (R1年度)	439g (R7年度)
	事業系可燃ごみの排出量	2,939t (R1年度)	2,868t (R7年度)
	可燃ごみに含まれる食物残渣の割合	11.8% (R1年度)	10.5% (R7年度)
基本事業 2 不法投棄等の不適正処理の抑制 廃棄物の不適正処理の早期発見・未然防止が図られています。	廃棄物の不適正処理事案 (不法投棄・野焼き) の発見件数	68件 (R1年度)	46件 (R7年度)
基本事業 3 リサイクルの促進 分別排出の徹底及びごみの資源化・再利用が進んでいます。	廃棄物の資源化率	13.8% (R1年度)	14.0% (R7年度)
基本事業 4 リユース (繰り返し使うこと) 活動の促進 リユース活動に取り組む市民が増えています。	再利用品・中古品を利用している市民の割合	40.4% (R2年度)	48.0% (R7年度)
基本事業 5 ごみの収集・処理体制の適正化 ごみが適正に処理され、適正コストでの収集処理体制が確立しています。	市民1人当たりのごみ収集処理コスト	7,629円 (R1年度)	5,129円 (R7年度)
	強化 ごみ収集に関する不具合・事故件数	35件 (R1年度)	10件 (R7年度)

用語解説

- ※ 1 ごみを減らすための5種の行動のこと。Refuse (ごみになる物をもらわない)・Reduce (ごみを発生させない)・Reuse (繰り返し使う)・Repair (修理して使う)・Recycle (再利用する)
- ※ 2 焼却灰及びリサイクル等の処理が困難な物として処分されるごみの量。
なお、最終処分の方法は、基本的に土壌還元 (埋立て)
- ※ 3 本来、食べられる食品を廃棄すること。

VI-3 ルールとモラルにもとづく生活衛生環境の向上

■ 施策のめざす姿

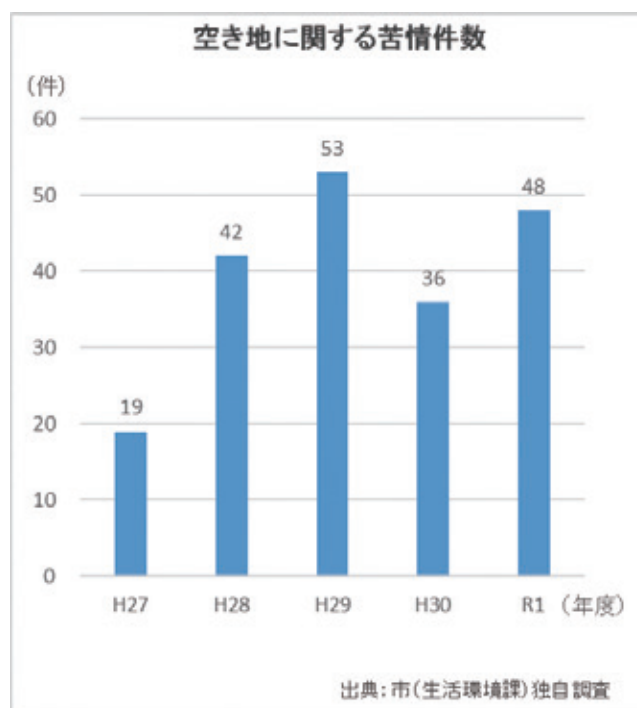
市民が清潔で衛生的な生活環境で暮らしています。

■ 施策の成果指標

指標名	現状値	目標値
清潔で衛生的な生活環境だと思う市民の割合	82.8% (R2年度)	85.0% (R7年度)

■ 施策の基本方針（環境変化と課題）

- ◆ 大気・騒音については、全ての環境基準を満たしていますが、水質については、一部で基準を満たしていないため、水質の保全が課題となっています。
- ◆ 令和2年6月に動物の愛護及び管理に関する法律が改正され、適正飼育が困難な場合における繁殖防止が義務化されるとともに動物虐待への罰則が強化されました。さくら市でもペットの適正な飼育について、市民に啓発していきます。
- ◆ 空き家の増加に伴う雑草繁茂等の衛生環境の悪化が顕在化していることから、所有者に対し、適正な管理に努めるよう、啓発を図ります。
- ◆ 清潔で美しいまちづくりについて、市民・事業者・土地所有者・行政が、それぞれの責務を自覚して行動するとともに、相互協力し、一体となって推進していきます。



■ 施策の個別計画（又は関連計画）

第2次さくら市環境基本計画（H30年度～R9年度）

「国連の持続開発 17 の目標 (SDGs)との関連性」



基本事業の構成

基本事業名と目指す姿	指標名	現状値	目標値
基本事業 1 公害防止対策の推進 公害予防のための啓発・周知が行われ、環境基準が達成されています。	水質の環境基準達成率	92.8% (R1年度)	94.6% (R7年度)
基本事業 2 犬・猫の適正飼養の推進 飼い犬、飼い猫等が適正な飼養を受け、人と共生しています。	飼い犬、飼い猫等に関する苦情件数	14件 (R1年度)	14件 (R7年度)
基本事業 3 空地の適正管理 空地の草木の繁茂がなく、衛生的な環境が維持されています。	空地に関する苦情の解決率	66.6% (R1年度)	69.0% (R7年度)



【市内で開催されたペットのしつけ教室の様子】

第2期さくら市
まち・ひと・しごと創生
総合戦略

令和3年3月

I まち・ひと・しごと創生総合戦略の概要

1 目的

さくら市では、我が国の継続的発展のために国が策定したまち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「国の第1期総合戦略」という。）の基本的な考え方、政策5原則等を踏まえ、平成27年度に、人口減少と地域経済縮小の克服を図るための5箇年の基本的方針、基本目標等を取りまとめた「さくら市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、関係政策を進めてきました。

国においては、国の第1期総合戦略の成果、課題等を踏まえて必要な見直しを行った第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「国の第2期総合戦略」という。）を令和元年12月に策定し、これまでの4つの基本目標に2つの横断的目標を追加することで、将来にわたって「活力ある地域社会」の実現と「東京圏への一極集中」の是正を目指すこととしています。

さくら市においても、「さくら市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の計画期間を令和2年度まで1年間延長したところではありますが、今後も引き続き、人口減少社会に的確に対応し、市民が安心して暮らし、働き、子どもを産み育て、持続可能なまちを構築していくことを目指すため、「第2期さくら市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「本計画」という。）」を策定するものです。

国の第2期総合戦略における政策5原則と施策の方向性

■まち・ひと・しごとの創生に向けた政策5原則

- ① **自立性**
地方公共団体・民間事業者・個人等の自立につながるような施策に取り組む。
- ② **将来性**
施策が一過性の対症療法にとどまらず、将来に向かって、構造的な問題に積極的に取り組む。
- ③ **地域性**
地域の強みや魅力を活かし、その地域の実態に合った施策を、自主的かつ主体的に取り組む。
- ④ **総合性**
施策の効果をより高めるため、多様な主体との連携や、他の地域、施策との連携を進めるなど、総合的な施策に取り組む。その上で、限られた財源や時間の中で最大限の成果を上げるため、直接的に支援する施策に取り組む。
- ⑤ **結果重視**
施策の結果を重視するため、明確なPDCAメカニズムの下に、客観的データに基づく現状分析や将来予測等により短期・中期の具体的な数値目標を設定した上で施策に取り組む。その後、政策効果を客観的な指標により評価し、必要な改善を行う。

■施策の方向性

- 基本目標1：稼ぐ地域をつくとともに、安心して働けるようにする
- 基本目標2：地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる
- 基本目標3：結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- 基本目標4：ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる
- 横断的な目標1：多様な人材の活躍を推進する
- 横断的な目標2：新しい時代の流れを力にする

【4つの基本目標に向けた取組みを実施するにあたっての第2期における国の新たな視点】

- ① 地方へのひと・資金の流れを強化する（関係人口⁽¹⁾、企業・個人の寄附・投資）
- ② 新しい時代の流れを力にする（Society5.0⁽²⁾の実現、SDGs⁽³⁾の浸透・主流化）
- ③ 人材を育て活かす（人材の掘り起こし・育成・活躍支援）
- ④ 民間と協働する（行政主体の取組に加え、民間主体の取組と連携強化）
- ⑤ 誰もが活躍できる地域社会をつくる（女性・高齢者・外国人・障がい者など）
- ⑥ 地域経営の視点で取り組む（地域の経済社会構造を俯瞰した地域マネジメント）

用語解説

(1) 関係人口

移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、特定の地域・地域の人々と継続的に多様な形で関わる人のこと。

(2) Society5.0

サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させることにより、地域、年齢、性別、言語等による格差なく、多様なニーズ・潜在的なニーズにきめ細やかに対応したモノ、サービス等を提供することで経済的発展と社会課題の解決を両立し、人々が快適で活力に満ちた質の高い生活を送ることができる人間中心の社会のこと。

(3) SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）

平成27年9月の国連サミットにて採択された2030年を年限とする世界全体の達成目標のこと。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、17のゴールとその下に具体的な169のターゲットが設定されている。

2 計画の構成と期間

市の人口動態及び令和22年・令和42年における長期の人口展望を踏まえた基本的方針と取組の方向性等を整理した本計画の計画期間は、第2次さくら市総合計画（以下「総合計画」という。）との連動から、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

■計画の構成と期間

	～R2 年度	R3～R7 年度	R8 年度～(予定)
さくら市総合計画	第2次総合計画 基本計画	第2次総合計画 後期基本計画	第3次総合計画（案）
さくら市 まち・ひと・しごと総合戦略	第1期	第2期	第3期（予定）

3 第2次さくら市総合計画との関係

総合計画は、市の総合的かつ計画的な行政運営の指針を示し、長期的なまちづくりの展望を市民と共有する最上位計画です。一方、まち・ひと・しごと創生総合戦略は、人口減少克服・地方創生を目的としているため、総合計画と比較した場合、その政策範囲は限定されます。このため、本計画は、総合計画を踏まえた上で、まち・ひと・しごと創生に資する特定の施策に特化した計画として位置付けるとともに、本計画の評価指標である「基本目標」「KPI（重要業績評価指標）」と総合計画の「成果指標」の整合を図ることで、総合計画と一体的に推進していきます。

		さくら市まち・ひと・しごと創生総合戦略の項目			
施策名	基本事業名	生涯分野	行政改革	地方創生	国土強靭化
1 市民ネットワークあふれるまちづくりの推進	1 市民活動の活性化		●	●	
	2 地域コミュニティ活動の活性化				
	- 施策の総合推進				
2 適した事務執行と	1 快適な窓口サービスの推進		●		
	2 開かれた議会運営				
	3 外国人向けのサービス提供				
	- 施策の総合推進		●		

さくら市総合計画の施策体系

※総合計画の基本事業のうちまち・ひと・しごと創生に資するものを、本計画では4つの基本目標に沿って体系付けしています。

4 計画の進捗管理

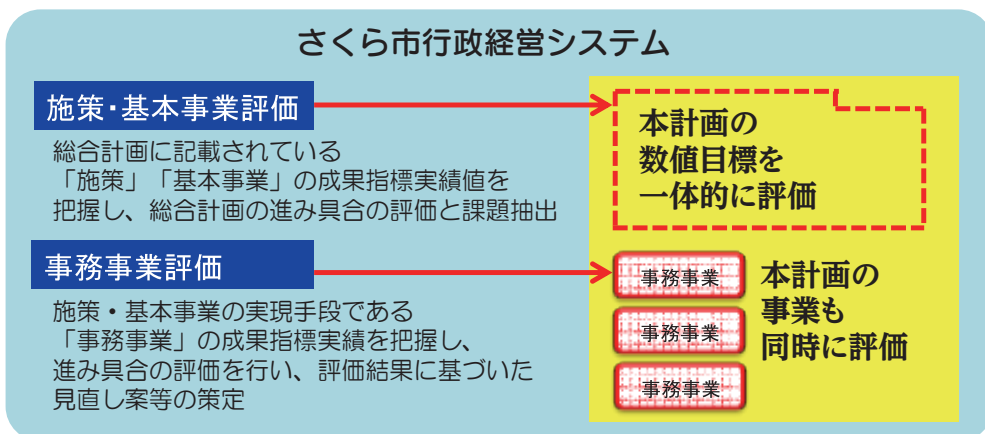
本計画では、国の第2期総合戦略、さくら市の特性等を勘案した上で、国が示す施策の方向性（4つの基本目標と2つの横断的目標）を踏まえた基本目標を設定します。

本計画には、基本目標及び基本目標ごとのめざす姿に係る成果を客観的に評価するための成果指標を設定します。

これらの成果指標は、原則として、総合計画における施策・基本事業・事務事業の成果指標を準用することとし、総合計画と併せて一体的な進捗管理を行います。

進捗管理は、さくら市行政経営システムと連動し、施策・基本事業評価・事務事業評価の活用を予定しています。

■進捗管理イメージ



5 計画のフォローアップ

本計画を基本として、栃木県におけるまち・ひと・しごと創生総合戦略であるとちぎ創生15戦略（第2期）との整合を十分図りながら、まち・ひと・しごと創生との好循環の確立を図るための施策を推進しますが、施策の達成状況、社会情勢の変化、「地域経済分析システム」等を活用した詳細な経済分析の結果等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うことにします。

Ⅱ 人口展望と基本目標

1 人口展望

国立社会保障・人口問題研究所が発表した人口推計によると、近い将来、全国の大多数の都市で大幅な人口の減少が生じると予測されています。発足以降、人口増加基調にあったさくら市も例外ではなく、人口減少局面に進むと見込まれています。

さくら市では、人口減少への対策、今後のまちづくり等について活用するため、人口の将来展望を設定します。

令和 22 年 41,913 人 (国(社人研)推計値より + 378 人)
令和 42 年 38,013 人 (国(社人研)推計値より + 2,080 人)

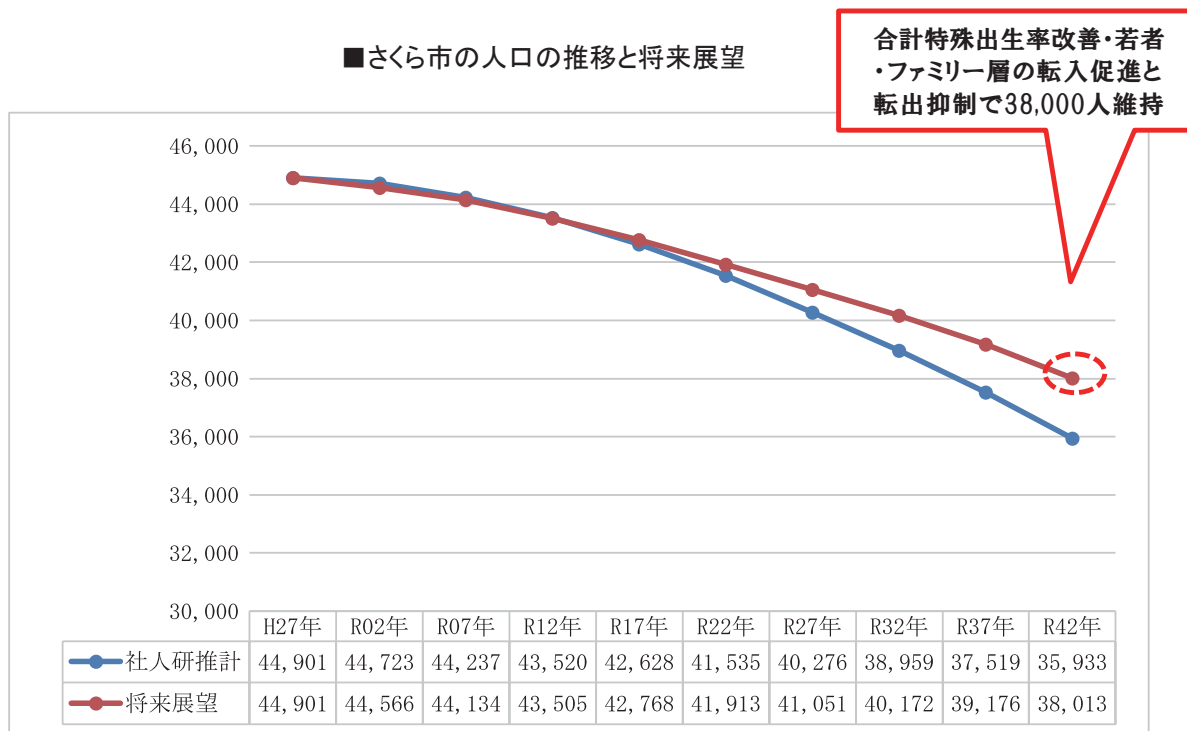
<人口の将来展望の実現のための仮定値>

◆合計特殊出生率⁽¹⁾

平成 27 年 (実績)	令和 2 年	令和 7 年	令和 12 年	令和 17 年	令和 22 年以降
1.59	1.70	1.78	1.85	1.93	2.00

◆移動率 (転出入)

若者・ファミリー層である 20 代前半から 30 代中盤までの転入を 15%促進
 転出を 15%抑制



※このグラフにおける「社人研推計」は、国立社会保障人口問題研究所が示した人口推計の考え方に基づいて推計を行ったもので、小数点以下の処理の関係で実際の国立社会保障人口問題研究所の推計値とは異なります。

用語解説

(1) 合計特殊出生率 1人の女性が15歳～49歳に出産する子の数の平均。全国的に用いられる指標。

2 基本目標

(1) 基本的な考え方

市民が安心して暮らし、働き、子どもを産み育て、持続可能なまちを構築していくため、さくら市の持つ特性・魅力を活かし、人口・経済・地域社会の課題に一体的・持続的に取り組んでいきます。

(2) 第2期さくら市まち・ひと・しごと創生総合戦略のめざす2つの方向

- ①人口減少の抑制 将来にわたり、可能な限り人口減少を抑制し、地域に及ぶ負の影響を低減させます。
- ②人口減少社会への適応（準備） 人口が減少した場合でも、人々が安心して住み続けられる地域をつくります。

(3) 第2期さくら市まち・ひと・しごと創生総合戦略の取組の視点

- ①持続可能な地域社会の構築 将来にわたり、地域の生活インフラが維持され、地元就労、地元購買等が維持され、安心して生活を送れるよう、社会の基盤づくりを進めます。
- ②市民主体・市民との協働の推進 財政、職員数等の行政資源の縮小が進行する状況において、市民の行政サービスへの依存からの脱却を促進し、自らの取組により課題解決を図る協働のまちづくりを進めます。
- ③地域ネットワークを核としたまちづくり（地域の良好なコミュニティでの生活維持） 人口減少により、行政区（自治会）等の組織のマンパワーの減少が予想されるため、地域のコミュニティを支える人材を育成・確保します。
- ④持続可能な市政 将来にわたり市民への安定した行政サービスを提供するためにも、安易な経済的支援ではなく、より効果的な施策を講じ、展開します。

(4) 4つの基本目標

- | | |
|--------|------------------------------|
| 基本目標 1 | 地域産業を活性化させ、安定したしごとを創出する |
| 基本目標 2 | 定住人口・交流人口を増やす |
| 基本目標 3 | 結婚・出産の希望をかなえ、子育てと教育の支援を充実させる |
| 基本目標 4 | 地域での確かな暮らしを確保する |

3 基本目標別計画

本計画における4つの基本目標を実現するための取組方向性・関係するKPI（重要業績評価指標）を示します。

基本目標 1

地域産業を活性化させ、安定したしごとを創出する

方向性

- 市内企業・商工業者を支援・育成し、「しごと」をする場所を確保するとともに、新たな「しごと」を創出するため、新規企業の誘致及び市内の元気な起業家を支援するための創業支援を実施します。
- 基幹産業である農業は、持続可能な農業基盤を確立するため、付加価値化・ブランド化・6次産業化を推進するとともに、新たな担い手を確保するため、就農支援に取り組みます。
- 日本三大美肌の湯である「喜連川温泉」、平成29年にリニューアルオープンした「道の駅きつれがわ」等の観光資源を活かし、交流人口を増加させることで「しごと」を生み出します。
- 時代の潮流に合った新たな仕事の提案、女性・シニア世代の活用等を支援します。

K P I

成果指標名称	基準値	R7目標値
就業している20歳から64歳までの市民の割合	81.6%	85.0%
第2次総合計画 後期基本計画での位置づけ 政策04 施策02 基本事業05		
成果指標名称	基準値	R7目標値
市内の法人設立件数（令和3～7年度累計）	21法人	100法人
第2次総合計画 後期基本計画での位置づけ 政策04 施策02 基本事業05		
成果指標名称	基準値	R7目標値
新規就農者数（令和3～7年度累計）	5人	25人
第2次総合計画 後期基本計画での位置づけ 政策04 施策01 基本事業03		

基本目標2

定住人口・交流人口を増やす

方向性

- 様々な視点から市の特徴を十分に捉え、シーン（知ってもらおう・来てもらおう・住んでもらおう・住み続けてもらおう）に合わせたシティプロモーション⁽¹⁾を実施し、定住人口の増加をめざします。
- 買い物・通勤の利便性に恵まれた立地環境を活かした暮らしを提案します。
- 市外からの転入者・市内で新たな住まいを求めている市民の受け皿とするため、民間開発を支援し、宅地の供給を促進します。
- 市が分譲する「リバーサイドきぬの里」の販売を促進し、地区内の更なる宅地化を図ります。
- 地域の資源を活かした体験型観光等の新たな観光事業の開発を検討します。
- 民間活力を活かし、空き家・空き店舗の有効活用を図ります。
- 市外への転出を抑制し、多世代同居、近居等を促進する事業の構築を検討します。

K P I

成果指標名称	基準値	R7目標値
転入超過数	98人	264人

第2次総合計画 後期基本計画での位置づけ 政策05 施策02 基本事業03

成果指標名称	基準値	R7目標値
住宅建築棟数（令和3～7年度累計）	—	2,755棟

第2次総合計画 後期基本計画での位置づけ 政策05 施策02 基本事業03

成果指標名称	基準値	R7目標値
観光客入込数	1,954,537人	2,100,000人

第2次総合計画 後期基本計画での位置づけ 政策04 施策03

成果指標名称	基準値	R7目標値
観光意欲度の県内順位	14位	9位

第2次総合計画 後期基本計画での位置づけ 政策04 施策03 基本事業01

用語解説

(1) シティプロモーション

地域・自治体の知名度及び住民の地域への愛着度の向上のための取組のこと。

基本目標3

結婚・出産の希望をかなえ、子育てと教育の支援を充実させる

方向性

- 結婚に対する機運を醸成し、男女の出逢いのきっかけを作るため、結婚支援に取り組みます。
- 子どもが欲しいと思う理想と現実のギャップの理由に挙げられている経済的不安・社会的支援に対応するため、更なる子育て支援策の充実を図ります。
- 妊娠・出産・育児に関する切れ目のない支援体制づくりに取り組みます。
- 特色ある学校教育・きめ細やかな学習支援を実施します。
- 生活困窮世帯の子どもに対し、基礎学力の向上を図るための指導、助言等を行う事業を実施します。
- 「令和22年の合計特殊出生率：2.0」を実現するための事業を充実させます。

K P I

成果指標名称	基準値	R7目標値
子育て支援のサービス・環境が充実していると思う中学生以下の保護者の割合	87.0%	88.0%

第2次総合計画 後期基本計画での位置づけ 政策02 施策05

成果指標名称	基準値	R7目標値
合計特殊出生率	1.57	1.78

第2次総合計画 後期基本計画での位置づけ 政策02 施策05

成果指標名称	基準値	R7目標値
年間婚姻数	212件	200件

第2次総合計画 後期基本計画での位置づけ 政策02 施策05 基本事業06

成果指標名称	基準値	R7目標値
小学6年生の国語の全国学力・学習状況調査 ⁽¹⁾ における県平均正答率との差	5.0ポイント	5.0ポイント
小学6年生の算数の全国学力・学習状況調査における県平均正答率との差	3.0ポイント	3.0ポイント
中学3年生の国語の全国学力・学習状況調査における県平均正答率との差	0.2ポイント	1.0ポイント
中学3年生の数学の全国学力・学習状況調査における県平均正答率との差	▲1.8ポイント	0.0ポイント

第2次総合計画 後期基本計画での位置づけ 政策03 施策03 基本事業01

用語解説

(1) 全国学力・学習状況調査

全国の小学6年生・中学3年生を対象に行われるテストのこと。通称「全国学力テスト」

基本目標4

地域での確かな暮らしを確保する

方向性

- 市内のどの地域に住んでいても気軽に病院、買い物等に行くことができるよう、公共交通の充実を図ります。
- 地域コミュニティを維持していくため、地域が自らその課題と向き合えるよう、地域協議会⁽¹⁾を形成します。また、地域協議会のリーダーとなり得るような人材の育成に取り組みます。
- 近年頻発する自然災害に備え、減災対策を進めるとともに、地域に自主防災組織の結成を促し、被災戸数の減少に取り組みます。
- 高齢者になっても元気に安心して暮らせるよう、健康寿命の延伸に努めます。
- 各種生活インフラの長寿命化・最適化に取り組みます。

K P I

成果指標名称	基準値	R7目標値
さくら市が住みよいと思う市民の割合	80.2%	85.0%

成果指標名称	基準値	R7目標値
公共交通（鉄道・バス・乗合タクシー）に満足している市民の割合	61.8%	65.0%

第2次総合計画 後期基本計画での位置づけ 政策05 施策01

成果指標名称	基準値	R7目標値
行政区（自治会）に加入している世帯の割合	69.8%	65.0%

第2次総合計画 後期基本計画での位置づけ 政策01 施策01 基本事業02

成果指標名称	基準値	R7目標値
災害被災戸数	36戸	36戸

第2次総合計画 後期基本計画での位置づけ 政策05 施策04

用語解説

(1) 地域協議会

地域の課題を、行政に頼ることなく、住民自らが分析・解決するための組織。
複数の行政区（自治会）にまたがり、小学校区、旧小学校区等で組織することを想定している。

さくら市国土強靱化地域計画

令和3年3月

第1章 計画の概要

1-1 策定の背景と目的

国においては、東日本大震災の教訓を踏まえ、大規模自然災害等が発生した場合においても国民の生命・身体・財産を保護し、国民生活・国民経済を守り、強くしなやかな国民生活の実現を図ることができる国土強靱化の取組を推進するため、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号。以下「基本法」という。）を公布・施行しました。また、平成26年6月に、基本法に基づき国土強靱化に関係する国の計画等の指針となる国土強靱化基本計画（以下「国基本計画」という。）を策定しました。これを受け、栃木県では平成28年2月に国基本計画との調和を図りながら栃木県国土強靱化地域計画（以下「県地域計画」という。）を策定する等、国土の全域にわたる強靱な国づくりに向けた取組が進められているところです。

このような状況を受け、さくら市においても、災害時に市民の生命・生活を守るとともに、被害の低減を図り、最悪のリスクを回避する災害に強いまちづくりの推進が必要になっていることから、国の動向を踏まえつつ、大規模自然災害が起こっても機能不全に陥らない「強さ」と「しなやかさ」を兼ね備えた安全・安心な地域づくりを推進するため、さくら市国土強靱化地域計画（以下「本計画」という。）を策定するものです。

■ 国土強靱化とは

大規模自然災害等に備えるため「事前防災・減災」と「迅速な復旧・復興」に資する施策をまちづくり政策、産業政策等を含めた総合的な取組として計画的に実施し、強靱な国づくり・地域づくりを推進すること。

■ 地域防災計画との違い

「防災」とは、基本的には、地震、洪水等の「リスク」を特定し、「そのリスクへの対応」をとりまとめるものであり、さくら市においては、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき、さくら市地域防災計画としてリスクごとに計画が策定されています。

一方、国土強靱化は、リスクごとの対処対応をまとめるものではなく、あらゆるリスクを見据えつつ、どんな事態が発生しても最悪な事態に陥る事が避けられるような「強靱」な行政機能、地域社会、地域経済等を事前につくりあげていくものです。

そのため、強靱化の計画は、あらゆるリスクを想定しながら「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」を設定し、最悪の事態をもたらないよう、リスクを減らすために事前に取り組むべき施策を考えるというアプローチから、強靱な仕組みづくり・国づくり・地域づくりを平時から持続的に展開する強靱化の取組の方向性・内容を取りまとめたものです。

◆ 国土強靱化地域計画と地域防災計画との関係イメージ

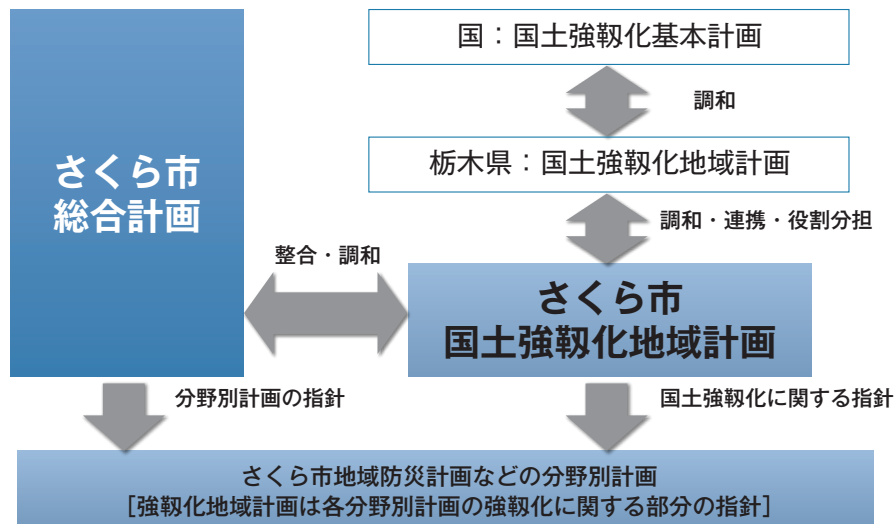
	国土強靱化地域計画	地域防災計画
検討アプローチ	自然災害全般を想定し 地域社会の強靱化	災害の種類ごとの発生時の 対応力の強化
対象フェーズ	災害発生前	災害発生時・発生後も含む
施策の設定方法	人命保護、被害最小化等を図るため、 最悪の事態を回避する施策	予防、応急、復旧等の具体的対策
施策の重点化・指標	○	—

1-2 計画の位置づけ

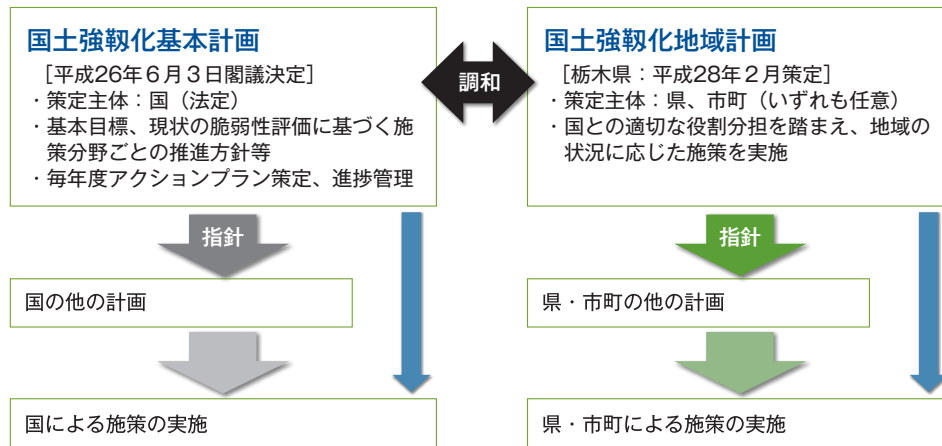
本計画は、基本法第13条に基づき策定する「地域計画」であり、さくら市における国土強靱化に関する施策を総合的・計画的に実行するための指針となる計画です。

そのため、県地域計画がさくら市を包含する県土全域に係る計画であることを踏まえ、同計画との調和を保つとともに、さくら市地域防災計画、市政の基本方針である第2次さくら市総合計画（以下「総合計画」という。）等とも整合・連携を図りながら、国土強靱化に関して、さくら市における様々な分野の計画等の指針として位置付けます。

■ 国土強靱化地域計画と関連計画の位置づけ



■ 国土強靱化基本計画及び国土強靱化地域計画の関係



【基本法第13条（国土強靱化地域計画）】

都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

【基本法第14条（国土強靱化地域計画と国土強靱化基本計画との関係）】

国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。

1-3 計画の構成

本計画では、さくら市の災害想定・脆弱性評価・推進方針を示します。脆弱性評価低減のために取り組む具体的事業及び改善すべき指標については、別冊の国土強靱化地域計画<実施計画>に記載します。なお、国土強靱化地域計画<実施計画>は、必要に応じて、毎年度、見直しを行います。



1-4 計画期間

本計画は、令和3年度を初年度とした計画とします。

また、総合計画との連動のため、国土強靱化地域計画は、総合計画の基本計画の計画期間と連動させて策定することを基本とします。

そのため、第2次さくら市総合計画後期基本計画の計画期間と同じく令和3年度から令和7年度までを第1期の計画期間とします。

また、計画期間中においても、社会情勢の変化、施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。

	R3～R7年度（5年間）	R8～R17年度（10年間）（案）	
さくら市総合計画	第2次	第3次	
	後期基本計画	前期基本計画（案）	後期基本計画（案）
さくら市国土強靱化地域計画	第1期	第2期	第3期
さくら市国土強靱化地域計画<実施計画>	必要に応じて、毎年度見直し（事業の追加等）		

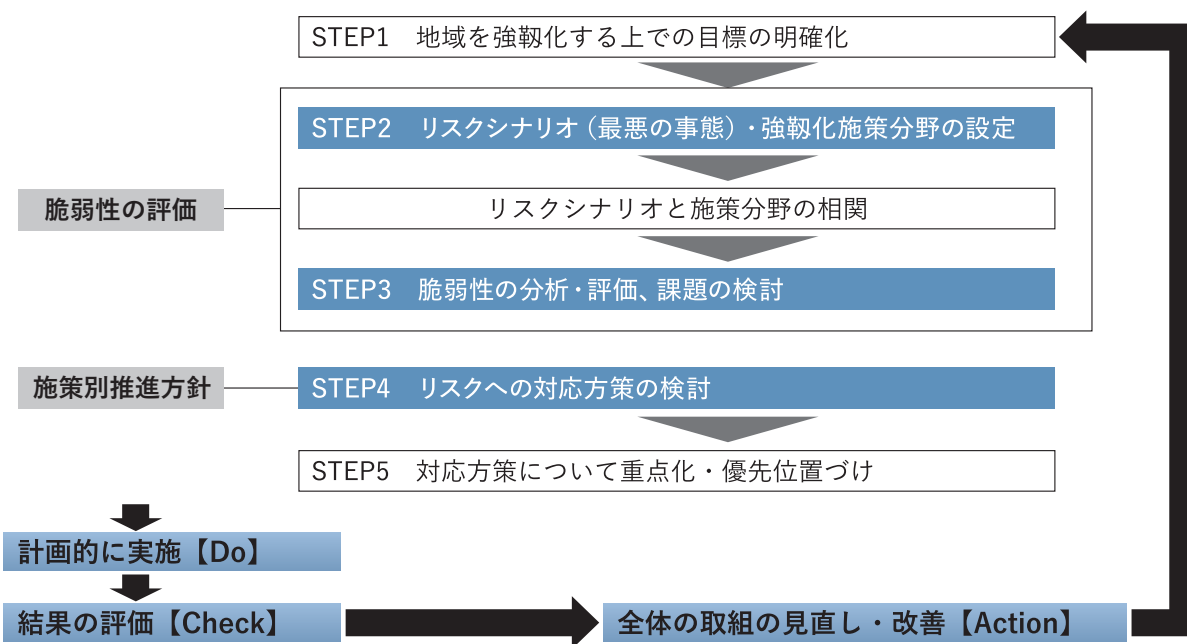
1-5 計画策定の進め方

強靱化の施策を総合的・計画的に推進するため、国土強靱化地域計画策定に関する国の指針「国土強靱化地域計画ガイドライン」を参考に、以下の手順により策定を行います。

■ 国土強靱化基本計画及び国土強靱化地域計画の関係

- STEP 1 地域を強靱化する上での目標の明確化
- STEP 2 リスクシナリオ（最悪の事態）・強靱化施策分野の設定
- STEP 3 脆弱性の分析・評価、課題の検討
- STEP 4 リスクへの対応方策の検討
- STEP 5 対応方策について重点化・優先順位づけ

国土強靱化地域計画の策定【Plan】



第2章 本計画の基本的考え方

国基本計画及び県地域計画との整合・調和を図り、国が掲げる4つの「基本目標」と8つの「事前に備えるべき目標」を設定して取り組みます。

2-1 基本目標

- I. 人命の保護が最大限に図られること
- II. 市政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- III. 市民の財産及び公共施設に係る被害を最小化すること
- IV. 迅速な復旧・復興を可能にすること

<出典：国土強靱化地域計画策定ガイドライン（第7版）>

2-2 事前に備えるべき目標

- i 直接死を最大限防ぐ
- ii 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- iii 必要不可欠な行政機能は確保する
- iv 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- v 経済活動を機能不全に陥らせない
- vi ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- vii 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- viii 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

<出典：国土強靱化地域計画策定ガイドライン（第7版）>

2-3 想定する自然災害

住民生活、経済活動等に影響を及ぼすリスクとしては、大規模な事故やテロ等も想定されますが、本計画では、さくら市における過去の災害被害及び国基本計画・県地域計画を踏まえ、まずは広範囲に甚大な被害が生じる大規模な自然災害を対象とします。

◇地震

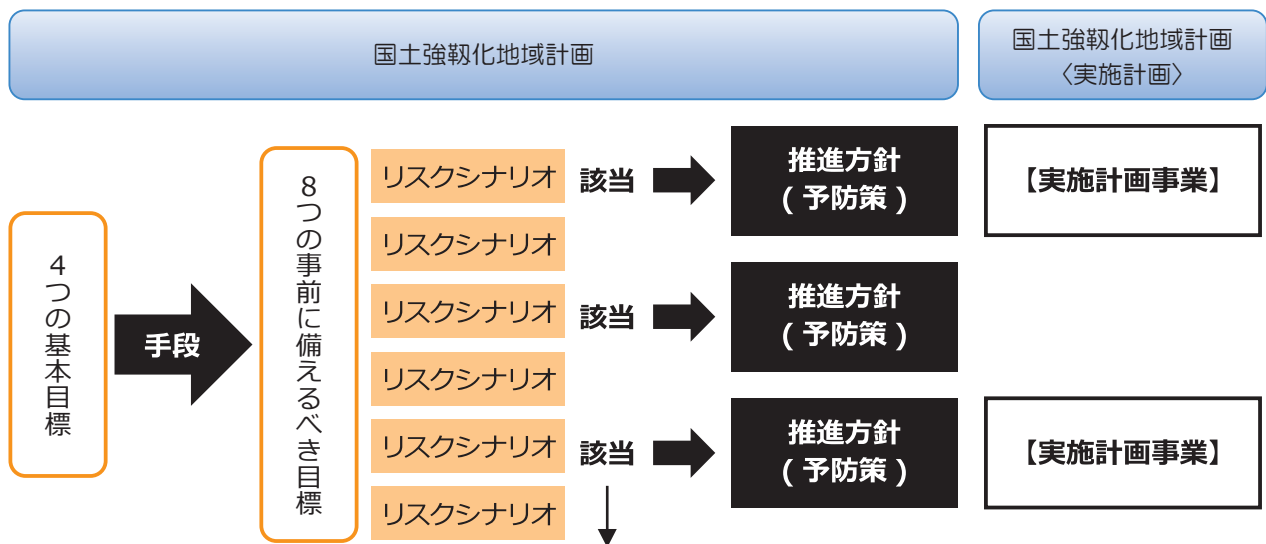
◇風水害（暴風雨、浸水、土砂崩れ等）

2-4 リスクマネジメントによるアプローチ

事前に備えるべき目標の達成に向けて、起きてはならない事態を「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」として設定します。そのリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）について、さくら市が「該当するか」を明確にし、最悪の事態に至らないために事前に取り組むべきことを検討する、リスクマネジメントのアプローチによる手法で計画を策定します。この手法を、国土強靱化地域計画ガイドラインでは「脆弱性評価と分析」と称します。

なお、リスクシナリオに該当する項目、つまり脆弱性があるリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）について、そこで示された最悪の事態を回避・軽減するための推進方針（予防策）を整理します。

ただし、推進方針を定めても、地域・栃木県との調整、財源の確保等の課題により、すべての予防策を直ちに実施することは不可能です。そのため、実現可能性と影響度を踏まえた実施計画（別冊）を別途設定します。また、実施計画は、災害状況・財源状況を踏まえ、適宜見直しを行います。



リスクシナリオに該当することを「脆弱性」があると称す

※本計画は、国・栃木県が設定したリスクシナリオをベースにさくら市に該当するものを基本とした内容で策定します。

2-5 総合計画との連携を踏まえた記載方法

さくら市は、総合計画を基軸とした行政経営に取り組んでいます。そのため、リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の回避のための推進方針（予防策）が、総合計画の施策体系のどこに該当するかを明確にし、本計画に記載します。

		総合計画での該当分野			
		政策 No.	施策 No.	基本事業 No.	基本事業名称
直接死を最大限防ぐ	リスクシナリオ 1	01	01	02	◎◎の充実
		04	02	01	◎◎の推進
	リスクシナリオ 2				
	リスクシナリオ 3				

リスクシナリオ 1 への対応を総合計画のどの施策・基本事業で対応するかを明確にする

第3章 脆弱性評価と推進方針

3-1 脆弱性評価と推進方針検討のプロセス

国が設定したリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）をベースに、さくら市に該当するシナリオの選択・さくら市独自のシナリオの追加により設定した項目で脆弱性評価と分析を行い、推進方針（予防策）を検討しました。

国が設定したリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）は、国土全域を想定しています。そのため、基礎自治体であるさくら市に該当しない・権限がないと思われるリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）については、脆弱性評価を行う項目に該当しないと判断し、本計画に記載していません。

なお、脆弱性評価の表記にあたっては、総合計画との関係性を明らかにするために、リスクシナリオごとに該当する総合計画の施策体系を明示しています。

1. 脆弱性の評価（「現状」と「課題」）

設定したリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）について

- ①さくら市の総合計画の施策体系のどこに該当しているか
- ②耐震化等の予防策の実践状況・計画の内容を把握
※事務事業として推進・計画している場合は、該当事業名称及び内容を確認
- ③リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）回避への対応力についての脆弱性を評価



2. 推進方針（予防策・対策の方向性）

「脆弱性評価」を踏まえ、リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）単位で、取り組むべき推進方針（予防策・対策の方向性）を設定
※総合計画の施策体系単位で推進方針を記載



別冊として整理

3. 実施計画（具体的な目標・事業計画）

推進方針（予防策・対策）の進捗状況を把握し、計画的に推進するため、目指すべき努力目標であるKPI（重要業績評価指標）を設定

- ※KPIの設定・・・①総合計画の成果指標
- ②事務事業の活動指標又は成果指標

3-2 リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の一覧

事前に備えるべき目標	さくら市（国）のリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）		栃木県のリスクシナリオ
＜目標1＞ 直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	1-1
	1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	1-1
	1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生	
	1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	1-2
	1-5	大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生	1-3
	1-6	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生	
	1-a	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	1-4
	1-b	民間が運営する福祉施設で、倒壊、火災による死傷者の発生及び災害時の救援までの生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	
＜目標2＞ 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	2-1
	2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	2-2
	2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	2-3
	2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱	2-5
	2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	2-4
	2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	2-6
	2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	
＜目標3＞ 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱	
	3-2	首都圏等での中央官庁機能の機能不全	
	3-3	地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	3-1
＜目標4＞ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	
	4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	
	4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	
	4-a	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	4-1
＜目標5＞ 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下（サプライチェーンの寸断等による地元企業生産力低下）	5-1
	5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響	
	5-3	コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	
	5-4	海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響	
	5-5	太平洋ベルト地帯の幹線が分断するなど、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響（基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止）	5-2



事前に備えるべき目標	さくら市(国)のリスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)		栃木県のリスクシナリオ
	5-6	複数空港の同時被災による国際航空輸送への甚大な影響(空路の機能停止)	
	5-7	金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響	
	5-8	食料等の安定供給の停滞	5-3
	5-9	異常濁水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響	
＜目標6＞ ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止	6-1
	6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止	6-2
	6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	6-2
	6-4	新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止	6-3
	6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全	
＜目標7＞ 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	
	7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生	
	7-3	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺	
	7-4	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生	7-1
	7-5	有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃	7-2
	7-6	農地・森林等の被害による国土の荒廃	7-3
＜目標8＞ 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	8-1
	8-2	復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態	8-2
	8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態	
	8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	8-3
	8-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	
	8-6	国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による国家経済等への甚大な影響	

- ・ 栃木県国土強靱化地域計画のリスクシナリオとの対応を右端列に表示
- ・ -a・-bは、国のリスクシナリオにない独自のシナリオ
- ・ 網掛け部分は、さくら市での脆弱性評価に該当しない項目

3-3 リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)と総合計画の相関図

リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)と総合計画の関係を、次のとおり示します。
 さくら市では、総合計画と国土強靱化地域計画の連動を図ることを策定方針としています。そのため、リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)と総合計画の関係を一覧化します。

さくら市のリスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)		さくら市総合計画での該当分野			
		政策 番号	施策 番号	基本 事業 番号	基本事業名称
1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	01	01	01	市民活動の活性化
		01	04	02	公共施設の適正化
		01	04	99	透明で健全な財政の確立
		02	02	01	社会参加の推進
		02	05	01	幼児教育・保育サービスの充実
		02	06	05	安全で快適な公営住宅の供給
		03	01	01	学ぶ機会の充実
		03	03	06	安心・安全な教育環境の実現
		03	04	02	スポーツ施設の整備
		04	01	02	付加価値の高い農林水産業の確立
		04	01	03	持続可能な農林水産業構造の構築
		04	01	04	地産地消等による農林水産業への理解推進
		04	02	03	まちなかのにぎわい創出
		05	02	01	計画的な土地利用
		05	02	04	みどりの憩い空間の形成
05	04	01	市民の防災意識の向上		
05	04	99	いのちとくらしを守る災害に強いまちづくり		
1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	01	04	02	公共施設の適正化
		02	04	99	健康・予防・医療体制の充実と健康づくり
		02	05	01	幼児教育・保育サービスの充実
		03	03	06	安心・安全な教育環境の実現
		04	03	03	観光の施設・基盤の整備と管理
05	04	05	土砂災害・浸水対策の整備		
1-5	大規模な火山噴火・土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生	05	02	01	計画的な土地利用
		05	04	05	土砂災害・浸水対策の整備

さくら市のリスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)		さくら市総合計画での該当分野			
		政 策 番 号	施 策 番 号	基 本 事 業 番 号	基 本 事 業 名 称
1-a	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	01	03	05	広報・広聴の充実
		01	04	99	透明で健全な財政の確立
		05	04	02	地域防災力の強化
		05	04	03	災害情報の充実
1-b	民間が運営する福祉施設で、倒壊、火災による死傷者の発生及び災害時の救援までの生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	02	02	03	介護サービスの適正利用
		02	03	99	自立・支援・社会参加の障がい者（児）福祉
		02	05	01	幼児教育・保育サービスの充実
2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	05	01	02	安全で快適な道路の整備
		05	01	03	道路・橋梁の長寿命化と維持管理
		05	04	04	行政による防災体制の整備
2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	05	04	04	行政による防災体制の整備
2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	05	04	99	いのちとくらしを守る災害に強いまちづくり
2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱	05	04	04	行政による防災体制の整備
2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	02	04	05	地域医療体制の整備
2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	02	04	04	感染症予防対策の充実
		05	04	04	行政による防災体制の整備
2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	03	03	06	安心・安全な教育環境の実現
		05	04	04	行政による防災体制の整備
3-3	地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	01	04	02	公共施設の適正化
		02	01	01	地域福祉の理解促進
		05	04	04	行政による防災体制の整備
4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	05	04	04	行政による防災体制の整備
4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	02	01	03	見守り活動・相談体制の充実
		05	01	03	道路・橋梁の長寿命化と維持管理
5-8	食料等の安定供給の停滞	04	01	04	地産地消等による農林水産業への理解推進

さくら市のリスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)		さくら市総合計画での該当分野			基本事業名称
		政策 番号	施策 番号	基本 事業 番号	
6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止	05	05	02	管路の維持管理・更新
		05	05	03	取水・浄水・配水施設等の維持管理
6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	05	06	02	合併処理浄化槽による汚水処理の推進
		05	06	03	施設の適正な維持・管理
		05	06	04	汚水処理施設の浸水対策の推進
7-3	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺	05	01	02	安全で快適な道路の整備
7-4	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生	04	01	01	農業生産基盤の整備
7-6	農地・森林等の被害による国土の荒廃	04	01	01	農業生産基盤の整備
8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	06	02	05	ごみの収集・処理体制の適正化
8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態	02	01	01	地域福祉の理解促進
		05	04	04	行政による防災体制の整備
8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	03	02	02	歴史的文化的資源の保存・継承・利活用
		03	02	03	ミュージアムの充実
8-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	05	04	04	行政による防災体制の整備

3-4 リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）別の脆弱性評価と推進方針

国・栃木県が提示したリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）でさくら市に該当するもの（国・栃木県が提示していないリスクシナリオは独自に追加）についての脆弱性評価・分析を行い、推進方針（課題）を明らかにしました。

なお、脆弱性評価の表記にあたっては、総合計画との関係性を明らかにするため、リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）ごとに該当する総合計画の施策体系を明示しています。

1. 直接死を最大限防ぐ

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

01 01 01 市民活動の活性化

【脆弱性評価】 市民活動支援センターは、耐震基準を満たしていない施設です。

【推進方針】 施設の有効活用の観点から、当面は、利用を継続しますが、施設の移転又は耐震化の実施を検討します。
また、利用者の安全を確保するため、避難誘導訓練、避難サインの掲示等を行います。

01 04 02 公共施設の適正化

【脆弱性評価】 さくら市の公共施設の耐震化率は83.2%（市営住宅を除く・令和3年1月1日現在）です。市役所本庁舎・第2庁舎、喜連川支所及び卯の里庁舎は、耐震基準を満たしている施設です。氏家駅東口公衆トイレ・氏家駅西口公衆トイレ・石町駐車場トイレは、耐震基準を満たしている施設です。
旧喜連川高校は、避難所に指定された施設ですが、その校舎・講堂は、耐震基準を満たしていません。

【推進方針】 さくら市公共施設等総合管理計画に基づき、計画的に施設の耐震化を進めていきます。公共施設を長期的に維持するため、計画的な修繕を実施する必要があります。
旧喜連川高校の校舎・講堂は、基本的に取り壊すものとし、それまでの期間は、文書等の保管施設、フィルムコミッション、避難物資の保管場所等として活用します。また、避難所である体育館だけで避難者の受け入れが困難になった場合は、その補完施設として活用します。

01 04 99 透明で健全な財政の確立

【脆弱性評価】 旧河戸小学校の校舎は、耐震基準を満たしていない施設です。
現在は、公共施設ではない普通財産ですが、その一部を市民等が利用しています。

【推進方針】 旧河戸小学校の利活用方針が決定するまでは、施設の有効活用の観点から、市民等の利用を受け入れます。
ただし、利用する市民等に対し、安全性、利用に関する責任等の説明責任を果たします。

02 02 01 社会参加の推進

【脆弱性評価】 氏家福祉センターは、耐震基準を満たしている施設です。

【推進方針】 氏家福祉センターの劣化状況調査を行い、さくら市公共施設等総合管理計画個別計画と連動した施設改修・更新を進めていきます。

02 05 01 幼児教育・保育サービスの充実

【脆弱性評価】 子育て関係の公共施設（市立保育園・児童センター・学童保育施設）は、すべて耐震基準を満たしています。

【推進方針】 今後、施設の老朽化に伴う改修整備が必要になります。さくら市公共施設等総合管理個別計画に基づき、計画的に改修を進めていきます。

02 06 05 安全で快適な公営住宅の供給

【脆弱性評価】 現在、入居者を募集している市営住宅は、すべて耐震基準を満たしています。今後は、さくら市公営住宅長寿命化計画に基づき、適切な管理を行っていきます。

【推進方針】 さくら市公営住宅長寿命化計画に基づき、住宅の建替え・修繕・廃止を着実に推進します。

03 01 01 学ぶ機会の充実

【脆弱性評価】 市公民館・市図書館は、すべて耐震基準を満たしています。ただし、喜連川公民館は、土砂災害警戒区域内に設置されています。

【推進方針】 土砂災害防止工事は、栃木県の所管であるため、安全確保のための工事を速やかに実施するよう、栃木県に要望していきます。

03 03 06 安心・安全な教育環境の実現

【脆弱性評価】 市立小・中学校の校舎・体育館は、すべて耐震基準を満たしています。また、更なる安全性確保のため、定期的な点検を実施するとともに、その結果を踏まえ、外壁、天井等、非構造部材の耐震対策も行っています。しかし、バスケットゴールの落下防止措置等、一部では耐震対策を行っていない箇所も残っています。

【推進方針】 さくら市学校施設長寿命化計画を着実に推進することで市立小・中学校の予防保全を行っていきます。また、非構造部材を含めた耐震対策を早急に行います。

03 04 02 スポーツ施設の整備

【脆弱性評価】 市の社会体育施設の耐震化率は42.8%です。
避難所として指定されている河戸体育館・穂積体育館・喜連川高校跡地体育館は、耐震基準を満たしていませんので、その対策が求められています。

【推進方針】 避難所として活用している体育館の耐震化は、さくら市公共施設等総合管理個別計画に基づいて進めていきます。

04 01 02 付加価値の高い農林水産業の確立

【脆弱性評価】 喜連川農産物加工センター・農産物加工センターアグリ館は、耐震基準を満たしている施設です。

【推進方針】 施設の維持管理を定期的に行うことで長寿命化を図ります。

04 01 03 持続可能な農林水産業構造の構築

【脆弱性評価】 女性アグリセンターは、避難所に指定されていますが、耐震基準を満たしていない施設です。

【推進方針】 さくら市公共施設等総合管理計画に基づき、今後の施設のあり方（耐震化、集約化、廃止等）を検討していきます。

04 01 04 地産地消等による農林水産業への理解推進

【脆弱性評価】 氏家地区農産物直売所（菜っ葉館）は、耐震基準を満たしている施設です。

【推進方針】 施設の維持管理を定期的に行うことで長寿命化を図ります。

04 02 03 まちなかのにぎわい創出

【脆弱性評価】 和い話し広場は、大正時代に建築された施設であり、耐震基準を満たしていない施設です。なお、本施設は、市有施設ですが、公共施設ではありません。

【推進方針】 今後、耐震診断を実施し、長寿命化の方向性を検討します。

05 02 01 計画的な土地利用

【脆弱性評価】 さくら市には、特定空家等はありません（令和2年11月1日現在）。特定空家等が発生した場合は、その解体を助成する制度があります。

【推進方針】 倒壊等の恐れがある特定空家等の所有者に対し、助成制度の周知を徹底します。

05 02 04 みどりの憩い空間の形成

【脆弱性評価】 総合公園は、広域防災拠点であり、敷地内にヘリポート・緊急用発電機を有しています。公園の施設については、点検を行い、危険性のあるものを速やかに把握します。また、さくら市公園長寿命化計画を策定しています。

【推進方針】 公園内の施設のうち更新時期を超過し、老朽化したことにより危険性が高まったものの更新・保全を進めていきます。

05 04 01 市民の防災意識の向上

【脆弱性評価】 ブロック塀が倒壊することにより、歩行者・居住者が死傷する可能性があります。そのため、市内のブロック塀の撤去に対し、助成を行っています。
さくら市内には、旧耐震基準に則った木造建築物が約2,400戸あります。それらの木造建築物に対し、耐震診断・耐震工事の助成を行っています。
また、民間特定建築物（階数が3以上かつ延べ床面積5,000㎡以上のもの）の改修も求められています。

【推進方針】 ブロック塀の倒壊による歩行者・居住者の死傷を防ぐため、助成制度の周知・活用の啓発を行っています。
旧耐震基準に基づく木造建築物は、耐震診断を受け、耐震補強を促進するよう、住宅所有者の意識向上を図っていきます。
また、民間特定建築物の改修に対する助成の実施を検討します。

05 04 99 いのちとくらしを守る災害に強いまちづくり

【脆弱性評価】 消防団詰所は、すべて耐震基準を満たしています。

【推進方針】 施設の維持管理を定期的に行うことで長寿命化を図ります。

1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

上記2分野については、現在、本計画で脆弱性評価に該当する施策はありません。

1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

01 04 02 公共施設の適正化

【脆弱性評価】 市役所本庁舎・第2庁舎及び卯の里庁舎は、0.5m～3.0mの浸水が想定されます。避難所に指定されている鷺宿体育館と、その同一敷地内にある旧鷺宿小学校は0.5m～3.0mの浸水が想定されます。

【推進方針】 市役所庁舎が浸水した場合においても2階より上のフロアで業務を継続できるよう、72時間の自立稼働が可能な非常電源を令和2年度に整備しました。
今後、その詳細な運用方法を決定するとともに、市役所庁舎の想定浸水深を詳細に分析し、サーバー室・電源の設置場所の見直しを検討します。
鷺宿体育館は、風水害の発生時は、避難所として活用せず、避難者を他の避難所に誘導します。

02 04 99 健康・予防・医療体制の充実と健康づくり

【脆弱性評価】 避難所に指定されている氏家保健センター・喜連川保健センターは、それぞれ0.5m未満の浸水が想定されます。

【推進方針】 喜連川保健センターは、止水板を設置し、避難所としての機能・安全性の確保を図ります。

02 05 01 幼児教育・保育サービスの充実

【脆弱性評価】 すべての市立保育園が避難所に指定されていますが、そのうちあおぞら保育園は3.0m～5.0mの、わくわく保育園は0.5m未満の浸水が想定されます。
また、氏家児童センターは0.5m未満の、喜連川児童センターは3.0m～5.0mの浸水が想定されます。

【推進方針】 浸水が想定されるあおぞら保育園・わくわく保育園は、風水害の発生時は、避難所として活用せず、避難者を他の避難所に誘導します。
児童センターは、利用者が垂直避難できるような施設の整備を検討します。
また、児童・利用者が施設内で孤立することがないように、休園・休館の決定を的確に行い、保護者メールの活用等により、その周知を徹底します。

03 03 06 安心・安全な教育環境の実現

【脆弱性評価】 氏家小学校・押上小学校は0.5m未満の、喜連川小学校は0.5m～3.0mの浸水が想定されます。それ以外の市立小・中学校は、浸水想定区域外に立地しています。

【推進方針】 児童・生徒を対象に防災ハザードマップの周知徹底と防災訓練の定期的な実施を行っていきます。

04 03 03 観光の施設・基盤の整備と管理

【脆弱性評価】 第1温泉浴場（もとゆ温泉）は0.5m～3.0mの、道の駅きつれがわは0.5m未満の浸水が想定されます。

【推進方針】 止水板の設置等の浸水対策を検討していきます。

05 04 05 土砂災害・浸水対策の整備

【脆弱性評価】 道路における雨水排水対策として、側溝の新設・改修及び卯の里ふれあいアンダー排水ポンプの維持・管理を行っています。道路排水の放流先が五行川等の河川になっているため、市街地の浸水を防ぐためには河川の治水対策・農業用水の流入対策が必要不可欠になっています。

浸水区域を把握し、災害に対する備えを充実させるため、全市民にハザードマップを配布しています。

【推進方針】

雨水排水の放流先である河川の治水対策について、河川管理者である国・栃木県に要望活動を行い、着実な整備の実現に努めます。

また、農業用水の流入対策について、大雨時に発生する市街地の内水を適切に排水するため、農業用水の流入を極力抑えられるよう堰等の改修を検討します。

適切な避難行動が行えるよう、ハザードマップによる避難場所の確認・有事の際に活用できるような避難訓練の実施を行う市民を増やしていきます。

1-5 大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生

05 02 01 計画的な土地利用

【脆弱性評価】 地震による液状化、地滑り等を防止するため、大規模盛土造成地の調査の準備を行っています。

【推進方針】

大規模盛土造成地の調査を行い、液状化、地滑り等の危険性を把握し、利用時にはその内容を周知します。

05 04 05 土砂災害・浸水対策の整備

【脆弱性評価】 住民に著しい危害が生じる恐れがある土砂災害特別警戒区域が市内に 84 箇所あります。土砂災害警戒区域を把握し、災害に対する備えを充実させるため、全市民にハザードマップを配布しています。

【推進方針】

土砂災害防止工事は、栃木県の所管であるため、栃木県に要望し、着実な整備の実現に努めます。適切な避難行動が行えるよう、ハザードマップによる避難場所の確認・有事の際に活用できるような避難訓練の実施を行う市民を増やしていきます。

1-6 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

現在、本計画で脆弱性評価に該当する施策はありません。

1-a 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

01 03 05 広報・広聴の充実

【脆弱性評価】 災害時の情報伝達手段として、市のホームページ、SNS、とちぎテレビのデータ放送、防災メール、防災行政無線、広報車（消防団車両を含む）による広報等があります。

また、現在のホームページは、ページの更新に係る作業の即応性、SNS との連携等が不十分であることが課題になっています。

【推進方針】

ページの更新に係る作業の即応性の向上・伝達効果が高い情報の発信のため、ホームページのシステムそのものを更新します。

01 04 99 透明で健全な財政の確立

【脆弱性評価】 指定管理者が管理する公共施設が複数ありますが、その多くにおいて、毎年度の避難訓練の実施等が契約に明記されていない状況です。
そのため、災害時の避難の遅延・市との連携不足が発生する可能性があります。

【推進方針】 今後、指定管理者と契約する場合は、契約書、仕様書等に毎年度の避難・防災訓練の実施を明記します。

05 04 02 地域防災力の強化

【脆弱性評価】 行政区（自治会）における自主防災組織の組織率は42.6%（令和2年11月1日現在）です。

【推進方針】 全行政区（自治会）で自主防災組織が設立され、多くの市民が参画した防災訓練等を定期的に実施できるように努めます。

05 04 03 災害情報の充実

【脆弱性評価】 防災行政無線の音達区域以外の住民に対し、戸別受信機を無償で貸与しています。
また、災害情報の多様な入手手段として、市のホームページ、SNS、とちぎテレビのデータ放送、防災メール等の活用が求められています。
防災メールのシステムを活用することにより、災害時の避難行動要支援者への情報配信の仕組みを令和2年度から改善しています。

【推進方針】 防災行政無線の戸別受信機を貸与する他、市が複数用意している災害情報ツールの認知率の向上を図り、避難の遅延を防ぎます。
また、浸水想定区域内の避難所に誤って避難しないよう、案内時に的確な避難所を告知し、誘導します。
避難行動時の要支援者に確実に情報が伝達され、避難が迅速に行われるよう、改善した情報配信の利用の登録を促進します。

1-b 民間が運営する福祉施設で、倒壊、火災による死傷者の発生及び災害時の救援までの生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

02 02 03 介護サービスの適正利用

【脆弱性評価】 民間の高齢者施設には、耐震基準を満たしていない施設、倒壊の危険性のあるブロック塀、老朽化している防災設備等が残存する場合があります。

【推進方針】 各種助成制度等を活用し、施設の耐震化、ブロック塀の除却、老朽化した防災設備等の更新を推進していきます。

02 03 99 施策の総合推進（自立・支援・社会参加の障がい者（児）福祉）

【脆弱性評価】 民間の障がい者福祉施設には、耐震基準を満たしていない施設、倒壊の危険性のあるブロック塀、老朽化している防災設備等が残存する場合があります。

【推進方針】 各種助成制度等を活用し、施設の耐震化、ブロック塀の除却、老朽化した防災設備等の更新を推進していきます。

02 05 01 幼児教育・保育サービスの充実

【脆弱性評価】 民間の子育て関連施設には、耐震基準を満たしていない施設、浸水想定区域に設置されている施設、老朽化している防災設備等が残存する場合があります。

【推進方針】 各種助成制度等を活用し、施設の耐震化、老朽化した設備の更新等を推進していきます。

2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

05 01 02 安全で快適な道路の整備

【脆弱性評価】 拠点間をつなぐ幹線市道（市道U 1-10号、市道K 1010号等）には狭隘な区間があるため、円滑な避難、避難物資供給等を阻害する可能性があります。
市街地の道路においては、電柱等の道路占用物件が多数設置された路線があるため、道路占用物件の倒壊による通行不能区間の発生が懸念されています。

【推進方針】 避難、避難物資供給等の円滑性を確保するため、道路の拡幅を行い、狭隘箇所の解消を図ります。
建物が密集する市街地においては、道路占用物件の倒壊による通行不能区間の発生が救助・救急・医療活動を阻害することがないように、電柱地中化等の対策を検討します。

05 01 03 道路・橋梁の長寿命化と維持管理

【脆弱性評価】 さくら市舗装長寿命化計画・さくら市橋梁長寿命化計画に基づき、5年に1回のサイクルで道路・橋梁の点検を実施し、その結果を基に修繕を進めています。
橋梁について、市内に「レベルⅣ（緊急措置段階）」のものはないものの「レベルⅢ（早期措置段階）」のものが1橋あります（令和3年1月1日現在）。

【推進方針】 道路・橋梁の適切な予防保全のため、長寿命化計画に基づき、計画的な修繕を行います。

05 04 04 行政による防災体制の整備

【脆弱性評価】 災害時の食糧、飲料水等の備蓄品は、東日本大震災の実績から想定した996人×3食×2の数を確保しています。
また、市内外のスーパー、ドラッグストア等と物資提供協定を締結しています。
避難所のうち8箇所には太陽光による蓄電システムが装備されていますが、それ以外の24箇所では非常用電源が未整備です。
なお、自主防災組織による非常用発電機の購入を推奨しています。

【推進方針】 備蓄品の食糧には消費期限があるため、定期的買い替え、常に備蓄率100%を維持します。
非常用電源未整備の避難所への電力供給は、自主防災組織が所有する非常用発電機を活用します。
また、災害協定に基づく電源装置のリース・地域のガソリンスタンドからの燃料提供によりエネルギーを確保します。

2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

05 04 04 行政による防災体制の整備

【脆弱性評価】 食糧、飲料水等の備蓄品は、備蓄計画に基づき確保し、市内の備蓄倉庫1箇所集中保管を行っています。

【推進方針】 備蓄計画に基づき、食糧、飲料水等の備蓄品を確保していきます。
現在の備蓄倉庫は、災害の状況によっては孤立する可能性があるため、市内各所での分散保管の検討を進めていきます。

2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

05 04 99 いのちとくらしを守る災害に強いまちづくり

【脆弱性評価】 消防・救急の資機材は、塩谷広域行政組合消防本部・市内消防団が策定した更新計画に基づき、老朽化したものを更新しています。
地域の消防活動を支える消防団員の加入率は79.4%（令和2年4月1日現在）です。

【推進方針】 塩谷広域行政組合消防本部・市内消防団の資機材は、引き続き、更新計画に基づき、更新を推進します。
消防団員の高齢化が進んでいるため、新入団員の確保のための取組を行います。

2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

05 04 04 行政による防災体制の整備

【脆弱性評価】 帰宅困難者になる恐れがある市外からの通勤、通学者等に向け、避難所看板の設置、ホームページによるハザードマップの周知等を行っています。
備蓄品の数は、一定の帰宅困難者が発生することを想定しています。

【推進方針】 一定の帰宅困難者の発生を想定し、備蓄品の確保を継続するとともに、民間宿泊施設との協定等による避難所の確保を検討します。

2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

02 04 05 地域医療体制の整備

【脆弱性評価】 災害時の医療体制の状況把握は、氏家保健センター（塩谷郡市医師会事務局併設）を拠点に行います。しかし、同センターには非常用電源がないため、停電時の対応が難しい状況です。
また、風水害の発生時は、同センターが浸水想定区域内にあるため、機能の維持が難しくなります。

【推進方針】 地震の発生時は、氏家保健センターで医療体制の状況把握に努めるものとし、そのための非常用電源の整備を検討します。
風水害の発生時は、災害対策本部が設置される市役所庁舎に機能を移転します。

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

02 04 04 感染症予防対策の充実

【脆弱性評価】 防疫用の薬剤、新型コロナウイルス感染症の予防・感染拡大防止のための消毒液、マスク等を備蓄し、的確な防疫活動を行うことで被災者の心身の健康を保持することが求められています。

【推進方針】 大規模災害が発災した場合を想定し、備蓄品の数の見直しを行います。
また、関係機関等と連携し、迅速に防疫活動が行えるよう、体制の整備を行うとともに、市民による防疫・保健活動について、普及啓発を行います。

05 04 04 行政による防災体制の整備

【脆弱性評価】 避難所でのより良好な生活環境を確保するため、随時、避難所運営マニュアルを見直し、プライバシーを確保するためのパーティション等の備品を用意します。

【推進方針】 避難所運営マニュアルの見直し後、職員にその内容を適切に周知し、感染予防対策を踏まえた避難所運営を行えるようにします。
また、そのための備蓄品の適正な充足を図ります。

2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

03 03 06 安心・安全な教育環境の実現

【脆弱性評価】

市立小・中学校のすべてが避難所に指定されていますが、学校内のトイレの洋式化率は約6割で、多目的トイレ・スロープ設置率は約4割です。

また、各学校の校舎の空調設備は整備済みですが、体育館には空調設備・網戸が整備されていないため、夏季に避難所を開設した場合における避難者の健康管理に課題が残ります。

【推進方針】

避難所の防災機能の強化を図るため、学校内のトイレの洋式化（老朽化改修含む）を順次、実施していきます。

また、多目的トイレ・スロープの設置等によるバリアフリー化及び体育館への空調設備の整備の検討を進めていきます。

05 04 04 行政による防災体制の整備

【脆弱性評価】

高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児等、特別なケアを必要とする方を対象にした福祉避難所の開設について、9箇所の社会福祉施設と協定を締結しています。

ただし、新型コロナウイルス感染症に感染するリスクがある状況では、協定に基づく開設が難しい状況です。

【推進方針】

開設場所を市有施設とし、協定を締結している社会福祉施設から運営人員を派遣する等の方法により、福祉避難所の開設・運営を図ります。

3. 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

3-2 首都圏等での中央官庁機能の機能不全

上記2分野については、現在、本計画で脆弱性評価に該当する施策はありません。

3-3 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

01 04 02 公共施設の適正化

【脆弱性評価】

市役所の業務継続計画（BCP）を平成30年度に変更しています。
近年の災害状況を踏まえると、災害対応業務・基幹業務の継続のための非常用電源が不足しています。
市役所本庁舎・第2庁舎及び卯の里庁舎は0.5m～1.0mの浸水が想定されます。
サーバー室が浸水した場合、各種業務、証明書発行等に支障を来す恐れがあります。

【推進方針】

令和2年度に72時間の自立稼働が可能な非常用電源設備を整備したことから、その詳細な運用方針を決定します。
市役所庁舎の想定浸水深を詳細に分析し、サーバー室・電源の設置場所の見直しを検討します。

02 01 01 地域福祉の理解促進

【脆弱性評価】

災害ボランティアセンターの設置を予定している喜連川社会福祉センターは2.0mの浸水が想定されます。

【推進方針】

喜連川社会福祉センターが浸水した場合は、同センター以外の場所での災害ボランティアセンターの設置を検討します。

05 04 04 行政による防災体制の整備

【脆弱性評価】

職員の参集方法等は、災害時職員初動マニュアルによって定めています。
令和2年度に職員参集メールシステムによる参集可能時間のシミュレーションを行い、初動体制の見直しを行いました。
また、防災対策本部が十分に機能するための広さ・電源を有する会議室等の確保が難しい状況にあります。
平成30年度に市役所の業務継続計画（BCP）を変更し、優先業務の位置づけを完了しています。

【推進方針】

被害の程度によっては市外・県外在住職員の参集が見込めないため、会計年度任用職員の参集を検討します。
避難所の設営・運営を経験する職員を増やし、不測の事態でも円滑に避難者の受入れが行えるように体制を強化します。
また、防災対策本部に参集する人員等を踏まえ、庁内での設置場所の見直しを検討します。
市役所の業務継続計画（BCP）の定期的な見直しの実施及び地震・洪水の発生を想定した訓練の実施を検討します。

4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

05 04 04 行政による防災体制の整備

【脆弱性評価】 防災行政無線局を市内全域に配備し、非常時には遅滞なく情報の発信が行えます。

【推進方針】 想定する最大浸水深の被害が発生した場合は、電気基盤の浸水により防災行政無線が機能不全になる恐れがあるため、設備の更新を検討します。

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

現在、本計画で脆弱性評価に該当する施策はありません。

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

02 01 03 見守り活動・相談体制の充実

【脆弱性評価】 見守り福祉ネットワークにおいて、避難行動要支援者の災害時の支援を行うための緊急連絡先を登録しています。

【推進方針】 避難行動要支援者に確実に情報を伝達するため、緊急連絡先の定期的な確認を行い、最新の状態を維持できるよう、名簿を更新していきます。

05 01 03 道路・橋梁の長寿命化と維持管理

【脆弱性評価】 卯の里ふれあいアンダーでは、自動車の水没による事故を防ぐため、排水ポンプ・通行止めのサインを標示する冠水警報表示板を設置しています。

しかし、排水ポンプに非常用電源が設置されていないため、停電時に機能が停止し、冠水状態に陥る可能性があります。

また、冠水状況を確認する監視カメラが設置できていません。

【推進方針】 非常用電源を確保することにより、常時、排水ポンプ・冠水警報表示板を稼働させることで停電時も市民の安全を確保します。

また、冠水、降雪等の災害の危険がある箇所への監視カメラの設置を検討していきます。

4-a 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

現在、本計画で脆弱性評価に該当する施策はありません。

5. 経済活動を機能不全に陥らせない

- 5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下（サプライチェーンの寸断等による地元企業が生産力低下）
- 5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
- 5-3 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
- 5-4 海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響
- 5-5 太平洋ベルト地帯の幹線が分断するなど、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響（基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止）
- 5-6 複数空港の同時被災による国際航空輸送への甚大な影響（空路の機能停止）
- 5-7 金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響
上記7分野については、現在、本計画で脆弱性評価に該当する施策はありません。

5-8 食料等の安定供給の停滞

04 01 04 地産地消等による農林水産業への理解推進

【脆弱性評価】 野菜、果物等の集荷場が市内に点在しており、災害発生時の物流拠点がない状況です。

【推進方針】 災害時においても野菜、果物等の安定供給を確保するため、耐震基準を満たした集荷場の設置を図ります。

5-9 異常湧水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

現在、本計画で脆弱性評価に該当する施策はありません。



6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

現在、本計画で脆弱性評価に該当する施策はありません。

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

05 05 02 管路の維持管理・更新

【脆弱性評価】 さくら市地域防災計画に基づき、避難施設、病院等への給水を確保するための管路の耐震化は完了しています。

なお、浄水場等の水道施設・市域全体の基幹管路の耐震化率は約 36%です。

【推進方針】 水道水の安定供給を継続するため、水道企業会計の収支を踏まえつつ、水道施設・管路の耐震化・更新を計画的に進めていきます。

05 05 03 取水・浄水・配水施設等の維持管理

【脆弱性評価】 市内5箇所の浄水場のうち3箇所で浸水が想定されます。
浸水が発生した場合は、浄水機能が不全になる可能性があります。

【推進方針】 浸水の可能性がある3箇所の浄水場の被害を想定し、必要に応じた整備を検討していきます。

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

05 06 02 合併処理浄化槽による汚水処理の推進

【脆弱性評価】 単独浄化槽・汲取り槽は、汚水処理能力が低いため、災害時に衛生的な問題が発生する可能性があります。

【推進方針】 老朽化した単独浄化槽・汲取り槽を災害に強い合併浄化槽・公共下水道へ転換するよう、市民に促していきます。

05 06 03 施設の適正な維持・管理

【脆弱性評価】 公共下水道事業の管路は、昭和63年以降の施工であり、耐用年数を満たしています。ただし、緊急輸送路等に布設されている重要な管路の一部は、最新の耐震基準を満たしていないものがあります。また、汚水処理施設の一部に耐震基準を満たしていない箇所があります。農業集落排水事業の管路は、平成9年以降の施工であり、耐用年数を満たしていますが、汚水処理施設の一部に耐震基準を満たしていないものがあります。

【推進方針】 下水道におけるストックマネジメント計画を令和3年度に策定し、計画的な施設の耐震化・設備の更新を進めます。

05 06 04 汚水処理施設の浸水対策の推進

【脆弱性評価】 浸水対策が行われていない下水道の施設が多数あります。浸水によって電気系統が機能不全に陥り、汚水が滞留し、処理されていない下水が公共水域に流出する恐れがあります。災害等を想定した業務継続計画（BCP）を毎年改訂し、緊急時に備えています。

【推進方針】 下水道施設の耐水化計画を令和3年度に策定し、その計画に基づき下水道施設の機器類の耐水化・浸水対策工事を進めていきます。業務継続計画（BCP）は、大規模災害を想定した見直しを行います。

6-4 新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止

6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全

上記2分野については、現在、本計画で脆弱性評価に該当する施策はありません。

7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生

上記2分野については、現在、本計画で脆弱性評価に該当する施策はありません。

7-3 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺

05 01 02 安全で快適な道路の整備

【脆弱性評価】 市街地における狭隘な道路については、沿道の建物倒壊により、通行不能区間が発生する可能性があります。

山間部の道路については、法面の崩落による通行不能区間の発生が懸念されています。

【推進方針】

建物が密集する市街地においては、沿道の建物崩壊による通行不能区間の発生が救助・救急、医療活動等を阻害することがないように、狭隘道路の拡幅整備を検討します。

避難、避難物資供給等の円滑性を確保するため、山間部における道路法面の補修等を行います。

7-4 ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生

04 01 01 農業生産基盤の整備

【脆弱性評価】 農業用ため池等の施設管理者の登録及び決壊による浸水被害が大きい重点ため池の登録が完了しています。

ため池施設長寿命化計画を令和4年度までに策定します。

【推進方針】

ため池等ハザードマップを広報紙・ホームページで周知していきます。

ため池施設長寿命化計画の内容を踏まえ、整備が必要な場合は、計画的に進めます。

7-5 有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃

現在、本計画で脆弱性評価に該当する施策はありません。

7-6 農地・森林等の被害による国土の荒廃

04 01 01 農業生産基盤の整備

【脆弱性評価】 有害鳥獣駆除のための鳥獣侵入防護柵・罠の設置、猟友会による駆除等の対策を講じています。

【推進方針】

農作物被害の減少を図るため、住民の要望に合わせ、鳥獣侵入防護柵・罠の設置を進めていきます。

8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

06 02 05 ごみの収集・処理体制の適正化

【脆弱性評価】 平成 29 年度に策定された災害廃棄物処理計画では、風水害の対策が想定されていないため、計画の見直しが必要です。

また、災害廃棄物の仮置場が事前に設定されていない状況です。

エコパークしおやが浸水想定区域内にあるため、風水害が発生した場合は、利用できない可能性があります。

【推進方針】

災害廃棄物の仮置場の事前の確保（場所の特定）・住民への周知を行います。

また、仮置場を運用するための作業員及び重機・運搬の事業者の確保のための協定等の締結を検討します。

エコパークしおやが利用できなくなった場合の対応策を検討します。

8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

02 01 01 地域福祉の理解促進

【脆弱性評価】 災害ボランティアセンターの開設は、さくら市社会福祉協議会が所管します。

災害ボランティアセンターの運営方針・マニュアルの策定は、平成 26 年度に完了していますが、さくら市では開設の経験がないため、円滑な運営において課題があります。

【推進方針】

災害ボランティアセンターの開設訓練、図上訓練等によりシミュレーションを行っていきます。

また、栃木県が主催する研修等に参加し、他自治体の運営事例を学んでいきます。

05 04 04 行政による防災体制の整備

【脆弱性評価】 災害発生時の住宅の危険度判定は、判定士の資格を有する市職員（5人程度）が、被害認定調査は、税務担当の市職員等が担当しています。

多大な被害が発生した場合は、判定士等の不足により、復興復旧が遅れる恐れがあります。

【推進方針】

経験を有する市職員の活用に加え、市内業者との協定により判定士・調査員を確保し、迅速な調査終了体制の構築を図ります。

8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

現在、本計画で脆弱性評価に該当する施策はありません。

8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

03 02 02 歴史的文化的資源の保存・継承・利活用

【脆弱性評価】

市内の文化財のうち家屋等（堂原地蔵堂を除く）は、住宅火災報知器、消火器等が整備され、夜間は機械警備で防災に対応しています。

瀧澤家住宅の修繕は、一部が完了しています。

勝山城本丸跡は、一部の整備は行われているものの、大手橋、東屋、ベンチ等が老朽化しているため、更新の必要があります。

土塁、堀等は地震等で崩落する可能性があります。

【推進方針】

建物、遺跡、天然記念物等の継続的な維持管理が必要なため、具体的な修繕・整備計画の策定を検討します。

瀧澤家住宅の蔵座敷・木堀の修繕及び敷地整備が必要です。

勝山城本丸跡の橋、東屋等の継続した維持管理・更新が必要です。

03 02 03 ミュージアムの充実

【脆弱性評価】

さくら市ミュージアム―荒井寛方記念館―は、耐震基準を満たしている施設です。

館内には自動火災報知設備、消火器、ハロン消火設備等が設置されています。

空調の常時運転により、収蔵庫内の気温・湿度の変動を抑制し、夜間機械警備も実施しています。

栃木県指定文化財の木造不動明王坐像は、耐火性の専用収蔵庫で保管されています。

【推進方針】

令和元年度に策定した長寿命化計画に基づき、定期的な修繕を行っていきます。

大規模な災害の発生により、長期的な停電が発生した場合は、展示物を収蔵庫へ移動させ、毀損しないように処置します。

8-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

05 04 04 行政による防災体制の整備

【脆弱性評価】

応急仮設住宅の設営の方針・建設候補地が設定されていない状況です。

【推進方針】

応急仮設住宅の設営の方針の策定・建設候補地の選定を検討します。

8-6 国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による国家経済等への甚大な影響

現在、本計画で脆弱性評価に該当する施策はありません。

第4章 計画の推進及び進捗管理

4-1 計画の推進及び進捗管理

本計画に位置付けられた取組は、さくら市全体の強靱化に関するものであるため、特にさくら市地域防災計画と整合性を保ちながら、総合的かつ効果的な防災・減災対策に資することができるよう、総合計画、個別計画等と連携し、計画的かつ着実に推進していきます。

また、本計画の進行管理は、PDCAサイクルにより、毎年度、各取組の進捗状況の検証を行います。なお、進行管理にあたっては、さくら市が導入している行政評価の仕組みと連動させ、市民への説明責任を果たします。

	国土強靱化地域計画	総合計画
計画 (Plan)	<ul style="list-style-type: none"> ① リスクシナリオ単位での推進方針の設定 ② 実施計画で目指すべきKPIの現状値と目標値を設定 	<ul style="list-style-type: none"> ① 政策体系に基づく施策展開 ② 事務事業の活動・成果指標を実施計画事業のKPIと連動
実施 (Do)	事務事業単位での進行管理	
評価 (Check)	<ul style="list-style-type: none"> ① リスクシナリオの脆弱性の状況及び推進方針の進捗を確認 ② 実施計画のKPIを「把握」「公開（説明責任）」 	総合計画の進捗状況公開（まちづくり報告書）において、国土強靱化地域計画のKPIであることを表示して管理
改善 (Action)	<ul style="list-style-type: none"> ① 評価結果を踏まえてリスクシナリオの脆弱性評価と推進方針を見直し ② 評価結果を踏まえた実施計画事業の進め方を見直し、事業の追加・削除の実施 	実施計画又は事務事業の活動・成果指標の指標名称及び目標値と連動した管理

4-2 計画の見直し

本計画は、今後の社会経済情勢の変化や、国、栃木県等の国土強靱化に関する施策の進捗状況等を考慮しつつ、適宜見直しを行うことを検討します。

參考資料



1 第2次さくら市総合計画基本構想変更・後期基本計画策定過程

令和元年度	
9月	経営会議において、後期基本計画策定方針案を協議
3月	庁議において、後期基本計画策定方針を審議
令和2年度	
7月	基本構想の変更・後期基本計画の策定に係る庁内説明会を開催
	後期基本計画の施策・基本事業の成果指標の設定に係る庁内会議を開催
8月	国土強靱化地域計画の策定に係る庁内会議を開催
9月	庁議において、後期基本計画の施策の展開方針等を審議
	経営会議において、後期基本計画の施策・基本事業の成果指標を協議
12月	後期基本計画の策定に係る市民アンケートを実施
	庁議において、基本構想の変更・後期基本計画の策定の進捗状況を報告
	さくら市総合計画審議会に基本構想の変更・後期基本計画の策定を諮問
1月	庁議において、基本構想の変更案を審議
	さくら市総合計画審議会第1回会議を開催
	議会議員全員協議会において、基本構想の変更・後期基本計画の策定の進捗状況を報告
	後期基本計画の策定に係る職員アンケートを実施
2月	庁議において、基本構想の変更案・後期基本計画の策定案を審議
	さくら市総合計画審議会第2回会議を開催
	議員全員協議会において、基本構想の変更案・後期基本計画の策定案を報告
3月	後期基本計画の策定に係るパブリック・コメントを実施
	さくら市総合計画審議会から答申
	議会において、基本構想の変更を議決
	基本構想を変更・後期基本計画を策定

※ 「後期基本計画の策定」には、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略及び国土強靱化地域計画の策定が含まれます。

さくら市総合計画条例

(目的)

第1条 この条例は、総合計画の定義、構成及び位置付けその他総合計画の策定等に関し必要な事項を定め、もって総合的かつ計画的な市政運営を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 総合的かつ計画的な市政運営を図るため、市長が作成する長期的なまちづくりの指針をいう。
- (2) 基本構想 将来の都市像及び市政の方向を定めるための基本的な考え方をいう。
- (3) 基本計画 基本構想に基づき、施策ごとの目標及び体系を明らかにするものをいう。
- (4) 実施計画 基本計画で定められた施策をどのように実施していくかを具体的に示すものをいう。

(構成)

第3条 総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画で構成する。

(位置付け)

第4条 総合計画は、全ての施策を網羅した市の最上位の計画と位置付ける。

2 市の各行政分野に関する計画を策定又は変更するときは、総合計画との整合を図らなければならない。

(総合計画審議会への諮問)

第5条 市長は、基本構想若しくは基本計画を策定又は変更するときは、あらかじめ、さくら市総合計画審議会条例（平成17年さくら市条例第7号）第1条に規定するさくら市総合計画審議会に諮問しなければならない。

(議会の議決)

第6条 市長は、基本構想を策定又は変更するときは、議会の議決を経なければならない。

(公表)

第7条 市長は、総合計画を策定又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(策定後の措置)

第8条 市長は、総合計画に基づく施策を計画的に実施するために必要な措置を講ずるほか、その実施状況について公表するものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、計画期間が平成28年4月1日以後に開始される総合計画及びその策定に係る事務について適用する。

(さくら市振興計画審議会条例の一部改正)

2 さくら市振興計画審議会条例の一部を次のように改正する。

[以下略]

3 さくら市総合計画審議会条例

平成17年さくら市条例第7号

さくら市総合計画審議会条例

(設置)

第1条 さくら市総合計画条例（平成27年さくら市条例第15号）第5条の規定による諮問に応じ、総合計画を策定するために必要な調査及び審議を行わせるため、さくら市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 市民
- (4) 関係機関の職員

(委員の任期)

第3条 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、その職を解かれるものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、委嘱後最初に開かれる会議並びに会長及び前条第3項の会長があらかじめ指名した委員がともに欠けたときの会議は、市長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(答申)

第7条 審議会は、諮問された事項に関し調査及び審議を終了したときは、文書でその結果を市長に答申するものとする。この場合、審議会が必要と認めたときは、少数意見を付することができる。

(幹事)

第8条 審議会に幹事若干人を置く。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、審議会の所掌事務について委員を補佐する。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、総合政策部総合政策課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年3月28日から施行する。

附 則 (平成22年さくら市条例第1号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年さくら市条例第15号抄)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、計画期間が平成28年4月1日以後に開始される総合計画及びその策定に係る事務について適用する。

附 則 (平成29年さくら市条例第13号)

この条例は、平成29年7月1日から施行する。

4 さくら市総合計画審議会委員名簿

(順不同・敬称略)

職名	氏名	区分	備考	
会長	三橋 伸夫	学識経験者	宇都宮大学名誉教授	
委員	小堀 勇人	市議会議員	市議会議員	
	岡村 浩雅			
	石原 孝明			
	藤井 正則	学識経験者	喜連川工業団地工業会理事長	
	小島 努		蒲須坂工業団地連絡会長	
	荒井 秀忠		塩野谷農業協同組合代表理事組合長	
	高瀬 和明		さくら市認定農業者協議会長	
	渡辺 徹		栃木県立さくら清修高等学校長	
	小堀 洋人		学校法人氏家幼稚園長	
	矢口 好和		さくら市金融団代表	
	野上 裕之		(株)下野新聞社さくら支局長	
	大久保 睦		市民	さくら市区長会理事
	中村 一行			さくら市区長会監事
	小林 行雄	さくら市民生委員児童委員協議会連合会長		
	関 健一	さくら市PTA協議会長		
	谷口 洋子	—		
	山本 智代	—		
	平澤 欣一	関係機関		氏家商工会事務局長
	関 一男		喜連川商工会長	
	菅俣 宗良		栃木県総合政策部地域振興課長	
杉山 敏明	さくら市校長会長			
高塩 博行	矢板職業安定所長			



SAKKURA CITY



さくら市

